

(2) 発出文書（厚生労働省分）

年月日	通達番号	通達名
H23. 3. 18	基安安発 0318 第 2 号 基安化発 0318 第 9 号	平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について
H23. 3. 23	基安労発 0323 第 2 号 基安化発 0323 第 1 号 環水大大発 110323004 号	東北地方太平洋沖地震における呼吸用保護具の増産について（依頼）
H23. 3. 28	基安安発 0328 第 2 号 基安労発 0328 第 1 号 基安化発 0328 第 2 号	平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その 2）
H23. 4. 11	基発 0411 第 2 号	東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について
H23. 4. 22	基安発 0422 第 1 号	東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について
H25. 5. 10	基安発 0510 第 2 号	東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について
H23. 5. 27	基安安発 0527 第 2 号 基安労発 0527 第 2 号 基安化発 0527 第 2 号	東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その 3）～低層住宅の屋根改修工事等関連～
H23. 6. 30	基安化発 0630 第 1 号 環水大大発 110630002 号	石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）
H23. 8. 12	基安発 0812 第 2 号	東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について
H23. 8. 30	基安安発 0830 第 2 号 基安労発 0830 第 2 号 基安化発 0830 第 2 号	災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について
H23. 8. 31	基安安発 0831 第 4 号 基安労発 0831 第 2 号 基安化発 0831 第 2 号	東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その 4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～
H23. 9. 2	基安労発 0902 第 2 号 基安化発 0902 第 1 号	呼吸用保護具の配布について
H23. 11. 10	基安化発 1110 第 1 号	石綿ばく露防止のための電動ファン付き呼吸用保護具の配布について

H23. 11. 17	基安化発 1117 第 2 号	石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事における集じん・排気装置の稼働の確認について
H23. 11. 24	基発 1124 第 3 号	東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について
H23. 11. 24	基安労発 1124 第 1 号 基安化発 1124 第 1 号	東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止に伴う留意点について
H24. 2. 13	基安化発 0213 第 1 号	建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について
H24. 10. 25	基安化発 1025 第 3 号	建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について～第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～
H25. 1. 7	基安化発 0107 第 2 号	建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について～第 9 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～

基安安発0318第2号

基安化発0318第9号

平成23年3月18日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

化学物質対策課長

(公印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策
の徹底について

平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震が発生し、建設物、交通機関、電話、電気、ガス、水道等の施設に大きな被害が生じ、現在においても、地震により損傷した原子力発電所に対する緊急対応が実施されているところである。

また、地震により多くの方々が避難所での生活を余儀なくされており、これらの方々への支援も緊急を要する状況にある。

一方で、国土交通省は、関係発注機関に対して応急復旧の優先的实施を要請しており、今後、災害の状況に応じ、地域によっては被害を受けた建設物の解体・改修工事や交通機関等の災害復旧工事が早急に行われることとなるため、それら工事における労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。

ついては、貴職におかれても、災害復旧工事等における労働災害防止のため、管内の被害状況に応じ、発注機関との連携を図りつつ、関係事業場等に対して、土砂崩壊による労働災害防止対策のほか、津波、建設機械等による労働災害防止対策の適切な実施について周知徹底するとともに、必要に応じ災害復旧工事現場に対して指導をされたい。

なお、別添のとおり建設業労働災害防止協会会長並びに社団法人全国建設業協会会長及び社団法人日本建設業団体連合会会長に対し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を要請したので、了知されたい。

基安安発0318第1号

基安化発0318第8号

平成23年3月18日

建設業労働災害防止協会会長 殿
社団法人全国建設業協会会長 殿
社団法人日本建設業団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
化学物質対策課長

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策
の徹底について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき
きお礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震が発生し、建設物、交通機関、
電話、電気、ガス、水道等の施設に大きな被害が発生しました。

政府においては、災害応急活動に総力を挙げて取り組んでいるところでありますが、今
後、災害の状況に応じ、地域によっては被害を受けた建設物の解体・改修工事や交通機関
等の災害復旧工事を早急に進めることが必要となります。

つきましては、災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、
特に下記の労働災害防止に十分留意した施工が行われるよう、貴協会会員各位に対し周知
を図られたくお願いいたします。

記

1 余震の発生に留意した安全な施工

引き続き余震が発生する可能性があるので、津波による災害を含め余震による二次災
害の防止に留意した安全な施工の徹底を図ること。

2 土砂崩壊災害の防止

作業箇所等を事前に十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で、こ
れに基づき作業を行うこと。

点検者を指名して、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。

土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること。

3 港湾施設、防波堤、道路、鉄道等の復旧工事における災害の防止

港湾施設や防波堤の補修工事、路盤の補修、軌道の付替、橋桁や橋脚の補修工事等が行われることが予想されるため、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、津波による災害の防止等の徹底を図ること。

4 電気・通信工事における災害の防止

電気・通信施設の復旧のためには、高所作業、高所作業車を用いる作業等が行われるので、墜落防止措置、高所作業車の転倒防止措置等の徹底を図ること。

5 ガス・水道復旧工事における災害の防止

掘削作業に伴う土砂崩壊災害防止措置のほか、各種の建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。

6 建築物等の解体、改修工事、がれきの処理における石綿等ばく露の防止

防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。

7 土石流災害の防止

作業場所から上流の河川の形状等を事前に十分に調査すること、土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を必要に応じ見直すこと、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等について労働者に十分周知すること等により、土石流災害防止対策の徹底を図ること。

基安労発 0323 第 2 号

基安化発 0323 第 1 号

環水大大発第 110323004 号

平成 23 年 3 月 23 日

(社) 日本保安用品協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課長

化学物質対策課長

環境省水・大気環境局

大気環境課長

東北地方太平洋沖地震における呼吸用保護具の増産について (依頼)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災された貴協会会員関係者の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

この度の地震により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物などの解体、改修工事、ガレキの処理に伴い、発生する粉じんによるばく露が懸念されます。

このため、厚生労働省及び環境省においては、互いに連携し、被災した住民及び災害復旧活動にあたる労働者等が有する不安への対応と粉じんへのばく露防止を図ることを目的に、呼吸用保護具を配布することが必要と考えておりますが、この度の地震に伴う呼吸用保護具の需要の高まりによる在庫数の減少により、被災地への十分な供給が出来なくなる可能性があります。

つきましては被災した住民及び災害復旧作業にあたる労働者等への粉じんへのばく露を防ぐため、下記の性能要件を満たす呼吸用保護具の増産をお願いするとともに、貴協会会員への周知方よろしく申し上げます。

記

1. 被災した住民等に対して

以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた使い捨て式防じんマスク

- ・ 厚生労働大臣の型式検定（昭和 63 年 3 月 30 日労働省告示第 19 号、平成 15 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 394 号改正）

- ・ NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格（42CFR84）

例：N95 マスク 等

- ・ 欧州規格（EN149）

例：FFP2 マスク 等

2. 災害復旧作業にあたる労働者に対して

（1）電動ファン付き呼吸用保護具

- ・ JIS（日本工業規格）T8157 に適合しているもの

（2）防じんマスク

- ・ 厚生労働大臣の型式検定合格品（昭和 63 年 3 月 30 日労働省告示第 19 号、平成 15 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 394 号改正）

基安安発 0328 第 2 号
基安労発 0328 第 1 号
基安化発 0328 第 2 号
平成 23 年 3 月 28 日

岩手労働局労働基準部長
宮城労働局労働基準部長
福島労働局労働基準部長
茨城労働局労働基準部長
栃木労働局労働基準部長
千葉労働局労働基準部長

殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課長

労働衛生課長

化学物質対策課長

(契印省略)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事
における労働災害防止対策の徹底について（その 2）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事における労働災害防止対策については、平成 23 年 3 月 18 日付基安安発 0318 第 2 号及び基安化発 0318 第 9 号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」に基づき、関係行政機関等と連携のもと、管内の被害状況に応じた労働災害防止対策を徹底することとしているところである。

今般、別添のとおり建設業関係団体等に対し、今後想定される災害復旧工事の状況に応じた具体的な労働災害防止対策への取組を要請したところであるので了知の上、関係事業者、業界団体等に対し必要な指導・援助を実施するとともに、被災者等が災害復旧工事の実施に伴い、健康障害や災害に遭わないよう、関係自治体とも連携の上、必要な周知、注意喚起を実施されたい。

なお、粉じんばく露防止の観点から、がれきの処理等に従事する関係事業者、労働者に対して呼吸用保護具の着用を勧奨する必要があるが、別添の記の 3（1）に示した使い捨て式防じんマスクを別途貴局あて送付することを予定しているため、現場パトロール等の際や労働局の窓口において配布されたい。

基安安発 0328 第 2 号
基安労発 0328 第 1 号
基安化発 0328 第 2 号
平成 23 年 3 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿
(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の 6 労働局を除く)

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契印省略)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事
における労働災害防止対策の徹底について (その 2)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事における労働災害防止対策については、平成 23 年 3 月 18 日付基安安発 0318 第 2 号及び基安化発 0318 第 9 号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」に基づき、関係行政機関等と連携のもと、管内の被害状況に応じた労働災害防止対策を徹底することとしているところである。

今般、別添のとおり建設業関係団体等に対し、今後想定される災害復旧工事の状況に応じた具体的な労働災害防止対策への取組を要請したところであるので了知の上、関係事業者、業界団体等に対し必要な指導・援助を実施するとともに、被災者等が災害復旧工事の実施に伴い、健康障害や災害に遭わないよう、関係自治体とも連携の上、必要な周知、注意喚起を実施されたい。

(別添)

基安安発 0328 第 1 号

基安労発 0328 第 2 号

基安化発 0328 第 1 号

平成 23 年 3 月 28 日

別記の団体の長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

化学物質対策課長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事
における労働災害防止対策の徹底について（その 2）

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき
お礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事における
労働災害防止対策につきましては、別紙 1「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧
工事における労働災害防止対策の徹底について」（平成 23 年 3 月 18 日付け厚生労働省労働
基準局安全衛生部安全課長・化学物質対策課長連名通知。以下、「連名通知」という。）の
とおり主要建設業関係団体等を通じ、その徹底に御協力いただいているところですが、今後
の災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、連名通知に加え、
下記の事項に留意した施工が行われるよう、貴協会会員各位に対し周知を図っていただきま
すようお願いいたします。

また、災害復旧工事の実施に当たっては、これに伴い、被災者等が健康障害や災害に遭わ
ないよう、特段の配慮をお願いいたします。

記

1 建築物等の解体、改修工事、がれきの処理における労働災害防止対策について

(1) がれきの処理等における安全対策について

災害復旧工事の円滑な実施のため、当面、がれきの処理等が優先的に実施されるこ
とが想定されるため、その実施に当たっては別紙に加え、以下の事項に特に留意する
必要があること。

ア 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるため、複数の事業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。また、被災者が震災後の住居跡に立ち入ること等も想定されるため、作業区域に立ち入り禁止措置を講じ、又は監視員を配置する等被災者等を巻き込む災害の防止にも留意すること。

イ がれきの処理等に当たっては、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

特に、地震の影響によって発生した液状化砂の飛散により、視界が悪い中で作業が行われるため、視界を確保するためのゴーグルの着用に加え、各作業者が担当する作業範囲を明確に区分けする等により車両系建設機械相互若しくは車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

ウ 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。

エ 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者を行わせること。

オ 車両系建設機械については、過酷な使用状況で長時間これを使用することとなるため、点検・整備等を適切に実施すること。

カ 「ニブラ」、「グラップラ」など車両系建設機械に該当せず、労働安全衛生関係法令上の規制を受けない機械についても、車両系建設機械に準じ、上記のイ～オに準じた取扱いを行うこと。

(2) 石綿等ばく露の防止対策について

連名通知の別添の記6について、建築物等の中には、建築時期によっては天井、壁、内装材、床材、耐火被覆材、屋根材等に石綿が使用されているものがあるため、地震による被害を受けた建築物等の解体・改修等や建材等のがれき処理等の際に石綿粉じんが飛散する可能性がある。

このため、建築物等の解体・改修等や建材等のがれき処理等に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 建材等のがれき処理等に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

(ア) 労働者が石綿粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用すること。

なお、防じんマスクの使用に当たっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。（別紙2参照）

(イ) 石綿粉じんを飛散させないために、作業を開始する前に予め建築物等に散水、薬液を使用することにより、湿潤な状態とすること。

(ウ) 関係者以外の者が石綿粉じんにばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立入立ち入りを禁止すること。

イ 建築物等の解体・改修等に当たっては、建築物等について、石綿の含有の有無を調査し、石綿の含有が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策をとること。

なお、石綿粉じんのばく露防止対策の徹底に当たって、参考に掲げた通知等を参考にされたい。

また、厚生労働省では、今後、被災地の都道府県労働局を通じた関係者に対する防じんマスク等の提供及び解体等の現場における石綿粉じん濃度の測定の実施を検討中であること。

2 応急仮設住宅の建築における安全対策について

地震による被害を受けた建築物、構造物の復旧とは別に、災害復旧工事の一環として被災者の当面の生活を確保するために応急仮設住宅の建築が優先的に実施されているが、その建築に当たっては以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるため、複数の事業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

イ 建築資材の荷役等移動式クレーンを用いて行う作業や基礎施工に伴うくい等の打設等車両系建設機械を用いて行う作業については、作業計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

ウ 地震や津波の影響により地盤が緩んでいる等不安定な場所において作業を行う場合には、敷鉄板の敷設等移動式クレーンや車両系建設機械の転倒防止を図ること。

エ 移動式クレーン、車両系建設機械の運転の業務については、免許を受けた者や技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

オ 高所作業を行う場合については、安全帯の使用等墜落防止対策の徹底を図ること。

なお、脚立や作業台を用いて行う高さ2メートル未満の場所における作業についてもこれに準じて墜落防止対策を講ずること。

カ くいの高さ調整に使用する「チェーンソー」や鉄骨の組立に使用する「インパクトレンチ」、内装仕上げ等に使用する「携帯用丸のこ盤」等各種の機械・器具の使用に当たっては、安全装置の適切な使用や必要な保護具の着用等を徹底すること。

3 その他

(1) 粉じん障害防止対策

建築物等の解体やがれきの処理等においてはこれに伴う粉じんの発生や上記1(2)イに示した「液状化砂の飛散」が懸念されるため、粉じんばく露防止の観点から呼吸用保護具を使用することが適当であること。なお、今後、(社)日本保安用品協会から無償提供された使い捨て式防じんマスクを岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の6県の労働局の窓口で配布するとともに、被災地における災害復旧工事現場を対象とした現場パトロール等の際に配布することを予定しているので積極的にこれを活用されたい。

(2) 一酸化炭素中毒の防止

災害復旧工事の実施に当たり、発電機等の内燃機関を有する機械やコンクリートの養生等に用いられる練炭を、自然換気が不十分な屋内作業場所で使用すると、一酸化炭素中毒が発生するおそれがあるため、このようなところでは発電機、練炭コンロ等を極力使用しないこと。やむを得ず使用する場合には、十分な換気を行うこと。通常使っている換気装置が停電、故障により使えない場合があるので留意すること。

(3) 有害物、危険物等による中毒、爆発、火災等の防止

工場等における復旧工事を実施するに当たっては、当該工場等において有害物、危険物等が使用、保存されていたおそれがあるため、事業者から、当該工場等において取り扱われていた化学物質の関連情報を可能な限り入手し、必要な対応をとること。また、事業者が不在で連絡がとれず情報が入手できないような場合においても、化学工場等の解体の際には、予め労働者に適切な保護具をつけさせる等の必要な対策を講じることにより、中毒、爆発、火災等の災害防止対策の徹底を図ること。

なお、変圧器やコンデンサー等の電気設備については、PCBが混入しているおそれがあるので、機器を破損しないように注意すること。

(別記団体)

社団法人全国建設業協会

社団法人日本建設業団体連合会

社団法人日本土木工業協会

社団法人建築業協会

社団法人プレハブ建築協会

社団法人建設産業専門団体連合会

社団法人全国解体工事業団体連合会

建設業労働災害防止協会

平成 2 3 年 4 月 1 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について

東日本大震災の被災地においては、地震の揺れ及び津波によって多くの建物が損壊、倒壊しており、今後の復旧工事に当たっては、膨大な量のがれきの撤去が必要になっている。

これらのがれきについては、建築物に用いられた断熱材やスレート板等に石綿が含まれている可能性があることから、その撤去に当たっては、石綿の含有の可能性を前提として防護措置を講じることが重要である。このため、石綿障害防止規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 44 条の規定を踏まえ、被災地においては屋外におけるがれきの撤去であっても、石綿から防護できる有効な呼吸用保護具を着用させることが適当である。

他方、東日本大震災は広範な地域に甚大な被害を及ぼしていることから、復旧工事における呼吸用保護具の需要が急速に高まっているが、既に復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じており、労働者の健康を守る観点から呼吸用保護具の確保を速やかに行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、国家検定を取得していない防じんマスクについて、学識経験者及び国家検定機関の専門家にその性能について意見を求めたところ、下記 2 に掲げる諸外国の一定の規格に適合しているものは、国家検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力があることを確認したところである。

このため、今般、東日本大震災の復旧工事に携わる労働者の健康障害を予防するための当面の措置として、国家検定を取得していないものの、下記 2 に掲げる諸外国の一定の規格に適合している防じんマスクについては、国家検定合格品である防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、屋外で行われるがれき処理の作業について、石綿則第 44 条の呼吸用保護具として使用することを地域を限って認めることとしたので、下記に留意の上、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 特例措置の概要

屋外において石綿を含有するがれきを取り扱う場合には、石綿則第 44 条の規定に基づき有効な呼吸用保護具を備付えることが義務付けられており、その具体的要件として、平成

17 年 3 月 18 日付け基発第 0318003 号において、防じんマスクについては国家検定に合格しているものであることを求めている。

今般、国家検定合格品である防じんマスクの供給不足に対処するため、当面の措置として、地域、作業を限定した上で、国家検定は取得していないものの、国家検定合格品と同等以上の性能を有すると認められる諸外国の一定の規格を満たしている防じんマスクについて、石綿則第 44 条にの呼吸用保護具として使用することを認めることとし、労働者が呼吸用保護具を着用しないまま復旧工事に従事することのないようにしようとするものであること。

2 石綿則第 44 条の呼吸用保護具として取り扱うために防じんマスクが具備すべき要件について

石綿則第 44 条の呼吸用保護具として認める防じんマスクは、米国立労働安全衛生研究所（NIOSH）の規格である、N95、N99、N100 規格のいずれかに適合しているものであること。

3 上記 2 に該当する防じんマスクの使用に当たって留意すべき事項について

N95、N99、N100 規格については、国家検定規格と比較して、吸気抵抗が大きい、締めひもの引っ張り試験が行われていないといった相違点がある。

このため、N95、N99、N100 規格の防じんマスクを使用する場合には、多少息苦しくても作業中に防じんマスクを取り外したり、締めひものを緩めたりすること等のないよう、適切な着用方法を徹底させること。

また、締めひものが緩んだり、切れているものについては、直ちに新しいものと交換させるほか、所定の使用時間での交換を徹底させること。

4 上記 2 に該当する防じんマスクを石綿則第 44 条の呼吸用保護具として使用することを認める地域について

この取扱いは、建物の損壊、倒壊等の被害が甚大である、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県に限定すること。

なお、この取扱いは、国家検定合格品である防じんマスクの需給状況等を踏まえて適宜見直しを行うものであること。

5 特別措置の対象となる作業

本特例措置は、石綿則第 6 条第 2 項第 1 号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第 1 項第 1 号に掲げる作業等以下のものには適用されないこと。なお、以下の作業に限らず、石綿則 13 条に定める石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業は石綿粉じんの発生量が多いため、使い捨て式防じんマスク（国家検定合格品を含む。）より性能の高いものが適していること。

- ・ 石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業（石綿等を除去する作業）

- ・ 石綿等が使用されている耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業（耐火被覆材等を除去する作業（石綿等の切断、穿孔、研磨等））

6 留意事項

この取扱いは、あくまでも当国家検定合格品が十分に供給されるまでの間の当面の取扱いであり、上記2の要件を満たす防じんマスクの使用を積極的に推奨するものではないこと。すなわち国家検定合格品である防じんマスクが入手できる場合には、当然それを用いて作業を行うべきものであること。

平成 23 年 4 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

(公印省略)

東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に係るがれき処理に係る労働災害防止対策については、平成 23 年 3 月 28 日付基安安発 0328 第 2 号、基安労発 0328 第 1 号及び基安化発 0328 第 2 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(その 2)」等によりその徹底について指示しているところである。

このほど、がれき処理作業に係る安全衛生対策の Q & A を別添のとおり策定したので、復旧工事を行う事業場等に対する周知、指導に遺漏なきを期されたい。

なお、当該 Q & A の周知に当たっては下記に留意すること。

記

1 発注者、事業者、作業従事者に対する啓発指導について

がれき処理に伴う労働災害防止上配慮すべき事項について、別添のとおり、発注者、事業者、作業従事者に向けた Q & A 「がれき処理に伴う労働災害を防止するために」を作成し、本省のホームページに掲載したので、これを活用して啓発しつつ指導を行うこと。

また、廃棄物の焼却作業を行う事業場に対しては、上記 Q & A と併せ、平成 13 年 4 月 25 日付基発第 401 号の 2 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」についても併せて指導すること。

2 その他

防じんマスク等の保護具の着用方法について専門家による指導を希望する事業者に対しては、社団法人日本保安用品協会が保護具アドバイザーを紹介している旨、情報提供すること。

平成 23 年 4 月 22 日

がれき処理に伴う労働災害を防止するために**1 がれき処理の際、粉じんや有毒な化学物質から身を守るためにどのような点に注意が必要ですか。**

がれき処理によるけがや疾病・感染症を防ぐため、マスク、ヘルメット、ゴーグル、ゴム手袋、底の丈夫な靴等の保護具を使用するとともに、肌の露出を避ける服装で行う必要があります。マスクは、できるだけ国家検定合格品またはこれと同等以上の性能の防じんマスクをしてください。

また、複数人で行動する必要があります。さらに、がれきを高く積み上げると自然発熱・発火のおそれがあるため、高さ 5m 以上積み上げることは避ける必要があります（詳しくは、参考の各種資料を御確認ください）。

（参考）

- ・ 災害廃棄物早見表 廃棄物資源循環学会「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」（平成 23 年）
- ・ 災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル 廃棄物資源循環学会「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」（平成 23 年）
- ・ 震災廃棄物対策と環境影響防止に関する緊急提言（平成 23 年）日本学会議東日本大震災対策委員会
- ・ 東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について 厚生労働省労働基準局長通達（4 月 11 日）

2 こぼれている毒劇物を見つけたときはどうすればいいですか。

触れずに保健所に届け出てください。また、メッキ工場、農協の倉庫、漁協の倉庫、クリーニング工場などのがれき処理では、危険有害な化学物質が取り扱われていた可能性があるため、金庫、鍵付きロッカー、ポリタンク、薬用瓶等には不用意に触らないようにしましょう。

（参考）

- ・ 東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物の流出事故等に係る対応について 厚生労働省医薬食品局事務連絡（3 月 30 日）

3 トランス、コンデンサ等を発見したときはどうすればいいですか。

古いトランス、コンデンサ等で PCB が含まれているものがそのまま工場に

保管されていることがあります（新しいものは問題ありません）。P C Bの飛散、流出等を防止する観点から、他の廃棄物と分別する、必要な漏洩防止措置を講じる等の特別な管理が必要です（詳しくは、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について 環境省（平成 23 年）」を御確認ください）。また、工場の床に直置きされているものでは、動かしたとたんに底が抜けるようなことも考えられるため、不用意に触らないようにしましょう。

（参考）

- ・ 津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について 環境省（平成 23 年）
- ・ ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な処理に向けて 環境省

4 アスベストらしいものが吹き付けられた建材をみつけたときはどうすればいいですか。

アスベストの飛散やアスベストによるばく露を防ぐため、養生、散水、立入禁止、保護具の使用が必要です（詳しくは、参考の各種資料を御確認ください）。

（参考）

- ・ 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル 環境省（平成 19 年）
- ・ 廃石綿が混入した災害廃棄物について 環境省（平成 23 年）
- ・ 目で見えるアスベスト建材（第2版）国土交通省（平成 20 年）
- ・ 建築物の解体等の作業における石綿対策 厚生労働省（平成 21 年）
- ・ 解体工事を始める前に 環境省
- ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 環境省（平成 19 年）
- ・ 建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い 建設副産物リサイクル広報推進会議（平成 21 年）
- ・ 改訂版建築物の解体等工事における「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（平成 19 年） 建設業労働災害防止協会

5 燃焼しているがれきがある場合にはどのような注意が必要ですか。

火災等によりがれきが燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中のがれきに近づかないようにしましょう。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

6 化学物質による労働災害の防止対策について専門家を紹介して欲しいのですが。

社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（本部TEL03-3453-7935）に御相談ください。

7 防じん（防毒）マスクの着用方法を指導して欲しいのですが。また、保護具について教えて欲しいこともあるのですが

最寄りの労働局を通じて、社団法人日本保安用品協会に連絡すると、直接、説明してくれるか、又は現地の保護具アドバイザーを紹介してくれます。

8 化学物質の名称はわかっているが、危険有害性がわからないときはどのように調べればいいですか。

当該化学物質を取り扱っていた会社に化学物質等安全データシート(MSDS)があると思われますので、御確認ください。なお、安全衛生情報センターホームページに約 2000 物質のモデルMSDSが掲載されていますので、必要な場合は御確認ください。

9 がれき処理を行う際に注意すべき点を教えて下さい。

作業開始前のミーティングをしっかりと行うとともに、近接する場所で輻輳して作業が行われることもあるため、作業間の連絡調整を行うようにしましょう。

作業を行う際には、身体を保護するために、作業手袋、安全靴、保護帽などを身に付けるようにしましょう。

また、無理な姿勢で作業を行うと腰痛になるおそれがありますので注意しましょう。

10 がれき処理に建設機械を使用する際の注意点を教えて下さい。

ドラグ・ショベルなどの車両系建設機械を使用する場合には、車両系建設機械運転技能講習修了の資格が必要です。（車両系建設機械の機体重量が3トン未満の場合は、特別教育を受けていれば運転の業務を行うことができます。）（技能講習や特別教育を実施している機関は、最寄りの労働基準監督署・労働局にお問い合わせ下さい。）

運転の業務を行う際には、資格を証する書面を携帯して下さい。

実際に運転の業務を行う場合には、周囲で作業をしている方がいないか注意して下さい。誘導者がいる場合には、誘導者の指示に従って下さい。

また、クレーン機能が付いていないドラグ・ショベルでは、荷のつり上げ作業は原則としてできませんので注意して下さい。

11 労働安全衛生法について知りたいときはどこに相談すればいいですか。

最寄りの労働基準監督署・労働局に御相談ください。

基安発 0510 第 2 号
平成 23 年 5 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る
労働災害防止対策の徹底について

東日本大震災時に、津波により多数の船舶が陸地に打ち上げられており、これらの船舶の解体・改修作業（以下「解体等作業」という。）においては労働災害防止対策の徹底を図っていく必要がある。

一方、石綿が使用されている船舶の解体等作業を行う際には、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、作業主任者の選任や保護具の備え付け等様々な措置が義務付けられているが、今後船舶の解体等作業の増加が見込まれているところである。

このため、労働災害防止に関する実施事項を下記第 1 に取りまとめるとともに、特に石綿関連作業に関する実施事項を下記第 2 に取りまとめたので、船舶の解体等作業についての指導に当たっては遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対し、別添のとおり、船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について要請したところであるので、申し添える。

第1 労働災害防止に関する実施事項

- 1 作業準備段階において、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づき措置を実施すること。
- 2 高所での作業に労働者を従事させる場合
 - (1) 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。
 - (2) 足場を設置する場合には、適切な墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講ずること。
 - (3) つり足場、張り出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者を選任し、職務を遂行させるとともに、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
 - (4) 足場の高さが5メートル未満である等足場の組立て等作業主任者の選任を要しない場合であって、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させるとともに、あらかじめ作業の方法及び順序を労働者に周知させること。
- 3 重機等を用いた作業に労働者を従事させる場合
 - (1) 地震や津波の影響により地盤が緩んでいる等不安定な場所において作業を行う場合には、敷鉄板の敷設等により、移動式クレーン等の転倒防止を図ること。
 - (2) 移動式クレーンの運転については、運転士免許を受けた者、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。
- 4 爆発又は火災の危険がある作業に労働者を従事させる場合
 - (1) 多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災の危険がある船体に近接した場所においては、アーク溶接機等火花、アークを発する等により点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用しないこと。
 - (2) 重油、潤滑油等危険物以外の引火性の油類や危険物が存在するおそれのある船体部分については、あらかじめ、引火性の油類や危険物を除去する等爆発又は火災の防止のための措置を講じた後でなければ、溶接、溶断その他火気を使用する作業や火花を発するおそれのある作業をさせないこと。

- (3) 爆発又は火災の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止すること。
- (4) 喫煙所その他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けるとともに、火気を使用した者には確実に残火の始末をさせること。
- (5) 溶断等の作業に当たる場合は、作業を開始するとき及び当該作業中断時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定すること。
- 5 船室等の密閉された空間に入る場合には、一時的に酸素が欠乏している可能性があることから、あらかじめ酸素濃度を測定し、必要に応じて換気を行う、又は空気呼吸器等を使用すること。
- 6 1から5までの労働安全衛生法に基づく事項に加え、次の(1)から(3)の事項について、その適切な実施を図ること。
 - (1) 作業の方法及び順序等が示された作業計画を作成し、その作業計画に従って作業を行うこと。
 - (2) 陸地に打ち上げられた船舶を移動させずにその場で解体等作業を行う場合には、作業中に当該船舶が横転等しないよう、適切に固定してから作業を開始すること。
 - (3) 夏場の解体等作業においては、熱中症を発症するおそれがあることから、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく熱中症予防対策を講じること。

第2 石綿関連作業に関する実施事項

1 全ての船舶の解体等作業に係る事項

全ての船舶の解体等作業においては次を行うこと。

(1) 石綿等を取り扱う作業の場合

ア 石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、その者に次の事項を行わせること。

(ア) 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

(イ) 保護具の使用状況を監視することを行わせること。

イ 石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため、同時に就業する労働者の人数と同数以上の呼吸用保護具を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

ウ 作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

エ 洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けること。

オ 作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないこと。（廃棄のため容器等に梱包したものを除く。）

カ 作業場では労働者が禁煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないこと。

キ 作業場には、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこと。

(2) 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業、石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業がある場合

ア 労働者に呼吸用保護具を使用させること。

イ 散水等により、石綿等を湿潤な状態のものとすること。（湿潤化が著しく困難な場合を除く。）

(3) 石綿等を常時取り扱う作業に労働者を従事させる場合

ア 当該作業場以外の場所に休憩室を設置すること。

イ アで設置した休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行うこと。

ウ 1月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し 40 年間保存すること。

エ 労働者に対し石綿健康診断を実施し、その記録を作成し 40 年間保存すること。

2 鋼製の船舶の解体等作業に係る事項

鋼製の船舶の解体等作業を行う場合、1に加え、次の事項を行うこと。

(1) 事前調査

石綿等の使用の有無の調査結果を記録するとともに、調査の結果を作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示すること。

(2) 作業計画の作成

(1)の結果、石綿等が使用されている場合、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うこと。

(3) 特別教育

作業に就かせる労働者に対し、当該業務に関する特別教育を実施すること。

(4) 1及び2の(1)から(3)までの労働安全衛生法に基づく事項に加え、次のアからオの事項について、その適切な実施を図ること。

ア 作業内容の届出

次のいずれかの作業に該当する場合は、あらかじめ、石綿則様式第1号に規定する内容及び当該作業に係る船舶の概要を示す図面を、当該事業場の所在地（解体現場）を管轄する労働基準監督署長に届け出ること。なお、図面については、船舶の形状と作業を行う場所等を示した簡易なもので差し支えないこと。

(ア) 吹き付け石綿の除去作業

(イ) 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業

(ウ) 吹き付け石綿が損傷劣化等により粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合の封じ込め、囲い込みの作業

イ 隔離等

次の場合の作業場所を、それ以外の作業を行う場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室設置等（以下「隔離等」という。）の措置を行うこと。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではないこと。

(ア) アの（ア）の作業

(イ) アの（イ）の作業のうち、石綿等の切断等を伴う作業

(ウ) アの（ウ）の作業（ただし、囲い込みの作業にあつては、石綿等の切断等の作業を伴う作業）

ウ 石綿含有断熱材が使用されている配管や機械類の適切な廃棄

断熱材に石綿が使われている配管や機械類（以下「配管等」という。）の廃棄においては、上記アの（イ）の作業のうち、上記イの隔離等の措置を要しない場合（上記イただし書きを含む。）、原則的に船舶上で断熱材を除去することは避け、船舶から配管等を、グローブバッグ、ビニール、テープ等を用いて断熱材を覆った上でそのまま外すこと。その際、適切な保護具を使用すること。

エ 作業員以外の立入禁止等

石綿等を切断等しない場合であっても、作業を行う労働者以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を労働者及び周囲の住民にわかりやすい場所に掲示すること。

オ 壁等に石綿等が吹き付けられた鋼製の船舶の解体等作業を行う場合の措置

(ア) 電動ファン付き呼吸用保護具等の使用

船舶内において、上記イにより隔離を行った作業場所で、吹き付けられた石綿等を除去するに当たっては、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等を使用

させること。

(イ) 吹き付け石綿が損傷等している場合の除去等

改修に当たって、吹き付けられた石綿が損傷・劣化等により就業する労働者が石綿等にはく露するおそれがある場合、除去、封じ込め又は囲い込みを行うこと。

基安発 0510 第 1 号

平成 23 年 5 月 10 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る
労働災害防止対策の徹底について

日頃より労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災時に、津波により多数の船舶が陸地に打ち上げられたところです。今後、これらの船舶の解体・改修作業（以下「解体等作業」という。）が増加すると見込まれますが、当該作業に関わる労働者の方々の労働災害を防止する必要があります。

このため、労働災害防止に関する実施事項を下記第 1 に取りまとめるとともに、特に石綿関連作業に関する実施事項を下記第 2 に取りまとめましたので、貴会会員各位に対し本件を周知いただく等により労働災害防止対策の徹底を図ってくださいますようお願いいたします。

第1 労働災害防止に関する実施事項

- 1 作業準備段階において、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づく措置を実施すること。
- 2 高所での作業に労働者を従事させる場合
 - (1) 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。
 - (2) 足場を設置する場合には、適切な墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講ずること。
 - (3) つり足場、張り出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者を選任し、職務を遂行させるとともに、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
 - (4) 足場の高さが5メートル未満である等足場の組立て等作業主任者の選任を要しない場合であって、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させるとともに、あらかじめ作業の方法及び順序を労働者に周知させること。
- 3 重機等を用いた作業に労働者を従事させる場合
 - (1) 地震や津波の影響により地盤が緩んでいる等不安定な場所において作業を行う場合には、敷鉄板の敷設等により、移動式クレーン等の転倒防止を図ること。
 - (2) 移動式クレーンの運転については、運転士免許を受けた者、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。
- 4 爆発又は火災の危険がある作業に労働者を従事させる場合
 - (1) 多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災の危険がある船体に近接した場所においては、アーク溶接機等火花、アークを発する等により点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用しないこと。
 - (2) 重油、潤滑油等危険物以外の引火性の油類や危険物が存在するおそれのある船体部分については、あらかじめ、引火性の油類や危険物を除去する等爆発又は火災の防止のための措置を講じた後でなければ、溶接、溶断その他火気を使用する作業や火花を発するおそれのある作業をさせないこと。

- (3) 爆発又は火災の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止すること。
- (4) 喫煙所その他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けるとともに、火気を使用した者には確実に残火の始末をさせること。
- (5) 溶断等の作業に当たる場合は、作業を開始するとき及び当該作業中断時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定すること。
- 5 船室等の密閉された空間に入る場合には、一時的に酸素が欠乏している可能性があることから、あらかじめ酸素濃度を測定し、必要に応じて換気を行う、又は空気呼吸器等を使用すること。
- 6 1から5までの労働安全衛生法に基づく事項に加え、次の(1)から(3)の事項について、その適切な実施を図ること。
 - (1) 作業の方法及び順序等が示された作業計画を作成し、その作業計画に従って作業を行うこと。
 - (2) 陸地に打ち上げられた船舶を移動させずにその場で解体等作業を行う場合には、作業中に当該船舶が横転等しないよう、適切に固定してから作業を開始すること。
 - (3) 夏場の解体等作業においては、熱中症を発症するおそれがあることから、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく熱中症予防対策を講じること。

第2 石綿関連作業に関する実施事項

1 全ての船舶の解体等作業に係る事項

全ての船舶の解体等作業においては次を行うこと。

(1) 石綿等を取り扱う作業の場合

ア 石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、その者に次の事項を行わせること。

(ア) 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

(イ) 保護具の使用状況を監視することを行わせること。

イ 石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため、同時に就業する労働者の人数と同数以上の呼吸用保護具を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

ウ 作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

- エ 洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けること。
 - オ 作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないこと。（廃棄のため容器等に梱包したものを除く。）
 - カ 作業場では労働者が禁煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないこと。
 - キ 作業場には、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこと。
- (2) 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業、石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業がある場合
- ア 労働者に呼吸用保護具を使用させること。
 - イ 散水等により、石綿等を湿潤な状態のものとすること。（湿潤化が著しく困難な場合を除く。）
- (3) 石綿等を常時取り扱う作業に労働者を従事させる場合
- ア 当該作業場以外の場所に休憩室を設置すること。
 - イ アで設置した休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行うこと。
 - ウ 1月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し 40 年間保存すること。
 - エ 労働者に対し石綿健康診断を実施し、その記録を作成し 40 年間保存すること。
- 2 鋼製の船舶の解体等作業に係る事項
- 鋼製の船舶の解体等作業を行う場合、1に加え、次の事項を行うこと。
- (1) 事前調査
- 石綿等の使用の有無の調査結果を記録するとともに、調査の結果を作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示すること。
- (2) 作業計画の作成
- (1)の結果、石綿等が使用されている場合、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うこと。
- (3) 特別教育
- 作業に就かせる労働者に対し、当該業務に関する特別教育を実施すること。
- (4) 1及び2の(1)から(3)までの労働安全衛生法に基づく事項に加え、次のアからオの事項について、その適切な実施を図ること。

ア 作業内容の届出

次のいずれかの作業に該当する場合は、あらかじめ、石綿則様式第1号に規定する内容及び当該作業に係る船舶の概要を示す図面を、当該事業場の所在地（解体現場）を管轄する労働基準監督署長に届け出ること。なお、図面については、船舶の形状と作業を行う場所等を示した簡易なもので差し支えないこと。

(ア) 吹き付け石綿の除去作業

(イ) 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業

(ウ) 吹き付け石綿が損傷劣化等により粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合の封じ込め、囲い込みの作業

イ 隔離等

次の場合の作業場所を、それ以外の作業を行う場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室設置等（以下「隔離等」という。）の措置を行うこと。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではないこと。

(ア) アの（ア）の作業

(イ) アの（イ）の作業のうち、石綿等の切断等を伴う作業

(ウ) アの（ウ）の作業（ただし、囲い込みの作業にあつては、石綿等の切断等の作業を伴う作業）

ウ 石綿含有断熱材が使用されている配管や機械類の適切な廃棄

断熱材に石綿が使われている配管や機械類（以下「配管等」という。）の廃棄においては、上記アの（イ）の作業のうち、上記イの隔離等の措置を要しない場合（上記イただし書きを含む。）、原則的に船舶上で断熱材を除去することは避け、船舶から配管等を、グローブバッグ、ビニール、テープ等を用いて断熱材を覆った上でそのまま外すこと。その際、適切な保護具を使用すること。

エ 作業員以外の立入禁止等

石綿等を切断等しない場合であっても、作業を行う労働者以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を労働者及び周囲の住民にわかりやすい場所に掲示すること。

オ 壁等に石綿等が吹き付けられた鋼製の船舶の解体等作業を行う場合の措置

(ア) 電動ファン付き呼吸用保護具等の使用

船舶内において、上記イにより隔離を行った作業場所で、吹き付けられた石綿等を除去するに当たっては、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等を使用

させること。

(イ) 吹き付け石綿が損傷等している場合の除去等

改修に当たって、吹き付けられた石綿が損傷・劣化等により就業する労働者が石綿等にばく露するおそれがある場合、除去、封じ込め又は囲い込みを行うこと。

財団法人 日本船舶技術研究協会
社団法人 日本造船工業会
社団法人 日本中小型造船工業会
社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
社団法人 日本舶用工業会
社団法人 日本舶用機関整備協会
社団法人 日本船舶電装協会

日本内航海運組合総連合会
社団法人 日本旅客船協会
社団法人 大日本水産会
社団法人 海洋水産システム協会

建設業労働災害防止協会
社団法人 日本建設業連合会
社団法人 全国建設業協会

基安安発 0527 第 2 号
基安労発 0527 第 2 号
基安化発 0527 第 2 号
平成 23 年 5 月 27 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契印省略)

東日本大震災による災害復旧工事における
労働災害防止対策の徹底について（その 3）
～低層住宅の屋根改修工事等関連～

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に係る災害復旧工事における労働災害防止対策については、平成 23 年 3 月 18 日付け基安安発 0318 第 2 号及び基安化発 0318 第 9 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」等に基づき、関係行政機関等と連携のもと、管内の被害状況に応じた労働災害防止対策を推進することとしているところであり、現在は津波による被害を受けた地域を中心に「がれき処理作業」や「応急仮設住宅建築作業」における労働災害防止対策の徹底を図っているところである。

しかしながら、津波による被害がなかった内陸部等においても、地震の影響により損傷を受け、ブルーシートの設置等により応急的な措置を講じているものなど、今後、屋根等の改修工事を必要とする木造家屋等低層住宅が多数認められるところであり、資材不足や専門技術を有する労働者の不足により現在のところ本格化してはいないものの、梅雨入りや台風の接近に先立ち、多数の工事が行われることが予想されるところである。

また、地震により緩みを生じた地山についても、大雨等の影響により斜面等に崩壊を生じ、重大な災害につながることが懸念されるところである。

このような状況を踏まえ、今般、別添のとおり建設業関係団体等に対し、「木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事」における墜落・転落災害をはじめとする労働災害防止対策の徹底を要請したところであるので了知の上、今後の東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の推進に当たっては、関係事業者、業界団体等に対し必要な指導・援助を実施するとともに、災害復旧工事の実施に伴い、工事の実施とは直接関係のない被災者等が災害に遭わないよう、関係行政機関等とも連携の上、必要な周知、注意喚起を実施されたい。

なお、安全パトロール等の具体的な実施方法については、関係労働局あて、別途指示することとしているので念のため申し添える。

(別添)

基安安発 0527 第 1 号

基安労発 0527 第 1 号

基安化発 0527 第 1 号

平成 23 年 5 月 27 日

別記の団体等の長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

化学物質対策課長

東日本大震災による災害復旧工事における
労働災害防止対策の徹底について（その 3）
～低層住宅の屋根改修工事等関連～

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に係る災害復旧工事における労働災害防止対策につきましては、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」（平成 23 年 3 月 18 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長・化学物質対策課長連名通知）等に基づき、現在は津波による被害を受けた地域を中心に「がれき処理作業」や「応急仮設住宅建築作業」における労働災害防止に向けた各種の取組を推進していただいているところです。

しかしながら、津波による被害がなかった内陸部等においても、地震の影響により損傷を受け、ブルーシートの設置等により応急的な措置を講じているものなど、今後、屋根等の改修工事を必要とする木造家屋等低層住宅が多数認められるところであり、資材不足や専門技術を有する労働者の不足により現在のところ本格化してはいないものの、梅雨入りや台風の接近に先立ち、多数の工事が行われることが予想されるところです。

また、地震により緩みを生じた地山についても、大雨等の影響により斜面等に崩壊を生じ、重大な災害につながるものが懸念されるところです。

つきましては、今後の災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、下記の事項を踏まえた安全な工事の実施について貴協会会員各位に対し周知を図ってください。

また、被災地においては、様々なものが行き交うことが想定されることから、災害復旧工事の実施に当たっては、これに伴い、工事の実施とは直接関係のない被災者等が災害に遭わないよう、特段の配慮をお願いします。

1 木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事における労働災害防止対策の徹底

津波による被害がなかった内陸部等の住宅地を中心に、梅雨入りや台風の接近に先立ち、地震の影響により損傷した木造家屋等低層住宅（木造、軽量鉄骨造等で軒の高さが10m未満の住宅等の建築物。以下「低層住宅」という。）の屋根や外壁等の改修工事が実施されることが予想されるところである。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災に伴う災害復旧工事においては、年間40人が死亡しており、その内訳（別紙1）をみると、低層住宅関連の改修工事において、屋根からの墜落・転落災害が多数発生しているほか、平成16年に発生した新潟中越地震や平成19年に発生した新潟中越沖地震においても、地震発生後1年間に建築工事における墜落・転落災害が平常時よりも高い割合で発生するといった傾向（別紙2）が認められる。

以上のような状況を踏まえ、低層住宅の屋根等の改修工事の実施に当たっては、屋根からの墜落・転落災害の防止を中心に、以下の事項に特に留意する必要があること。

なお、これらの対策の実施に当たっては、別紙3「多発する屋根・スレート等からの墜落災害をなくそう！」（リーフレット）を参考にすること。

（1）瓦屋根の葺替え等屋根の改修工事における安全対策

ア 作業の方法及び順序等が示された作業計画を作成し、その作業計画に従って作業を行うこと。

イ 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第518条第1項に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。なお、作業床の設置が困難な場合については、安衛則第518条第2項に基づき、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講ずること。

ウ 足場を設置する場合には、安衛則第563条第1項に基づき、墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講ずること。

エ 高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、安衛則第565条等に基づき、足場の組立て等作業主任者を選任し、職務を遂行させるとともに、安衛則第564条第1項に基づき、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。

オ 足場の高さが5メートル未満である等足場の組立て等作業主任者の選任を要しない場合であって、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第529条に基づき、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させるとともに、あらかじめ作業の方法及び順序を労働者に周知させること。

カ 屋根への昇降に使用する移動式はしごについては、安衛則第527条に基づき、十分な幅を有する丈夫なものとし、滑り止め装置を取り付ける等転倒を防止するために必要な措置を講ずること。

- キ スレート、木毛板等の材料で葺かれた屋根の上で作業を行う場合には、安衛則第 524 条に基づき、幅 30 センチメートル以上の歩み板を設け、防網を設置する等「踏み抜き」による労働者の墜落を確実に防止するための措置を講ずること。なお、歩み板を設置する場合には、これを踏み外すことも想定されるため、安全带や防網を併用することが望ましいこと。
- ク 瓦等の資材を屋根に荷揚げする際は、ロープで確実に結束する、荷揚げ用の袋を使用する等荷揚げ中に資材がばらけて落下することを防止するための措置を講ずること。また、荷揚げする資材の重量によっては、労働者の墜落を引き起こす可能性があることから、一度に荷揚げする資材の重量については、荷揚げ作業に従事する労働者の数等を踏まえた適切な重量にとどめること。
- ケ 夏場における屋根上等での作業については、熱中症のみならず、暑さの影響から生ずる「ふらつき」等により、墜落・転落を引き起こすおそれがあるため、下記（３）のイに掲げる事項を実施すること。

（２）外壁等の改修工事における安全対策

- ア 外壁等の改修工事の実施に伴い、地震によって損傷を受けた外壁部材が剥離し、倒壊するおそれがあるため、あらかじめ地震による損傷の状況を確認の上、これを踏まえた作業方法及び作業順序等が示された作業計画を作成し、その計画に従って作業を行うこと。
- イ 高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合については、上記（１）イ～オに掲げる事項を実施すること。なお、脚立に足場板を掛け渡して固定した「うま」については、「足場」に該当することから、作業床の高さが 2 メートル以上となる場合には、上記（１）ウに基づき、墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講ずる必要があること。
- ウ 脚立や作業台を用いて行う高さ 2 メートル未満の場所における作業についても上記イに準じた墜落防止対策を講ずること。
- エ 外壁下地となる木材の切断等に使用する「携帯用丸のこ盤」、サイディングや断熱材の固定に使用する「ネイルガン」や「タッカー」、軽量鉄骨の組み立てに使用する「インパクトレンチ」等各種の機械・器具の使用に当たっては、安衛則第 28 条に基づき、安全装置等を適切な状態に維持するとともに、必要な保護具の着用等を徹底すること。

（３）健康障害防止対策

- ア 住宅に使用される建材に石綿が含有されている可能性もあるため、屋根部材や外壁部材を取り外す場合には破損させないようにすること。なお、震災により破損した部材が存在するような場合については、石綿ばく露予防の観点から、防じんマスクを着用するとともに、散水・湿潤化を行った上で処理を行うこと。
- イ 夏場における屋根上等での作業については、熱中症を引き起こすおそれがあることから、自覚症状の有無に関わらず労働者に水分・塩分を適切に摂取させるとともに、頻繁に巡視を行う等平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく熱中症対策を講じること。

(4) 安全衛生管理体制等

- ア 住宅密集地において、複数の事業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるほか、いわゆる「一人親方」が労働者と混在して作業に従事することが予想されるため、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第30条第1項に基づく作業間の連絡調整のほか、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。また、改修工事中に居住者が住宅に出入りする等が想定されるため、必要に応じ、立ち入り禁止区域を設け、又は監視員を配置する等居住者を巻き込む災害の防止にも留意すること。
- イ 屋根の葺替えや外壁の改修作業については、一定の専門性を有する労働者がこれを行うことが予想されるが、当該作業の補助者として、建設業に不慣れな者が従事することが予想されるため、安衛法第59条に基づき、当該者に対する雇入れ時等の安全衛生教育を徹底すること。

2 土砂崩壊災害防止対策の徹底

(1) 地山の掘削を伴う工事

- ア 道路工事や河川土木工事、上下水道工事など、地山の掘削を伴う工事の実施に当たっては、地震の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、安衛則第355条に基づき、あらかじめ、作業箇所やその周辺の地山について調査を行うとともに、この結果を踏まえた作業を行うこと。
- イ 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、日々の作業開始前に作業箇所やその周辺の地山について亀裂や湧水など、地山の崩壊につながる変化がないか点検を実施すること。

特に、今後は梅雨入りや台風による大雨等が地山の状態に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、調査に当たっては特に留意すること。
- ウ 上記のア及びイの調査や点検の結果、土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立ち入りを禁止する等の措置を講ずること。

特に、上下水道工事等における溝掘削工事については、深さ2メートル未満の小規模なものであっても土砂崩壊が発生した場合には重大な災害に至る場合が多いため、土止め支保工の設置に当たっては、労働者が溝内に立ち入る前に先行して土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を採用すること。

(2) その他

復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

3 委託事業による事業場に対する指導、支援の活用

平成 23 年度第 1 次補正予算にて、「東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業」（別紙 4 参照）として、岩手、宮城、福島 の 3 県に災害復旧・復興工事を実施する事業者に対する支援のための拠点を設置し、安全衛生の専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への支援等を実施することとしているので、本事業も活用し、新規就業者に対する安全衛生教育の徹底、適切な作業計画の作成等に努めること。

(別記団体等)

社団法人日本建設業連合会

社団法人全国建設業協会

社団法人中小建築工事業団体連合会

社団法人住宅生産団体連合会

社団法人建設産業専門団体連合会

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会

社団法人仮設工業会

全国仮設安全事業協同組合

社団法人軽仮設リース業協会

全国建設労働組合総連合

建設業労働災害防止協会

阪神・淡路大震災に伴う震災復旧工事に関連する死亡災害について

1 震災復旧工事に関連する死亡災害（平成7年）

		墜落・転落	崩壊・倒壊	はさまれ・巻き込まれ	おぼれ	交通事故	熱中症	その他	合計
建設業		20	6	1	3	2	1	2	35
土木工事	港湾海岸工事業	0	0	0	2	0	0	0	2
	橋梁建設工事業	1	2	0	0	1	0	0	4
	その他の土木工事業	0	0	0	1	1	1	1	4
建築工事	木造家屋建築工事業	12	2	1	0	0	0	1	16
	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	6	1	0	0	0	0	0	7
	その他の建築工事業	1	0	0	0	0	0	0	1
その他の建設業		0	1	0	0	0	0	0	1
製造業		0	1	1	0	0	0	0	2
その他		1	0	1	0	1	0	0	3
合計		21	7	3	3	3	1	2	40

資料出所：厚生労働省 死亡災害報告

2 死亡災害の特徴

(1) 木造家屋建築工事業における墜落・転落災害12件の内訳は以下のとおり

①屋根改修工事中における「屋根」からの墜落：9件

②外装工事中における「足場」や「はしご」からの墜落：2件

③解体工事中における「養生シートの単管」からの墜落：1件

(2) 災害が多い「建築工事」について、「発生月別」で見ると、23件中16件

(69.6%)が1月～6月までの半年間で発生しており、特に「木造家屋建築工事業」については、16件中12件(75.0%)とその割合が高くなっている。

災害復旧建設工事における労働災害防止対策

建設安全研究グループでは平成 21 年 4 月から 3 年計画で「災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する総合的研究」を実施しています。研究の途上ではありますが、その中から得られた知見のいくつかを取り急ぎご紹介いたします。災害復旧建設工事の安全のために参考にいただければ幸いです。

なお、厚生労働省からは以下の通達が発出されています。

平成 23 年 3 月 18 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長・労働衛生課長・化学物質対策課長連名「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」

平成 23 年 3 月 28 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長・労働衛生課長・化学物質対策課長連名「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その 2）」

1 災害復旧工事における労働災害の特徴

平成 16 年に発生した新潟県中越地震や平成 19 年に発生した新潟県中越沖地震による災害復旧工事中の労働災害事例について、その特徴や傾向を調査・分析したところ以下のような傾向がありました。

- (1) 地震による災害復旧工事では建設業の労働災害が多く発生しています。
- (2) 建設業を建築工事、土木工事に分類すると以下のような傾向が見られます。

ア. 災害発生からの経過年数の傾向

- (ア) 建築工事では災害発生から 1 年以内に多くの労働災害が発生しています。
- (イ) 土木工事では災害発生から比較的長期間にわたり労働災害が発生しています。

イ. 事故の型別傾向

- (ア) 建築工事では「墜落・転落」に加えて「切れ・こすれ」による災害が多く発生しています
- (イ) 土木工事では「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」による災害が多く発生しています。

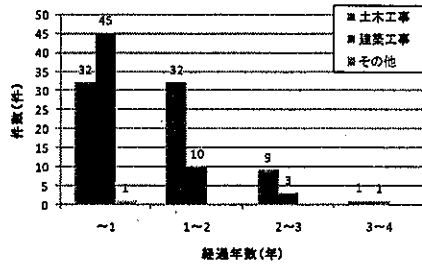
ウ. 災害の重篤性

建築工事に比べて土木工事においては、死亡災害が多い傾向が見られ、その中でも「崩壊・倒壊」による事故の型に含まれる土砂崩壊災害には注意が必要です。

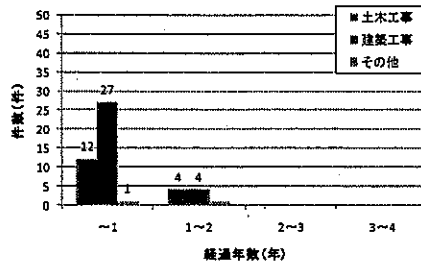
新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震ともに直下型地震であり、プレート境界型（海溝型）地震である今回の東日本大震災とは異なりますが、災害復旧工事における労働災害発生形態はほぼ同様となることが予想されます。

災害発生からの経過年数の傾向

【新潟県中越地震】



【新潟県中越沖地震】



【建築工事】

災害発生から1年以内に多くの労働災害が発生している。

→地震により被災した個人家屋などの補修・建て替えが多いため。

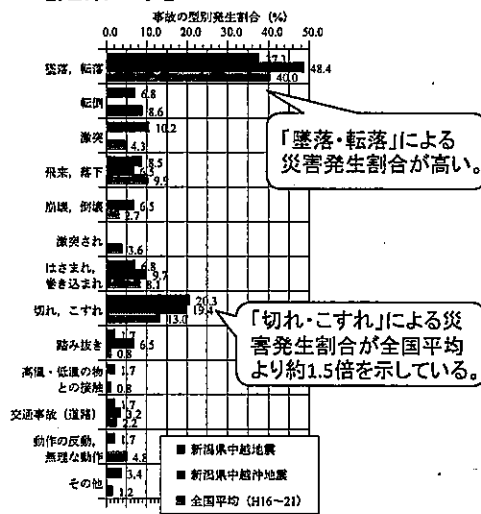
【土木工事】

災害発生から比較的長期間にわたり労働災害が発生している。

→応急復旧工事以外に数年にわたって復旧される公共工事もあるため。

死傷病災害の事故の型別傾向

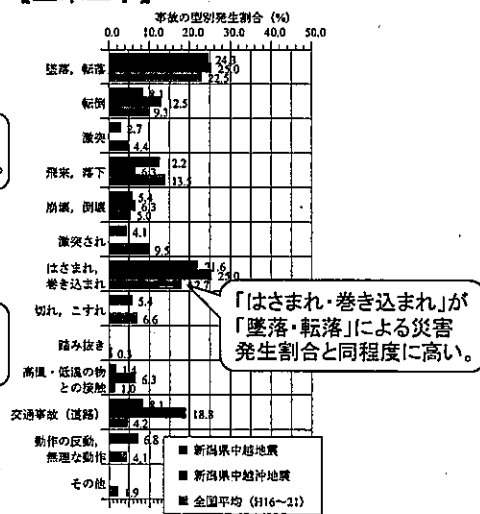
【建築工事】



「墜落・転落」による災害発生割合が高い。

「切れ・こすれ」による災害発生割合が全国平均より約1.5倍を示している。

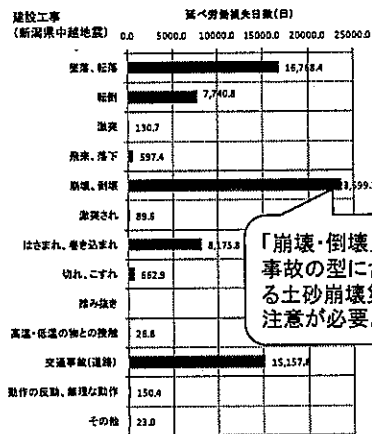
【土木工事】



「はさまれ・巻き込まれ」が「墜落・転落」による災害発生割合と同程度に高い。

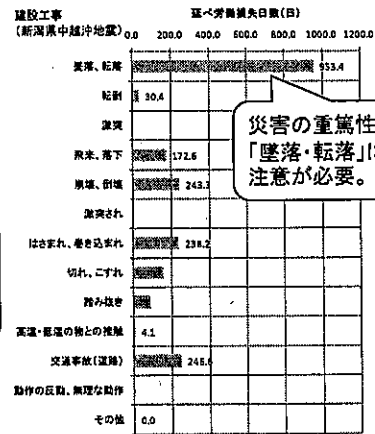
災害の重篤性(延べ労働損失日数)～建設業全体～

【新潟県中越地震】



「崩壊・倒壊」による
事故の型に含まれる
土砂崩壊災害に
注意が必要。

【新潟県中越沖地震】



災害の重篤性から
「墜落・転落」について
注意が必要。

2 解体撤去作業等における注意事項について

プレート境界型（海溝型）地震である東日本大震災では津波発生による都市部の壊滅的な被害が発生しました。それに伴うがれきや倒壊家屋の撤去作業時には以下のような注意が必要です。

(1) 被災した木造建築物への進入・近接制限

ア 被害が小さく見える建築物でも既に耐力を喪失している場合があります。

イ 被災した建築物は安易な補強では、十分な強度を回復することはありませんのでむやみに近づくことは危険です。

このような補強は
全く意味がありません。

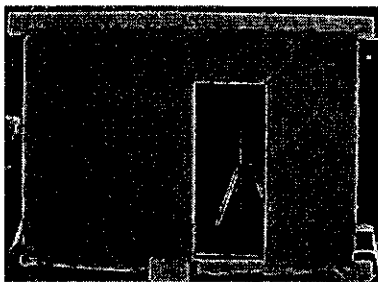


ウ 被災した建築物への進入や近接については、専門の建築士等の指示に従うことが原則です。

エ かりうじて、強度を保持している建築物でも、余震によって倒壊するおそれがあります。作業には細心の注意が必要です。

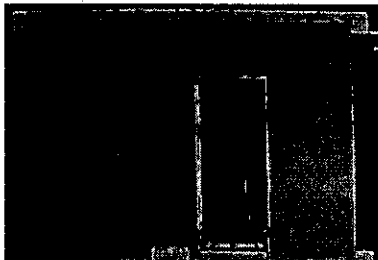
(2) 被災した木造建築物への進入・近接制限

【実大規模実験による結果】



軽微な被害に見えますが、強度は大きく低下しており、余震で簡単に倒壊する危険性があります。

また、表面のモルタル（100kg超）がはがれ落ちる危険性があります。



外見上ほとんど被害を受けていなくても、強度がほとんど無い建築物もあります。

このような外壁の建物の場合、外壁を止めている釘の20%以上が抜けていると、かなり危険です。

出典：高梨・大嶋・高橋ら：旧基準で建てられた木造住宅の倒壊に対する安全限界の研究，日本建築学会大会学術講演会，pp. 469-470, 2010

(3)被災した建築物の解体作業における墜落災害



- ア 災害復旧工事では、墜落災害が最も多く発生しています。
- イ 過去の災害復旧工事では、“損傷した屋根等の踏み抜き”や“屋根端部等から墜落”などで死亡災害に至った事例が多くみられます。
- ウ 過去の墜落死亡事故の7～8割が、頭部外傷を起因としています。足場の設置・安全帯の使用等の墜落防止対策とともにヘルメット等による頭部の保護が必要です。
- エ 災害発生現場では、周囲の多くの構造物が損傷しているため、危険に対する感覚がおろそかになることがあります（上記写真のように損壊した建物の上で休憩をしています。）ので注意が必要です。

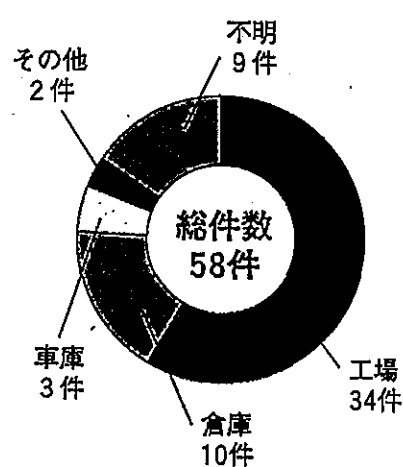
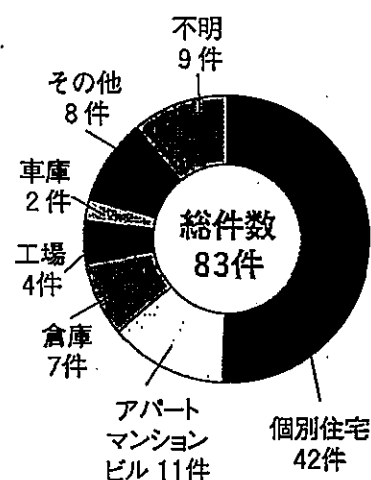
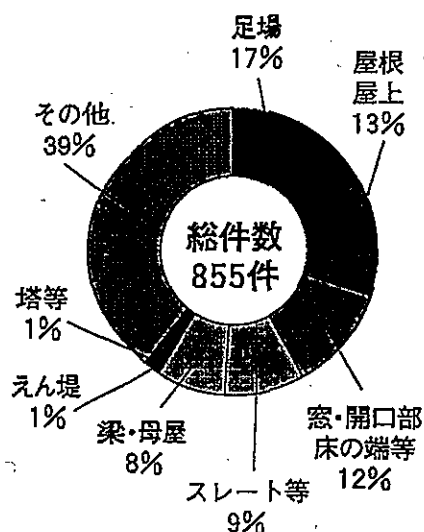
《多発する屋根・スレート等からの墜落災害をなくそう!》

★平成16年から19年の建設業における労働災害による死亡者数2,060人のうち855人が墜落によるもので、その中でも屋根、屋上の端からの墜落が107人、スレート・波板等の踏み抜きによる墜落が76人で、合わせて183人と多い状況となっています。

建設業における墜落死亡災害の発生箇所別状況

屋根、屋上の端からの墜落死亡災害の建屋別状況（107人中、検討時調査できた83人）

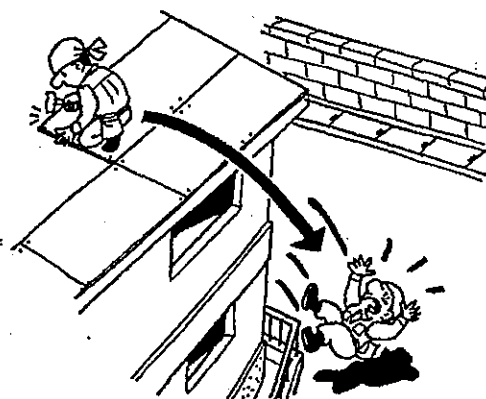
スレート等からの踏み抜きによる墜落死亡災害の建屋別状況（76人中、検討時調査できた58人）



★多いのは、次のような災害事例です。

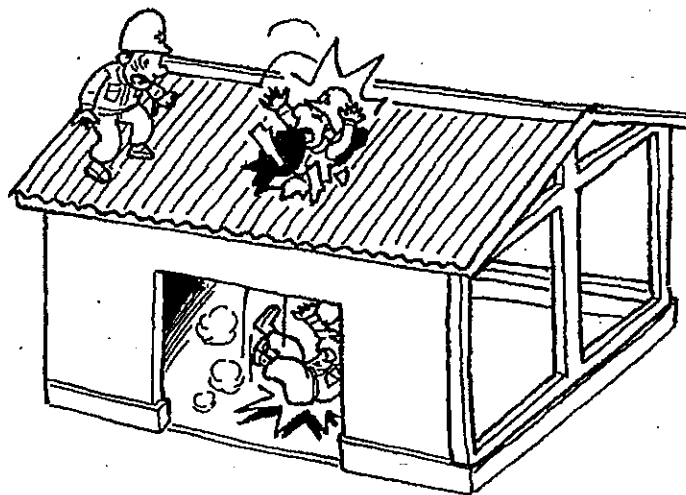
災害事例1

木造家屋の屋根工事で、2階屋根上で野地板を取り付けていた被災者（屋根ふき工）が、足を踏み外して道路まで墜落した。作業現場には、屋根周りに足場の設置や安全帯の使用できる親綱等の安全措置が全くなかった。



平成19年死亡災害より

平屋建て倉庫の解体工事中、スレート屋根の上を移動していた被災者がスレート屋根を踏み抜き、約5.6mの高さから墜落しコンクリート床に頭部を強打した。（脳挫傷）

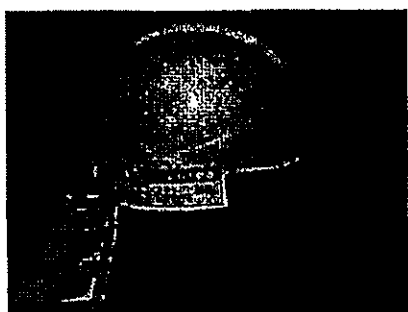


平成17年死亡災害より

★このような災害を防ぐためには、次のような対策をとることが必要です。

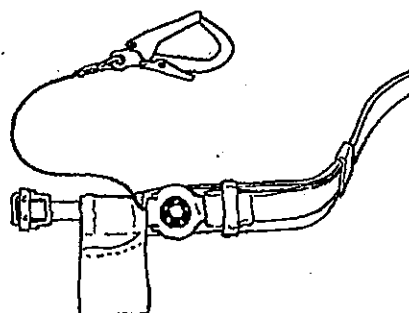
①墜落時用保護帽を着装し、墜落のおそれのある箇所では必ず安全帯を使用しましょう。

墜落時用保護帽

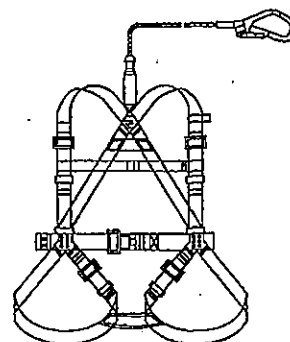


写真の保護帽は、墜落、飛来落下兼用のものです。

安全帯



巻取り器付き胴ベルト型安全帯



ハーネス型安全帯

②送り出し教育と新規入場者教育を確実に行いましょう。

初めての現場に入る作業者にとって、現場は危険がいっぱいです。

危険場所や安全通路の位置、現場で決められたルール等を確実に教えます。

送り出し教育の例

1. 作業所の工事概要
2. 作業所の基本ルール
3. 作業所の危険箇所
4. 手順に基づいた具体的な作業方法と安全対策
5. 特に注意を要すること

工事所長 殿			教育を受けた従業員氏名	
送り出し教育実施報告書				
このたび貴工事所に入場する弊社従業員に対し、下記の通り「送り出し教育」を実施しました。また、健康状態も良好で就業に支障ありませんので、「新規入場者編」に添えて報告いたします。			会社名 株式会社 ○ ○ ○ ○ ○ ⑩	
			実施日 年 月 日	
			教育対象者氏名(姓に) 下記指定箇所に署名(自筆)	
請負系列上位の安全衛生責任者確認欄 1次 2次 3次			教育実施者氏名(姓が) 職 名 氏 名	
1. 「送り出し教育」実施事項(実施した事項にチェック)				
☐ 「自社安全管理規定」の説明 ☐ 「自社災害防止基準」の説明 ☐ 「自社の工事内容・工期」の説明 ☐ 「自社現場安全管理計画」の周知 ☐ 工事所から提供された「送り出し教育用資料」の周知 ☐ 職長・安全衛生責任者・作業主任者の職務内容の周知(該当する者のみ)			☐ 労働者に周知周知すべき「作業手順書」にチェックしたうえ、 ・既に周知した場合は済に○印 ・今後周知する場合は未○印 作業手順の説明・確認 ☐ 【タイトフレームの溶接】 (済・未) ☐ 【折板材の成型】 (済・未) ☐ 【折板材の荷受及び荷揚】 (済・未) ☐ 【折板材の取付(面戸・板金共)】 (済・未) ☐ 【外壁材の取付】 (済・未) ☐ 【採工事(軒張・整頓等)の施工】 (済・未) ☐ 【 】 (済・未)	
2. 確認・指示事項				
A	体 調	体調は万全か、そうでないかを全員に確認する。		
B	安全装備	保護帽(アゴ紐)・安全帯を作業前に確認すること。		
C	工具・機械	使用する工具・機械の作業前点検を実施すること。		
D	足場・安全ネット	作業箇所の足場水平ネット、親綱の設置状況を確認すること。		
E	材料の養生	使用材料は適切に養生されているかどうか、確認すること。		
F	その他			
G	その他・2			
3. その他(上記以外の事項で特記すべきことがあれば記載して下さい。)				
重機災害の防止：重機の作業半径内立入禁止の徹底。				
墜落・転落・落下災害防止：高所作業時、保安帽・安全靴・安全帯の完全使用の徹底。				

※本報告書に記載された事項については、貴工事所が安全衛生管理のため、必要に応じ氏名等を記載すること、記載したものを提示すること及び第三者(官公庁等)へ提供することに同意します。
 ※「教育を受けた従業員」及び「教育実施者」は署名(自筆)して下さい。

送り出し教育実施報告書の例 ((株) D社)

新規入場者教育の例

1. 工事の概要と作業所の方針
2. 作業所内の危険箇所と立入禁止区域
3. 担当する作業内容と安全対策（災害事例、作業手順、保護具の使用、点検を含む）
4. 作業所の基本ルールと安全心得
5. 作業所の安全衛生方針と行事、実施事項
6. 緊急時の避難や連絡体制、応急処置

新規入場者は現場に慣れないため、不安全行動を起こすことが多いので、入場後7日程度は保護帽にシール等を貼るなどして、行動を見守りましょう。

③安全な作業手順を作業者に周知しましょう。

屋根上等からの墜落防止対策をしっかりと盛り込んだ、作業手順書を事前に作成し、作業者一人ひとりに説明し、理解したことを確認します。

リスクアセスメントを取り込んだ作業手順書の例

作業区分	作業の手順 (主なステップ)	作業の急所 (安全・正否・やりやすさ)	危険性・有害性	可能性	重大性	評価	危険度	危険性・有害性等の 除去・低減対策	誰が	備考 (図)
本作業	13.瓦の軒先面戸の取り付けをする	①足場上から ②安全帯を使用し	・軒先から軒先瓦取り付け作業中、バランスを崩し、墜落する	△	×	△×	4	・瓦の軒先面戸の取り付け作業は、足場上から作業し、安全帯を手すりに掛け作業する	・瓦葺き技能士 ・作業員	

安全帯を掛ける箇所を明示した作業手順書の例

資料出所：「専門工事業者のための危険性・有害性等の調査標準モデル作業手順書によるNo.1」

(建設業労働災害防止協会)

④作業者の健康確認とKY活動を実施しましょう。

作業者一人ひとりの毎日の健康状態を確認すると共に、作業に潜む墜落のリスクを洗い出し、その対策を「ワンポイント」で確認します。

墜落のリスクを洗い出したKY活動の例

現地KYの進め方		
場所	確認事項	項目
作業を 開始する	★設備、機械等を点検する 手すりヨシ！ 足場板結束ヨシ！ 玉掛けワイヤー点検ヨシ！	3項目
作業中	★危険のポイント 「足を踏み外して墜落する」とする	1項目
作業中	★行動目標 安全帯手すり掛けヨシ！となる	1項目
作業中	★ワンポイント 安全帯手すり掛けヨシ！ (行動目標をそのまま唱和する)	1項目



図 現地KYの実践例

資料出所：「現場所長研修テキスト」（建設業労働災害防止協会）

⑤作業開始前に安全設備を点検しましょう。

作業場所までの通路を含めて、手すり等の安全性、安全ネット、安全帯の取付け設備、表示等について点検します。

⑥予定外の作業となっていないか確認しましょう。

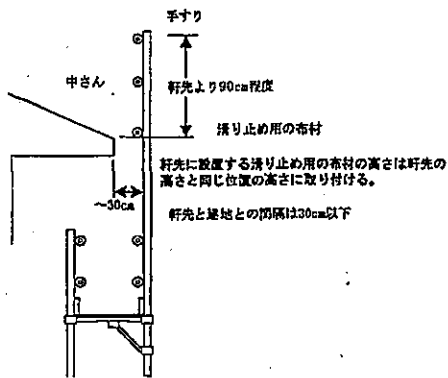
前日の打合せにない作業や、作業方法の勝手な変更は大きな災害につながる可能性が非常に高いものです。

⑦安全設備の復旧を確認しましょう。

手すり等の安全設備をやむなく外す場合は、元請けに報告し、追加の安全対策をとってから行います。作業中断時や作業終了時には、必ず手すり等の安全設備を復旧し、その安全性を確認します。

⑧低層住宅等の傾斜屋根上の作業では、次の対策を講じます。

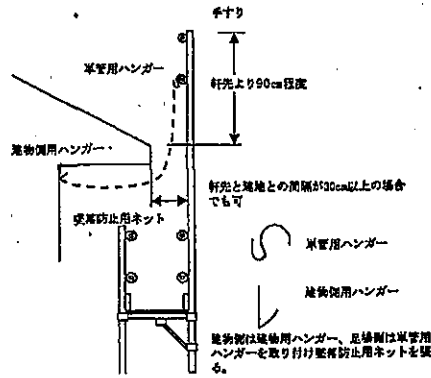
- ア) 足場の建地を屋根の軒先より90cm程度突き出し、その建地に手すり等を設けます。
- イ) 親綱を設置して安全帯を使用します。
- ウ) 6寸勾配以上の屋根等には屋根足場を設けます。



(手すりの下から墜落しないよう中さんを設ける)

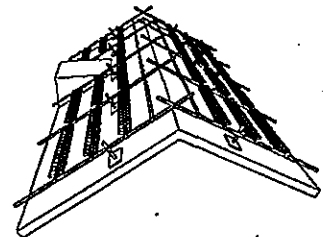
資料出所：「足場先行工法に関するガイドラインの活用の手引—74頁」
(建設業労働災害防止協会)

図 滑り止め用布材の設置



資料出所：「足場先行工法に関するガイドラインの活用の手引—75頁」
(建設業労働災害防止協会)

図 墜落防止ネット設置例



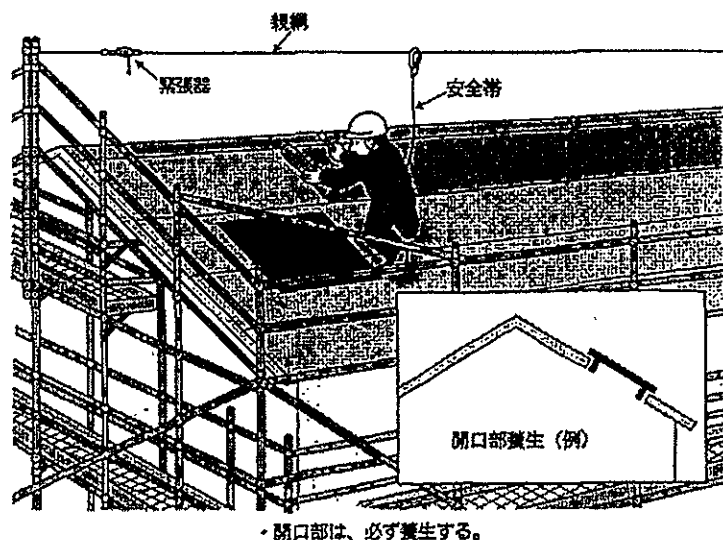
資料出所：「足場先行工法に関するガイドラインのあらまし」(建設業労働災害防止協会)

図 屋根足場設置の例

⑨ビル等の屋上の工事等では、安全帯の取付設備を設け、それに安全帯を使用して作業することが重要です。

⑩天窓からの墜落を防止するために覆い蓋や手すりなどを設けます。

覆い蓋は、ズレ止め等の措置を行ったものを使用します。

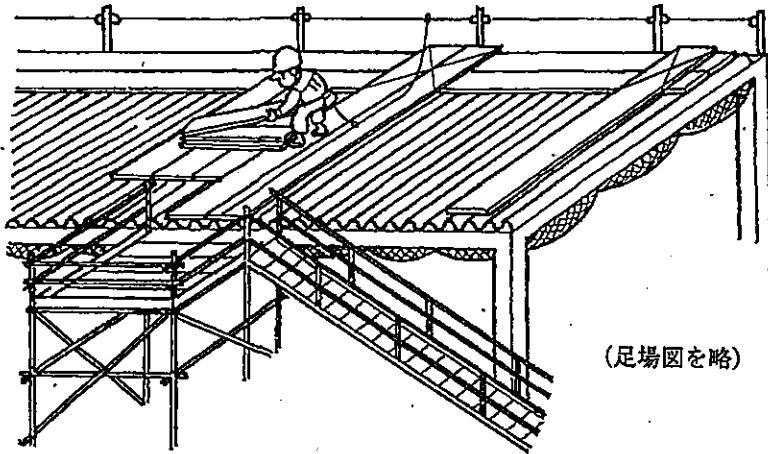


・開口部は、必ず養生する。

図 天窓用開口部の養生

資料出所：「木建工事における墜落災害防止のポイント—屋根工事編」(建設業労働災害防止協会)

⑪工場等のスレート屋根では踏み抜き防止の歩み板を設け、安全帯や安全ネットを使用しましょう。



ア. 屋根へ材料を置かざるを得ないときは、足場板等を敷き詰めます。

イ. 屋根上で作業するときは、ピンと張られた親綱を設置し、安全帯を使用します。

ウ. 幅30cm以上の歩み板を1～2枚設置します。

エ. 踏み抜いた際の墜落災害を防止するため、安全ネットを屋根の下にはります。

オ. 屋根に登るための昇降設備を設けます。

図 スレート葺き屋根上作業での踏み抜きに対する対策例

⑫工場等のスレート屋根で安全ネットを建屋内部に設置することが困難な場合は、踏み抜き防止用の安全ネットを屋根上面にフックボルト等の留付金物を利用して張る工夫をします。

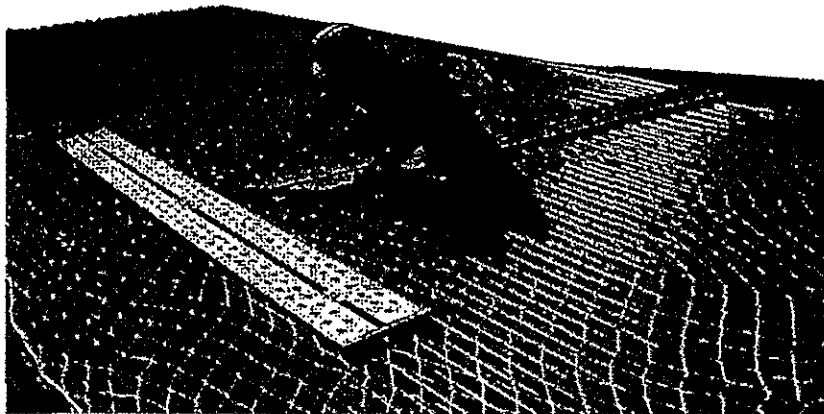


写真 踏み抜き防止用の安全ネットをスレート屋根上に敷き、歩み板を使用した補修工事の例 ((株) A社)

屋根上の作業開始にあたっての点検・確認事項

工事名 ()

(年 月 日)

担当者名 ()

作業開始前

- ・関係者以外の立入禁止措置（ロープ等で囲う、標識）をしているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・低層住宅等では屋根の端からの墜落対策ができていないか。 ☐はい ☐いいえ
- ・屋根勾配が6/10以上等の屋根作業に屋根足場を設けているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・陸屋根端部近くの作業では手すり等が適正に設置されているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・スレート屋根上の作業では歩み板と安全帯取付設備、安全ネットがあるか。 ☐はい ☐いいえ
- ・歩み板は巾が十分であるか。 ☐はい ☐いいえ
- ・天窓は覆い蓋か手すり等が適正に設置されているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・歩み板は、てんびんにならないよう確実に取り付けられているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・水平親綱は、腰高に緊張して張られているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・親綱は作業員1人に1本確保されているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・安全ネットがきちんと取り付けられているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・屋根への昇降設備は適正なものか。 ☐はい ☐いいえ
- ・資格者を含む必要な人員がいるか。 ☐はい ☐いいえ
- ・その他の現場必要事項 () ☐はい ☐いいえ

ミーティング時

- ・作業員への当日の作業手順の周知はできているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・強風、大雨等の時は作業を中止するか。 ☐はい ☐いいえ
- ・予定外作業を禁止しているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・新規入場者に対する安全教育の実施など安全上の配慮をしたか。 ☐はい ☐いいえ
- ・高齢作業員の配置に配慮したか。 ☐はい ☐いいえ
- ・保護帽、安全靴及び安全帯の正しい着装を指導したか。 ☐はい ☐いいえ
- ・屋根上の作業にあった滑りにくい履物と服装をしているか。 ☐はい ☐いいえ
- ・安全工程打合せ会を踏まえた指導に漏れがないか。 ☐はい ☐いいえ
- ・作業員の健康状態を確認したか。 ☐はい ☐いいえ
- ・KY活動等を行ってから作業を始めたか。 ☐はい ☐いいえ
- ・その他の現場必要事項 () ☐はい ☐いいえ

(本リーフレットは厚生労働省の委託により建設業労働災害防止協会が作成したものです。)

建設業労働災害防止協会 東京都港区芝5丁目35番1号 TEL 03-3453-8201

(平成22年2月)

概要

- 震災で壊滅的な被害を受けた建設物、インフラ設備等の復旧が開始される。多数の中小事業者が参入し、短期間に大量の工事が行われることから労働災害（いわば3次災害）の発生が危惧されるので、速やかな対応が必要。

○阪神・淡路大震災（H7年1月17日）に係る復旧工事では、解体処理等の震災後1年間の復旧工事で、多数の死傷者が出た。

●休業4日以上の死傷者 944人、●死亡者 40人

- 復旧工事に従事する労働者の安全衛生を確保するための中小事業者に対する技術的な支援を委託事業として実施。

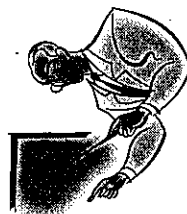
【対象期間】
平成23年度末まで



安全衛生に関するノウハウが十分でない中小事業者等に対し、専門家による技術的な支援を行うことで、復旧工事における労働災害（いわば3次災害）を防止する。

（事業項目）

1. 安全衛生に関する諸問題に対応するプラットホームの開設（岩手・宮城・福島）
2. 安全衛生専門家による巡回指導
3. 安全衛生専門家による安全衛生相談
4. 安全衛生専門家による安全衛生教育支援



厚生労働省

委託
契約

受託者

技術的
支援

中小事業者

復旧工事安全衛生確保

基安化発 0630 第 1 号
環水大大発第 110630002 号
平成 23 年 6 月 30 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

都道府県
各 } 大気環境担当部（局）長 殿
政令市

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局

大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の
徹底について（通知）

厚生労働省と環境省は連携を図り、平成 23 年 6 月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査を実施していますが、この度、本調査等により下記 1 のとおりアスベストが飛散した事例及び震災の影響で吹付けアスベストが露出した事例が確認されました。

これらの事例によって労働者へのばく露又は大気への飛散が発生したものではありませんが、同種の事態の発生により労働者の健康への影響及び大気の汚染が生じることも懸念され、その対策をさらに徹底する必要があることから、被災地における関係機関におかれては関係部局と連携の上、下記 2 について関係事業者への指導等の対応をしていただくようお願いします。

なお、下記 2（1）については、被災地以外の関係機関においても同様の対応をお願いします。また、別添のとおり、関係団体の長あて要請を行ったことを申し添えます。

1 事例概要

(1) 事例 1【建築物の解体中に飛散した例】

ア 平成 23 年 6 月 6 日に環境省が実施したアスベスト大気濃度調査でアスベストの飛散が判明した。厚生労働省が事業者に対して指導を行うとともに、環境省は 6 月 21 日に別紙 1 のとおり報道発表したところである。

茨城県水戸市内の建築物におけるアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の排気口付近の気中からアスベスト及びアスベストの可能性のある繊維を併せ 52 本/ℓの繊維が検出された。集じん・排気装置の不具合が原因と推察されたため、ただちに改善した。

なお、建物内の他の場所の濃度は通常の一般大気環境中とほぼ同じであった。現場では労働者は適切な呼吸用保護具を着用しており、52 本/ℓは作業環境の評価のための基準（管理濃度）を下回っている。また飛散は建築物の建屋内で発生したものであり、周辺環境への飛散はなかった。

イ 当該建築物は、震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが露出し、一部で劣化が認められた。

(2) 事例 2【建築物の使用中に飛散の生じた例】

茨城県内の建築物に勤務する職員が、震災の翌日に実施した被災状況確認作業で震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが落下していることを確認した。

事業者は、当該建築物を直ちに閉鎖し、立入禁止措置を講じるとともに、アスベストの撤去を行うこととし、平成 23 年 4 月 11 日付けで所轄労働基準監督署長に対して労働安全衛生法に基づく計画届を提出するとともに、茨城県に大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行い、4 月 26 日から室内に落下したアスベストを清掃し、囲い込み部分の修繕を行った。なお、当該建築物は現在使用されていない。

2 対応していただきたい事項

(1) 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の

解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」（別紙 1 報道発表資料中の別紙 2 参照）で都道府県労働局労働基準部長及び各都道府県・政令市大気環境担当部（局）長あて通知しているところであるが、各機関においては、さらなる対応の徹底が図られるよう関係事業者を指導すること。

（2）吹付けアスベスト等の封じ込めや囲い込みの損壊等への対応について

アスベスト等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が震災等の影響で損壊したり、吹付けアスベストそのものが損壊し、アスベスト等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている事態を、都道府県労働局において把握した場合は、関係事業者に対し、石綿障害予防規則第 10 条第 1 項又は同条第 2 項に基づく適切な対応を徹底させること。

（3）石綿が使用されている建築物の被災状況の把握及び対応について

ア 都道府県・政令市の環境主管部局は、関係部局の協力を得て、次に掲げる情報を入手するなどにより、被災建築物の石綿使用状況及び被害状況を可能な範囲で把握するよう努めること。また、必要により所轄の都道府県労働局に情報提供すること。

（ア）民間建築物等の吹付けアスベストに関する調査結果

（都道府県及び市町村の建築主管部局）

（イ）被災建築物応急危険度判定結果

（市町村の建築主管部局）

イ 都道府県労働局は、上記アで把握された被災建築物について、平成 17 年 7 月 28 日付基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」（別紙 2。以下「基本通達」という。）の第 3 に基づき、適切に対応すること。この場合、基本通達の第 3 の 2 の（2）に基づき、本通知の上記（2）を徹底すること。

ウ 上記イ等によりアスベストの除去、封じ込め、囲い込みの措置を講ずる場合は、都道府県労働局は、労働安全衛生規則第 90 条あるいは石綿障害予防規則第 5 条に基づく届出等を確実に提出するよう事業者に対して指導すること。また、都道府県・政令市の環境主管部局は、大気汚染防止法第 18 条の 15 に基づく届出について指導すること。

エ 上記ウによる届出について、都道府県労働局は、基本通達の第 2 の 2 に基づき、石綿障害予防規則第 6 条（吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置）の遵守状況を審査し必要な指導を行うとともに、都道府県・政令市の環境主管部局は、大気汚染防止法第 18 条の 14（作業基準）の遵守状況を審査し必

要な指導を行うこと。

(4) アスベスト大気濃度調査等の地点の選定

都道府県環境主管部局は、上記(3)アで把握された建築物を、東日本大震災におけるアスベスト大気濃度調査の調査地点として優先して選定すること。なお、厚生労働省のモニタリングポイントは別途示すこととしているので留意されたい。

別添

基安化発 0630 第 2 号
環水大大発第 110630003 号
平成 23 年 6 月 30 日

中央労働災害防止協会会長
建築業労働災害防止協会会長
社団法人日本石綿協会会長
社団法人日本建設業連合会会長
社団法人作業環境測定協会会長
社団法人全国解体工事業団体連合会会長
社団法人日本化学工業協会会長
社団法人日本プラントメンテナンス協会会長
社団法人日本ビルディング協会連合会会長
社団法人建築業協会会長
財団法人日本船舶技術研究協会会長
社団法人日本造船工業会会長
社団法人日本中小型造船工業会会長
社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長
社団法人日本船舶用工業会会長

殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局

大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物等からの飛散防止対策の徹底について（通知）

厚生労働省と環境省は連携を図り、平成 23 年 6 月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査を実施していますが、この度、本調査等により下記 1 のとおりアスベストが飛散した事例及び震災の影響で吹付けアスベストが露出した事例が確認されました。

これらの事例によって労働者へのばく露又は大気への飛散が発生したものではありませんが、同種の事態の発生により労働者の健康への影響及び大気の汚染が生じること懸念され、その対策をさらに徹底する必要があることから、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、下記2に御留意の上、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の遵守の徹底について周知していただくようお願いします。

記

1 事例概要

(1) 事例1【建築物の解体中に飛散した例】

ア 平成23年6月6日に環境省が実施したアスベスト大気濃度調査でアスベストの飛散が判明した。厚生労働省が事業者に対して指導を行うとともに、環境省は6月21日に別紙のとおり報道発表したところである。

茨城県水戸市内の建築物におけるアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の排気口付近の気中からアスベスト及びアスベストの可能性のある繊維を併せ52本/ℓの繊維が検出された。集じん・排気装置の不具合が原因と推察している。

なお、建物内の他の場所の濃度は通常の一般大気環境中とほぼ同じであった。現場では労働者は適切な呼吸用保護具を着用しており、52本/ℓは作業環境の評価のための管理基準を下回っている。また飛散は建築物の建屋内で発生したものであり、周辺環境への飛散はなかった。

イ 当該建築物は、震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが露出し、一部で劣化が認められた。

(2) 事例2【建築物の使用中に飛散の生じた例】

茨城県内の建築物に勤務する職員が、震災の翌日に実施した被災状況確認作業で震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが落下していることを確認した。

事業者は、当該建築物を直ちに閉鎖し、立入禁止措置を講じるとともに、アスベストの撤去を行うこととし、平成23年4月11日付けで所轄労働基準監督署長に対して労働安全衛生法に基づく計画届を提出するとともに、茨城県に大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行い、4月26日から室内に落下したアスベストの清掃し、囲い込み部分の修繕を行った。なお、

当該建築物は現在使用されていない。

2 周知していただきたいこと

(1) 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」（別紙報道発表資料別紙 2 参照）で通知しているところであるが、以下の点についてさらなる対応の徹底を図ること。

ア 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。

イ 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。

ウ その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

エ 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う場合、集じん・排気装置の適切な使用を図ること。この場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。

オ 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認するため排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であること。この場合「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にされたい（条例、自治体のマニュアル等により別途指導を行っている場合を除く）。

(2) アスベストの封じ込め等を行っていた箇所の損壊等への対応の徹底について

アスベスト等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が震災等の影響で損壊したり、吹付けアスベストそのものが損壊し、アスベスト等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている場合、石綿障害予防規則第 10 条第 1 項又は同条第 2 項に基づく適切な対応を図ること。

東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査 (第1次モニタリング) におけるアスベスト飛散事例について

平成23年6月21日(火)
環境省水・大気環境局大気環境課
直通：03-5521-8293
代表：03-3581-3351
課長：山本 光昭(6530)
課長補佐：栗林 英明(6533)

環境省は、平成23年6月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査(第1次モニタリング)を実施しており、調査を予定している133地点のうち、これまでに56地点【6月20日現在】で調査が終了しています。

この度、調査が終了しているモニタリング調査地点の中で、建築物におけるアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の不具合によると思われるアスベストの飛散が確認されましたので、お知らせします。

なお、アスベストの飛散はアスベスト除去工事中の建築物の建屋内で発生したものであり、敷地境界のアスベスト濃度は通常の一般大気濃度とほぼ変わらず、周辺環境への飛散はありませんでした。

記

1. 建築物の所在地

茨城県水戸市

2. 試料採取年月日

平成23年6月6日(月)

3. 試料採取地点

ア 敷地境界(風下) 2箇所

イ 石綿が直接外部に飛散ないように設けられた室の入り口の外側(以下、「前室」という。) 1箇所

ウ 集じん・排気装置の外部への排気口(※1)付近(以下、「排気口」という。) 2箇所

※1 排気口は建築物内部に設けられており、屋外には排気されていない。

エ 震災の影響で囲い込みが破損し、建築物内部のアスベストが露出している箇所(以下、「アスベスト露出箇所」という。)

4. 試料採取、分析方法

東日本大震災におけるアスベスト大気濃度調査(実務マニュアル)～第1次モニタリング(5月下旬～6月上旬)～による。

5. 調査結果

区分	測定箇所	調査結果 (本/ℓ)		測定方法
	名称	総繊維数濃度	うちアスベスト繊維数濃度 ※アスベストの可能性のある繊維も含む	
一般環境	敷地境界①	6.1	0.17	位相差 ／ 偏光顕微鏡法
	敷地境界②	6.6	0.58	
建屋内	前室	7.5	0.05未満	
	排気口①	53	52	
	排気口②	10	0.45	
	アスベスト露出箇所	13	0.45	

※総繊維数濃度とは、長さ5 μ m以上、幅（直径）3 μ m未満で、かつ、長さとの比（アスペクト比）が3：1以上の繊維状物質を計数したもの。

(1) 排気口①

アスベスト及びアスベストの可能性のある繊維をあわせ52本/ℓ（※2）の繊維が検出された。

※2 作業環境評価基準に基づく管理濃度（厚生労働省告示）：150本/ℓ

現在、アスベストの組成を電子顕微鏡法により確認中であり、第3回東日本大震災アスベスト対策合同会議で報告する予定である。

現場では、同時に測定していたリアルタイムモニター（※3）において、あらかじめ設定していた警報レベルを超えたことから、その場で事業者へ情報提供した。集じん・排気装置の改善が図られ、リアルタイムモニターの値は警報レベルを下回った。

※3 アスベストを含む総繊維を測定し、即時に濃度を確認することができる装置。

(2) アスベスト露出箇所（別紙1参照）

壁面や天井に吹付けられたアスベストが露出し、一部で劣化が認められた。

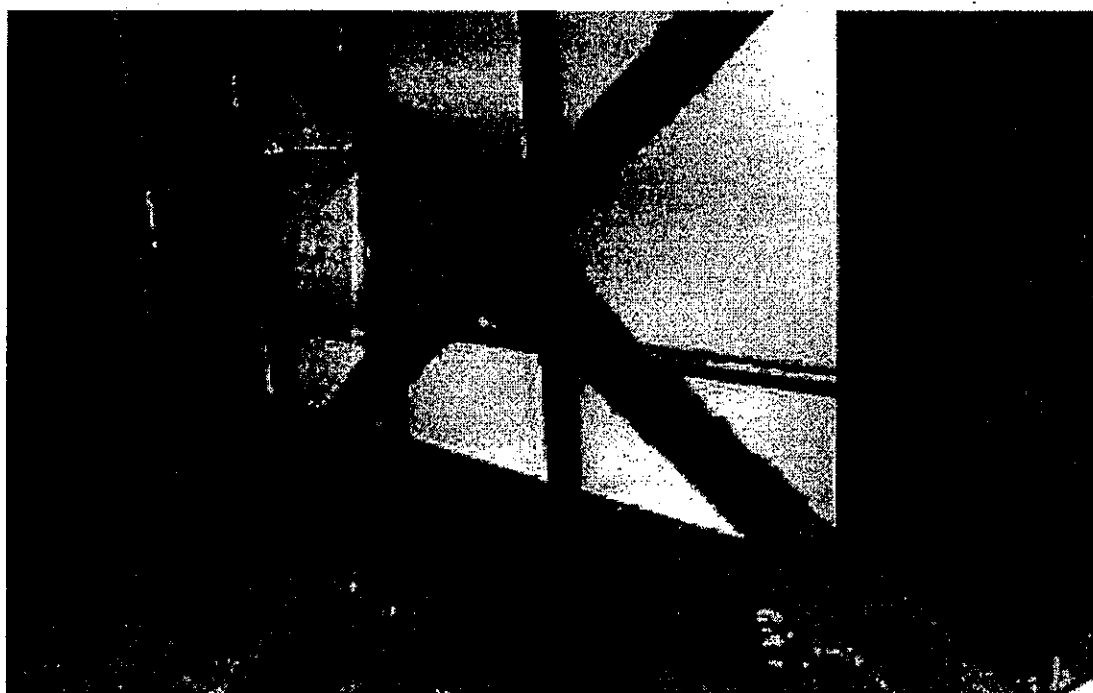
アスベスト濃度は通常の一般大気濃度とほぼ変わらなかったが、総繊維数濃度が10本を超えていたことから、アスベストの劣化状況や現場での作業内容（振動の発生状況）によりアスベストが飛散するおそれも考えられ注意が必要である。

6. 今後の対応

今回の「排気口①」の調査結果から、集じん・排気装置のさらなる保守点検の徹底等が必要である。

これまでに、平成23年1月27日付けで厚生労働省と環境省との連名で、集じん・排気装置の保守点検の徹底等について、関係団体に要請するとともに、都道府県労働局及び関係自治体に通知（別紙2参照）したところであるが、今回の事例を踏まえ、再度、関係機関に注意喚起する予定である。

アスベスト露出箇所の写真



基安化発 0127 第 1 号
 環水大大発第 110127002 号
 平成 23 年 1 月 27 日

都道府県労働局
 労働基準部長 殿

都道府県 }
 各 政令市 } 大気環境担当部(局)長 殿

厚生労働省労働基準局
 安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局

大気環境課長



石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があるところである。

また、石綿則第 6 条により、当該石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること、石綿除去等作業場所を負圧に保つこと、及び石綿除去等作業場所の出入口に前室を設置することが義務付けられているところである。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）では、大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからニに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、及び作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付

けた集じん・排気装置を使用すること等が義務づけられているところである。

平成 21 年度に環境省が実施し、平成 22 年 7 月 16 日に報道発表を行った「平成 21 年度アスベスト大気濃度調査」のうち、愛知県内の解体現場において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場があり、当該現場の前室及び排気口付近で捕集したサンプルについて分析走査電子顕微鏡法でも分析し、繊維の種類の同定等を行ったところ、高濃度のクリソタイル及びアモサイトが検出されたところである。

厚生労働省及び環境省において専門家を交えた意見聴取等の調査を行ってきたところ、原因を特定することはできなかったが、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えられている。なお、解体事業者の記録等によると、保護具等の着用も励行されており、労働者の健康への影響は確認されておらず、また、当該解体現場の敷地境界での測定結果から石綿による大気の汚染が無いことも確認されている。

しかしながら、このような事態が再発することによる労働者の健康への影響及び大気の汚染が危惧され、建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策及び大気への飛散防止対策をさらに徹底する必要があることから、貴職におかれてはそれぞれが所管する法令に基づき、関係部局と連携の上、喫緊に対応すべき下記の事項について関係事業者への指導に当たり、遺憾なきを期されたい。また、本通知は厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から都道府県労働局労働基準部長に対し下記 1 の事項について、環境省水・大気環境局大気環境課長から各都道府県及び政令市大気環境担当部（局）長に対し下記 2 の事項についてそれぞれ通知するものであることを了知されたい。

なお、別添により、下記の事項について関係団体の長あて要請を行ったことを申し添える。

記

1 建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。
- (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

2 特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

- (1) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用について指導を徹底すること。なお、指導に当たっては「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。
- (2) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、指導を徹底すること。貴自治体において測定方法、測定場所及び測定時期等について条例、マニュアル等により指導を行っていない場合にあっては「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に指導すること。

以上

(別添)

基安化発 0127 第 2 号
環水大大発第 110127003 号
平成 23 年 1 月 27 日

中央労働災害防止協会会長
建築業労働災害防止協会会長
(社) 日本石綿協会会長
(社) 日本建設業団体連合会会長
(社) 全国建設業協会会長
(社) 日本土木工業協会会長
(社) 日本作業環境測定協会会長
(社) 全国解体工事業団体連合会会長
(社) 日本化学工業協会会長
(社) 日本プラントメンテナンス協会会長
(社) 日本ビルディング協会連合会会長
(社) 建築業協会会長

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における
集じん・排気装置の保守点検の徹底等について

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業につきましては、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があるところです。

また、石綿則第 6 条において、当該石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること、石綿除去等作業場所を負圧に保つこと、及び石綿除去等作業場所の出入口に前室を設置することが義務付けられているところです。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからニに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、及び作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること等が義務づけられているところです。

平成 21 年度に環境省が実施し、平成 22 年 7 月 16 日に報道発表を行った「平成 21 年度アスベスト大気濃度調査」のうち、愛知県内の解体現場において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場があり、当該現場の前室及び排気口付近で捕集したサンプルについて分析走査電子顕微鏡法でも分析し、繊維の種類の同定等を行ったところ、高濃度のクリソタイル及びアモサイトが検出されたところです。

厚生労働省及び環境省において専門家からの意見聴取等の調査を行ってきたところ、原因を特定することができませんでしたが、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えられました。ただし、解体事業者の記録等によると、保護具等の着用も励行されており、労働者の健康への影響は確認されていません。また、当該解体現場の敷地境界で測定した大気濃度調査結果から石綿による大気の汚染が無いことも確認されているところです。

しかしながら、このような事態が再発することによる労働者の健康への影響及び大気への汚染が危惧されることから、厚生労働省及び環境省としては建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策及び大気の飛散防止対策を互いに連携し、さらに徹底していくこととしております。喫緊に対応すべき具体的な再発防止対策として、石綿則及び大防法の規定の遵守に当たって、下記事項も徹底していただくことが重要なところです。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、下記事項にご留意の上、石綿則及び大防法の遵守の徹底について要請していただきたく存じます。

記

1 建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。

- (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

2 特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

- (1) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用を徹底すること。なお、その際は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考とし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。
- (2) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、指導を徹底すること。また、排出等作業の場所を管轄する自治体が測定方法、測定場所及び測定時期等について条例、マニュアル等により指導を行っている場合にはその指導に従い、そうでない場合にあっては「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。

以上

基安発 0812 第 2 号
平成 23 年 8 月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る
労働災害防止対策の徹底について

東日本大震災により、津波によって多数の船舶が陸地に打ち上げられ、これらの船舶の解体・改修作業（以下「解体等作業」という。）が行われることが予想されたことから、平成 23 年 5 月 10 日付け基安発 0510 第 1 号及び同第 2 号「東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について」をもって労働災害防止対策の徹底を図ってきたところである。

特に、その対策の中でも重要な課題である石綿ばく露の防止については、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 83 号）が平成 23 年 7 月 1 日に公布され、同年 8 月 1 日から施行されたことにより、船舶の解体等作業においても、建築物等の解体等作業と同等の措置をとることとされ、平成 23 年 7 月 28 日付け基発 0728 第 6 号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」により、その施行に遺漏なきようお願いしているところ、今般、これまでに通知してきた船舶の解体等作業における労働災害防止に関する実施事項を網羅的に下記に取りまとめたので、指導に当たり遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対し、別添のとおり、船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について要請したところであるので、申し添える。

なお、上記の平成 23 年 5 月 10 日付け基安発 0510 第 1 号及び同第 2 号は、本通達をもって廃止する。

第1 労働災害防止に関する実施事項

1 作業準備段階において、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づく措置を実施すること。（労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第28条の2）

2 高所での作業に労働者を従事させる場合

（1）高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。（労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第518条）

（2）足場を設置する場合には、適切な墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講ずること。（安衛則第563条、第565条、第566条）

（3）つり足場、張り出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者を選任し、職務を遂行させるとともに、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。（安衛則第564条、第565条、第566条）

（4）足場の高さが5メートル未満である等足場の組立て等作業主任者の選任を要しない場合であつて、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させるとともに、あらかじめ作業の方法及び順序を労働者に周知させること。（安衛則第529条）

3 重機等を用いた作業に労働者を従事させる場合

（1）地震や津波の影響により地盤が緩んでいる等不安定な場所において作業を行う場合には、敷鉄板の敷設等により、移動式クレーン等の転倒防止を図ること。（クレーン等安全規則（以下「クレーン則」という。）第66条の2、第70条の3、第70条の4、第70条の5等）

（2）移動式クレーンの運転については、運転士免許を受けた者、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。（クレーン則第67条、第68条）

4 爆発又は火災の危険がある作業に労働者を従事させる場合

（1）多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災の危険がある船体に近接した場所においては、アーク溶接機等火花、アークを発する等により点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用しないこと。（安衛則第279条）

- (2) 重油、潤滑油等危険物以外の引火性の油類や危険物が存在するおそれのある船体部分については、あらかじめ、引火性の油類や危険物を除去する等爆発又は火災の防止のための措置を講じた後でなければ、溶接、溶断その他火気を使用する作業や火花を発するおそれのある作業をさせないこと。(安衛則第 285 条)
- (3) 爆発又は火災の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止すること。(安衛則第 288 条)
- (4) 喫煙所その他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けるとともに、火気を使用した者には確実に残火の始末をさせること。(安衛則第 291 条)
- (5) 溶断等の作業に当たる場合は、作業を開始するとき及び当該作業中断時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定すること。(安衛則第 328 条の 3)
- 5 船室等の密閉された空間に入る場合には、一時的に酸素が欠乏している可能性があることから、あらかじめ酸素濃度を測定し、必要に応じて換気を行う、又は空気呼吸器等を使用すること。(酸素欠乏症等防止規則第 3 条、第 5 条、第 5 条の 2)
- 6 1 から 5 までの安衛法に基づく事項に加え、次の (1) から (3) の事項について、その適切な実施を図ること。
 - (1) 作業の方法及び順序等が示された作業計画を作成し、その作業計画に従って作業を行うこと。
 - (2) 陸地に打ち上げられた船舶を移動させずにその場で解体等作業を行う場合には、作業中に当該船舶が横転等しないよう、適切に固定してから作業を開始すること。
 - (3) 夏場の解体等作業においては、熱中症を発症するおそれがあることから、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく熱中症予防対策を講ずること。

第 2 石綿関連作業に関する実施事項

1 全ての船舶の解体等作業に係る事項

全ての船舶の解体等作業においては次を行うこと。

(1) 石綿等を取り扱う作業の場合

ア 石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、その者に次の事項を行わせること。(石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)第 19 条及び第 20 条)

(ア) 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれ

らを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

(イ) 保護具の使用状況を監視すること。

イ 石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため、同時に就業する労働者の人数と同数以上の呼吸用保護具を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。(石綿則第 44 条及び第 45 条)

ウ 作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。(石綿則第 15 条)

エ 洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けること。(石綿則第 31 条)

オ 作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないこと。(廃棄のため容器等に梱包したものを除く。)(石綿則第 32 条の 2)

カ 作業場では労働者が禁煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないこと。(石綿則第 33 条)

キ 作業場には、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこと。(石綿則第 34 条)

(2) 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業、石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業がある場合

ア 労働者に呼吸用保護具を使用させること。(石綿則第 14 条)

イ 散水等により、石綿等を湿潤な状態のものとすること。(湿潤化が著しく困難な場合を除く。)(石綿則第 13 条)

(3) 石綿等を常時取り扱う作業に労働者を従事させる場合

ア 当該作業場以外の場所に休憩室を設置すること。(石綿則第 28 条)

イ アで設置した休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行うこと。(石綿則第 30 条)

ウ 1 月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し 40 年間保存すること。(石綿則第 36 条)

エ 労働者に対し石綿健康診断を実施し、その記録を作成し 40 年間保存すること。(石綿則第 41 条)

2 鋼製の船舶の解体等作業に係る事項

鋼製の船舶の解体等作業を行う場合、1 に加え、次の事項を行うこと。

なお、(1) から (8) までの石綿則に基づく措置に加え、(9) 及び (10) についてその適切な実施を図るとともに、(11) に留意すること。

(1) 事前調査

石綿等の使用の有無の調査結果を記録するとともに、調査の結果を作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示すること。(石綿則第3条)

(2) 作業計画の作成

(1)の結果、石綿等が使用されている場合、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うこと。(石綿則第4条)

(3) 特別教育

作業に就かせる労働者に対し、当該業務に関する特別教育を実施すること。(石綿則第27条)

(4) 作業内容の届出

次のアからウのいずれかの作業に該当する場合は、あらかじめ、石綿則様式第1号に規定する内容及び当該作業に係る船舶の概要を示す図面を、当該事業場の所在地(解体現場)を管轄する労働基準監督署長に届け出ること。なお、図面については、船舶の形状と作業を行う場所等を示した簡易なもので差し支えないこと。(石綿則第5条)

ア 吹き付けられた石綿等の除去作業

イ 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業

ウ 吹き付けられた石綿等が損傷劣化等により粉じんを発散させ、及び労働者とその粉じんにばく露するおそれがある場合の封じ込め、囲い込みの作業

(5) 隔離等

次のアからウの作業を行う場合の作業場所については、それ以外の作業を行う場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室設置等(以下「隔離等」という。)の措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではないこと。(石綿則第6条)

ア (4)のアの作業

イ (4)のイの作業のうち、石綿等の切断等を伴う作業

ウ (4)のウの作業(ただし、囲い込みの作業にあっては、石綿等の切断等の作業を伴う作業)

(6) 電動ファン付き呼吸用保護具等の使用

船舶内において、上記(5)により隔離を行った作業場所で、吹き付けられた石綿等を除去するに当たっては、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等を使用させること。(石綿則第14条)

(7) 作業者以外の立入禁止等

石綿等を切断等しない場合であっても、作業を行う労働者以外の者が

作業場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を労働者及び周囲の住民に分かりやすい場所に掲示すること。(石綿則第7条)

(8) 吹き付けられた石綿等が損傷・劣化等している場合の措置

吹き付けられた石綿等の損傷・劣化等により、船舶で就業する労働者が石綿等にはく露するおそれがある場合、除去、封じ込め等を行うこと。また、吹き付けられた石綿等の損傷・劣化等により、臨時に就業する労働者が石綿等にはく露するおそれがある場合、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。(石綿則第10条)

(9) 石綿含有断熱材が使用されている配管や機械類からの石綿等の適切な除去

ア 船舶の解体等における石綿等の除去については、船舶の内部が狭隘であること、石綿を含む断熱材等(以下「石綿断熱材等」という。)が使われている配管や機械類(以下「配管等」という。)の形状が特異であることから、通常の除去作業が困難となる可能性がある。その場合には、船舶の内部でこれら配管等から石綿断熱材等を除去することは避け、これら配管等そのものを、グローブバッグ、ビニール、テープ等を用いて覆った上で外し、又は石綿断熱材等が使われている部分を周囲から切断すること。その際、適切な保護具を使用すること。

イ 具体的な方法としては、(参考図)のように、配管エルボ(配管の曲線部)のみが石綿断熱材等で覆われている配管について、石綿断熱材等で覆われていない直線部分を切断して石綿断熱材等を配管エルボごと取り外した上で、専門工場で当該配管から石綿断熱材等を除去する作業があること。

ウ 上記ア及びイに示す作業については、次の(ア)及び(イ)のとおりとすること。

(ア) 当該作業は、船舶の解体等の作業場所においては、配管等からの石綿断熱材等の除去は行わないものの、船舶から石綿断熱材等を取り除くことには相違なく、石綿則第5条第1項第1号に掲げる「除去」の作業に当たることとなること。このため、当該作業を行う事業者は、石綿則第5条に基づく作業の届出その他必要な措置を講じなければならないものであること。

(イ) 船舶から取り外された配管等について、船舶以外の場所で石綿断熱材等を当該配管等から除去する作業は、船舶の解体等の作業には該当しないものであることから、石綿則第5条の作業の届出は要しないが、当該作業は石綿等の取扱い作業に該当するため、屋内作業場の場合には石綿則第12条に基づく局所排気装置の設置等その他必要な措置を講じなければならないものであること。

(参考図)

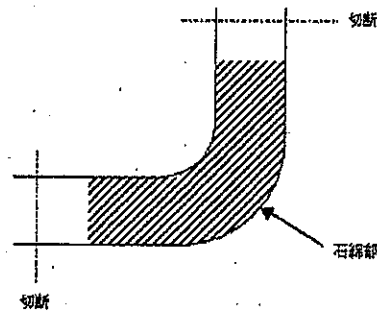


図 配管エルボの事例

(10) 集じん・排気装置の保守点検

次のアからウまでに掲げる集じん・排気装置の保守点検の徹底を図ること。なお、必要に応じて(11)の「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」(財団法人日本船舶技術研究協会)又は「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)を参考にすること。

ア 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。

イ 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。

ウ その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

(11) 「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」について

船舶の解体等における石綿等の除去等に当たっては、必要に応じ、財団法人日本船舶技術研究協会において作成した「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル 2011年3月」を参考にすること。

(本マニュアルは同協会ホームページ(<http://www.istra.jp/html/a04/cat100/>平成23年8月現在)上に公開されている。)

別記

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
財団法人 安全衛生技術試験協会
社団法人 日本作業環境測定協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
社団法人 日本保安用品協会
社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
全国社会保険労務士会連合会
独立行政法人 労働者健康福祉機構
社団法人 全国労働基準関係団体連合会

財団法人 日本船舶技術研究協会
社団法人 日本造船工業会
社団法人 日本中小型造船工業会
社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
社団法人 日本船用工業会
社団法人 日本船用機関整備協会
社団法人 日本船舶電装協会

日本内航海運組合総連合会
社団法人 日本旅客船協会
社団法人 大日本水産会
社団法人 海洋水産システム協会

社団法人 日本建設業連合会
社団法人 全国建設業協会
社団法人 全国解体工事業団体連合会
社団法人 建設産業専門団体連合会

社団法人 日本石綿協会
社団法人 日本化学物質安全・情報センター
一般社団法人 日本化学工業協会
化成品工業協会

社団法人 全国産業廃棄物連合会
全国アスベスト適正処理協議会

基安発 0812 第 1 号
平成 23 年 8 月 12 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る
労働災害防止対策の徹底について

日頃より労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、津波によって多数の船舶が陸地に打ち上げられ、これらの船舶の解体・改修作業（以下「解体等作業」という。）が行われることが予想されたことから、平成 23 年 5 月 10 日付け基安発 0510 第 1 号「東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について」をもって労働災害防止対策の徹底を図ってきたところです。

特にその対策の中でも重要な課題である石綿ばく露の防止については、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 83 号）が平成 23 年 7 月 1 日に公布され、同年 8 月 1 日から施行されたところです。これにより、船舶の解体等作業においても、建築物等の解体等作業と同等の措置をとることとされ、平成 23 年 7 月 28 日付け基発 0728 第 7 号「石綿障害予防規則の改正について」により、その周知徹底等についての御協力をお願いしていますが、今般、これまでに通知してきた船舶の解体等作業における労働災害防止に関する実施事項を網羅的に下記に取りまとめましたので、改めて、貴会会員各位に対し本件を周知いただく等により労働災害防止対策の徹底を図ってくださいますようお願いいたします。

なお、上記の平成 23 年 5 月 10 日付け基安発 0510 第 1 号は、本通達をもって廃止することを申し添えます。

第1 労働災害防止に関する実施事項

- 1 作業準備段階において、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づき措置を実施すること。（労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第28条の2）

2 高所での作業に労働者を従事させる場合

- (1) 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。（労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第518条）

- (2) 足場を設置する場合には、適切な墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講ずること。（安衛則第563条、第565条、第566条）

- (3) つり足場、張り出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者を選任し、職務を遂行させるとともに、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。（安衛則第564条、第565条、第566条）

- (4) 足場の高さが5メートル未満である等足場の組立て等作業主任者の選任を要しない場合であつて、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させるとともに、あらかじめ作業の方法及び順序を労働者に周知させること。（安衛則第529条）

3 重機等を用いた作業に労働者を従事させる場合

- (1) 地震や津波の影響により地盤が緩んでいる等不安定な場所において作業を行う場合には、敷鉄板の敷設等により、移動式クレーン等の転倒防止を図ること。（クレーン等安全規則（以下「クレーン則」という。）第66条の2、第70条の3、第70条の4、第70条の5等）

- (2) 移動式クレーンの運転については、運転士免許を受けた者、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。（クレーン則第67条、第68条）

4 爆発又は火災の危険がある作業に労働者を従事させる場合

- (1) 多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災の危険がある船体に近接した場所においては、アーク溶接機等火花、アークを発する等により点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用しないこと。（安衛則第279条）

- (2) 重油、潤滑油等危険物以外の引火性の油類や危険物が存在するおそれのある船体部分については、あらかじめ、引火性の油類や危険物を除去する等爆発又は火災の防止のための措置を講じた後でなければ、溶接、溶断その他火気を使用する作業や火花を発するおそれのある作業をさせないこと。(安衛則第 285 条)
- (3) 爆発又は火災の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止すること。(安衛則第 288 条)
- (4) 喫煙所その他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けるとともに、火気を使用した者には確実に残火の始末をさせること。(安衛則第 291 条)
- (5) 溶断等の作業に当たる場合は、作業を開始するとき及び当該作業中断時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定すること。(安衛則第 328 条の 3)
- 5 船室等の密閉された空間に入る場合には、一時的に酸素が欠乏している可能性があることから、あらかじめ酸素濃度を測定し、必要に応じて換気を行う、又は空気呼吸器等を使用すること。(酸素欠乏症等防止規則第 3 条、第 5 条、第 5 条の 2)
- 6 1 から 5 までの安衛法に基づく事項に加え、次の (1) から (3) の事項について、その適切な実施を図ること。
 - (1) 作業の方法及び順序等が示された作業計画を作成し、その作業計画に従って作業を行うこと。
 - (2) 陸地に打ち上げられた船舶を移動させずにその場で解体等作業を行う場合には、作業中に当該船舶が横転等しないよう、適切に固定してから作業を開始すること。
 - (3) 夏場の解体等作業においては、熱中症を発症するおそれがあることから、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく熱中症予防対策を講ずること。

第 2 石綿関連作業に関する実施事項

1 全ての船舶の解体等作業に係る事項

全ての船舶の解体等作業においては次を行うこと。

(1) 石綿等を取り扱う作業の場合

ア 石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、その者に次の事項を行わせること。(石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)第 19 条及び第 20 条)

(ア) 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれ

らを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

(イ) 保護具の使用状況を監視すること。

イ 石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため、同時に就業する労働者の人数と同数以上の呼吸用保護具を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。(石綿則第 44 条及び第 45 条)

ウ 作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。(石綿則第 15 条)

エ 洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けること。(石綿則第 31 条)

オ 作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないこと。(廃棄のため容器等に梱包したものを除く。)(石綿則第 32 条の 2)

カ 作業場では労働者が禁煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないこと。(石綿則第 33 条)

キ 作業場には、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこと。(石綿則第 34 条)

(2) 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業、石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業がある場合

ア 労働者に呼吸用保護具を使用させること。(石綿則第 14 条)

イ 散水等により、石綿等を湿潤な状態のものとすること。(湿潤化が著しく困難な場合を除く。)(石綿則第 13 条)

(3) 石綿等を常時取り扱う作業に労働者を従事させる場合

ア 当該作業場以外の場所に休憩室を設置すること。(石綿則第 28 条)

イ アで設置した休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行うこと。(石綿則第 30 条)

ウ 1 月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し 40 年間保存すること。(石綿則第 36 条)

エ 労働者に対し石綿健康診断を実施し、その記録を作成し 40 年間保存すること。(石綿則第 41 条)

2 鋼製の船舶の解体等作業に係る事項

鋼製の船舶の解体等作業を行う場合、1 に加え、次の事項を行うこと。

なお、(1) から (8) までの石綿則に基づく措置に加え、(9) 及び (10) についてその適切な実施を図るとともに、(11) に留意すること。

(1) 事前調査

石綿等の使用の有無の調査結果を記録するとともに、調査の結果を作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示すること。(石綿則第3条)

(2) 作業計画の作成

(1)の結果、石綿等が使用されている場合、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うこと。(石綿則第4条)

(3) 特別教育

作業に就かせる労働者に対し、当該業務に関する特別教育を実施すること。(石綿則第27条)

(4) 作業内容の届出

次のアからウのいずれかの作業に該当する場合は、あらかじめ、石綿則様式第1号に規定する内容及び当該作業に係る船舶の概要を示す図面を、当該事業場の所在地(解体现場)を管轄する労働基準監督署長に届け出ること。なお、図面については、船舶の形状と作業を行う場所等を示した簡易なもので差し支えないこと。(石綿則第5条)

ア 吹き付けられた石綿等の除去作業

イ 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業

ウ 吹き付けられた石綿等が損傷劣化等により粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合の封じ込め、囲い込みの作業

(5) 隔離等

次のアからウの作業を行う場合の作業場所については、それ以外の作業を行う場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室設置等(以下「隔離等」という。)の措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではないこと。(石綿則第6条)

ア (4)のアの作業

イ (4)のイの作業のうち、石綿等の切断等を伴う作業

ウ (4)のウの作業(ただし、囲い込みの作業にあっては、石綿等の切断等の作業を伴う作業)

(6) 電動ファン付き呼吸用保護具等の使用

船舶内において、上記(5)により隔離を行った作業場所で、吹き付けられた石綿等を除去するに当たっては、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等を使用させること。(石綿則第14条)

(7) 作業員以外の立入禁止等

石綿等を切断等しない場合であっても、作業を行う労働者以外の者が

作業場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を労働者及び周囲の住民に分かりやすい場所に掲示すること。(石綿則第7条)

(8) 吹き付けられた石綿等が損傷・劣化等している場合の措置

吹き付けられた石綿等の損傷・劣化等により、船舶で就業する労働者が石綿等にはく露するおそれがある場合、除去、封じ込め等を行うこと。また、吹き付けられた石綿等の損傷・劣化等により、臨時に就業する労働者が石綿等にはく露するおそれがある場合、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。(石綿則第10条)

(9) 石綿含有断熱材が使用されている配管や機械類からの石綿等の適切な除去

ア 船舶の解体等における石綿等の除去については、船舶の内部が狭隘であること、石綿を含む断熱材等(以下「石綿断熱材等」という。)が使われている配管や機械類(以下「配管等」という。)の形状が特異であることから、通常の除去作業が困難となる可能性がある。その場合には、船舶の内部でこれら配管等から石綿断熱材等を除去することは避け、これら配管等そのものを、グローブバッグ、ビニール、テープ等を用いて覆った上で外し、又は石綿断熱材等が使われている部分を周囲から切断すること。その際、適切な保護具を使用すること。

イ 具体的な方法としては、(参考図)のように、配管エルボ(配管の曲線部)のみが石綿断熱材等で覆われている配管について、石綿断熱材等で覆われていない直線部分を切断して石綿断熱材等を配管エルボごと取り外した上で、専門工場で当該配管から石綿断熱材等を除去する作業があること。

ウ 上記ア及びイに示す作業については、次の(ア)及び(イ)のとおりとすること。

(ア) 当該作業は、船舶の解体等の作業場所においては、配管等からの石綿断熱材等の除去は行わないものの、船舶から石綿断熱材等を取り除くことには相違なく、石綿則第5条第1項第1号に掲げる「除去」の作業に当たることとなること。このため、当該作業を行う事業者は、石綿則第5条に基づく作業の届出その他必要な措置を講じなければならないものであること。

(イ) 船舶から取り外された配管等について、船舶以外の場所で石綿断熱材等を当該配管等から除去する作業は、船舶の解体等の作業には該当しないものであることから、石綿則第5条の作業の届出は要しないが、当該作業は石綿等の取扱い作業に該当するため、屋内作業場の場合には石綿則第12条に基づく局所排気装置の設置等その他必要な措置を講じなければならないものであること。

(参考図)

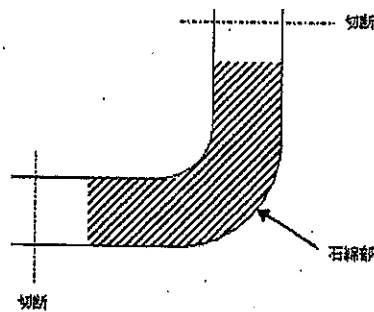


図 配管エルボの事例

(10) 集じん・排気装置の保守点検

次のアからウまでに掲げる集じん・排気装置の保守点検の徹底を図ること。なお、必要に応じて(11)の「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」(財団法人日本船舶技術研究協会)又は「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)を参考にする。

ア 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。

イ 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。

ウ その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

(11) 「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」について

船舶の解体等における石綿等の除去等に当たっては、必要に応じ、財団法人日本船舶技術研究協会において作成した「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル 2011年3月」を参考にする。

(本マニュアルは同協会ホームページ (<http://www.jstra.jp/html/a04/cat100/> 平成23年8月現在) 上に公開されている。)

基安安発 0830 第 2 号
基安労発 0830 第 2 号
基安化発 0830 第 2 号
平成 23 年 8 月 30 日

北海道、青森、岩手、
宮城、福島、茨城、
栃木、群馬、埼玉、
千葉、新潟、長野 労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長

災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に当たっての安全衛生対策の確保に関し、別添のとおり環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長と連名で、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の廃棄物担当部長あて通知しているところであるので、了知願いたい。

貴職におかれても、通知内容に加え、特に下記の事項について関係自治体に対して機会を捉え、発注時における安全衛生経費の計上等、安全衛生対策の徹底について要請願いたい。

記

- 1 作業の発注に当たっては、作業を請け負うこととなる事業者において、①防じんマスクの着用、②作業の内容に適した服装の着用、③作業者に対する安全衛生教育の実施が徹底されるよう、安全衛生に配慮した経費の積算、工期の設定や事業者に対する指導に努めること。
- 2 作業を請け負った事業者から、安全衛生確保の観点から必要な発注条件や工期の変更について相談があった場合には、円滑な震災復旧に留意しつつ、十分に配慮すること。
- 3 近接したエリアで複数の事業者による作業を発注する場合には、各作業が輻輳して行われることによる災害の防止を図るため、各事業者間で連絡調整等を適切に実施するよう指導すること。

環廃対発第 110830003 号
基安安発 0830 第 1 号
基安労発 0830 第 1 号
基安化発 0830 第 1 号
平成 23 年 8 月 30 日

北海道、青森県、岩手県、
宮城県、福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、新潟県、長野県 廃棄物担当部長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
化学物質対策課長

災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に当たっての労働安全衛生対策については、平成 19 年 4 月 2 日付け環廃対発第 070402002 号「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」の別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」において、「当該災害等廃棄物処理事業は、従事者の労働安全衛生に係る関係法令等を遵守した上で行わなければならないものとする。」とされているところですが、これまでに労働基準監督署等が安全パトロールを行った結果、災害廃棄物の処理に際して、防じんマスクが着用されていない等、安全衛生対策が不十分である状況が散見されたところです。

災害廃棄物処理においては、労働者のみならず被災した住民やボランティア等が作業に従事することが想定されるところであり、また、災害廃棄物の中にはアスベスト等の有害物質が含まれる可能性もあることから、作業者に対する安全衛生教育等の徹底に加え、災害廃棄物処理の際に発生する粉じんのばく露防止対策として有効なマスクの着用が必要となります。

発注者による労働者の安全衛生面への配慮は労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)第 3 条第 3 項において定められており、また、厚生労働省が平成 19 年 3 月 22 日付けで発出した基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止

対策の推進について」においても、発注者の実施事項を下記のとおり示しているところでは、

つきましては、貴職におかれては、これら発注者の果たすべき役割に御留意の上、貴管下市町村が安全衛生の確保に十分配慮した発注を行うとともに、災害廃棄物処理を行う事業者に対して適切な指導を行うよう、市町村へその徹底に御協力をお願いいたします。なお、市町村から事務委託を受けた場合、貴職におかれても同様の御配慮及び御指導をお願いいたします。

また、岩手、宮城、福島の前3県については、建設業に新規に参入する労働者が多数見込まれるところ、当該労働者に対する安全衛生教育については、厚生労働省が建設業労働災害防止協会への委託事業として実施している「東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業」により設置された「支援センター」において、安全衛生の専門家による支援を受けることが可能ですので、併せて貴管下市町村及び事業者に対して周知くださいますようお願いいたします。また、3県以外についても、教育の実施に当たって教材等が必要な場合には、建設業労働災害防止協会にお問い合わせください。

記

平成19年3月22日付け厚生労働省基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」別紙1建設業における総合的労働災害防止対策 別添1「建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項」のうち発注者の実施事項（抜粋）

区分	実施事項
発注者	1 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等 2 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算 3 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示 4 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導 5 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあつては、次の事項 (1) 個別工事間の連絡及び調整 (2) 工事全体の災害防止協議会の設置 6 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入。

（参考：労働安全衛生法第3条第3項）

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

基安安発 0831 第 4 号
基安労発 0831 第 2 号
基安化発 0831 第 2 号
平成 23 年 8 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契印省略)

東日本大震災による災害復旧工事における
労働災害防止対策の徹底について（その 4）
～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に係る災害復旧工事における労働災害防止対策については、平成 23 年 3 月 18 日付け基安安発 0318 第 2 号及び基安化発 0318 第 9 号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」等に基づき、関係行政機関等と連携のもと、津波によって発生・漂着した「建築物等の残がい」や「流木」等の「がれき」の処理作業（以下「がれき処理作業」という。）、「応急仮設住宅建築作業」及び「木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事」をはじめ、管内の被害状況に応じた労働災害防止対策を推進しているところである。

現在までに、津波被害のあった地域においては、進捗状況に差はあるものの、「がれき処理作業」が一定程度終了し、今後は、住宅やビルなどの建築物等の解体工事が行われることとなるが、先般成立した「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、自治体の要請により、国が直接、災害廃棄物の処理を行うこととされたことから、今後、これらの工事が各被災地において集中的に行われることが予想されるところである。

また、地震・津波で被害を受けた建築物等の解体工事については、通常の解体工事と異なり、作業中における倒壊の危険性が高いほか、一定のエリア内で複数の工事が並行して行われること等から労働災害の発生が懸念されるところである。

このような状況を踏まえ、今般、別添のとおり建設業関係団体等に対し、「地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事」における崩壊・倒壊災害をはじめとする労働災害防

止対策の徹底を要請したところであるので了知の上、今後の東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の推進に当たっては、関係事業者、業界団体等に対し必要な指導・援助を実施するとともに、関係行政機関等とも連携の上、必要な周知、注意喚起を実施されたい。

なお、解体工事現場に対する指導等の具体的な実施方法については、関係労働局あて、別途指示することとしているので念のため申し添える。

(別添)

基安安発 0831 第 3 号

基安労発 0831 第 1 号

基安化発 0831 第 1 号

平成 23 年 8 月 31 日

別記の団体等の長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

化学物質対策課長

東日本大震災による災害復旧工事における
労働災害防止対策の徹底について（その 4）
～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき
お礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に係る災害復旧工事における労働災害
防止対策については、平成 23 年 3 月 18 日付け基安安発 0318 第 1 号及び基安化発 0318 第 8
号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」
等に基づき、関係行政機関等と連携のもと、津波によって発生・漂着した「建築物等の残が
い」や「流木」等の「がれき」の処理作業（以下「がれき処理作業」という。）、「応急仮
設住宅建築作業」及び「木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事」をはじめ、管内の被害状
況に応じた労働災害防止対策を推進しているところです。

現在までに、津波被害のあった地域においては、進捗状況に差はあるものの、「がれき処
理作業」が一定程度終了し、今後は、住宅やビルなどの建築物等の解体工事が行われること
となりますが、先般成立した「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措
置法」に基づき、自治体の要請により、国が直接、災害廃棄物の処理を行うこととされたこ
とから、今後、これらの工事が各被災地において集中的に行われることが予想されるところ
です。

また、地震・津波で被害を受けた建築物等の解体工事については、通常の解体工事と異な
り、作業中における倒壊の危険性が高いほか、一定のエリア内で複数の工事が並行して行わ
れること等から労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、今後の災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るた

め、別紙 1「解体工事における死亡災害の分析」（労働安全衛生総合研究所）を参考にしつつ、下記の事項を踏まえた労働災害防止対策の実施について、貴協会会員各位に対し周知を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における対策

（1）解体作業に当たっての一般的な安全対策

ア 作業計画の作成及びこれに基づく作業の徹底

解体工事の対象とする建築物やブロック塀などの工作物（以下「建築物等」という。）の種類・構造に応じ、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 517 条の 14 等に基づき、あらかじめ、作業計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

また、地震や津波により被害を受けた建築物等の解体工事においては、通常の解体工事とは異なり、①低層部分に津波被害を受けていること、②半壊した建築物等が相互にもたれかかっていること、③一定のエリア内で同時並行して作業が行われること、④緩んだ地盤上で車両系建設機械等を用いた作業を行うこと等の特殊性があるほか、⑤被災者（建物所有者）の立会のもとで作業が行われることも想定されるところであることから、あらかじめ、その損傷の程度、周囲の状況等を事前に十分に調査するとともに、調査結果を踏まえた作業計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

イ 作業主任者の選任及び職務の徹底

建築物等の種類・構造に応じ、安衛則第 517 条の 17 等に基づき、作業主任者を選任するとともに、当該者に作業主任者としての職務を適切に行わせること。

また、作業主任者を選任しなければならない作業以外の作業においても、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第 529 条により、作業指揮者の指名、作業方法及び順序について労働者への周知を行う必要があること。

ウ 建築物等の崩壊・倒壊による労働災害の防止

外壁、柱、はり等の強度が不十分である場合には、解体作業による衝撃や余震によって崩壊・倒壊を生ずるおそれがあるため、上記アの作業計画を作成するに当たっては、必要に応じ、作業方法の見直しや、補強用の支柱の設置による強度の確保等について検討すること。

エ 墜落・転落による労働災害の防止

建築物等の屋根上など、高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う必要がある場合には、安衛則第 518 条第 1 項に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。なお、作業床の設置が困難な場合については、安衛則第 518 条第 2 項に基づき、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講ずること。

また、建築物等の外部に解体作業用の足場を設置して作業を行う場合には、安衛則第 563 条第 1 項に基づく措置を適切に講ずること。

オ 物体の飛来・落下による労働災害の防止

はつり作業や壁・柱等の切断作業などを行う際に発生したはつりガラや鉄筋、切断物等の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときには、安衛則第 537 条に基づき、防網の設備を設け、立入区域を設定する等により落下物による危険を防止するための措置を講ずるとともに、作業に従事する労働者に対しては、安衛則第 538 条に基づき保護具の使用等を徹底させること。

カ 機械・器具の使用に伴う労働災害の防止

低層住宅の外壁下地となる木材の切断等に使用する「携帯用丸のこ盤」、鉄骨部材の取外しに使用する「インパクトレンチ」、コンクリート造の壁や柱等の切断に用いる「ワイヤソー」や「鉄骨・コンクリートカッタ」等各種の機械・器具を使用する場合には、安衛則第 28 条に基づき、安全装置等を適切な状態に維持するとともに、必要な保護具の着用等を徹底すること。

キ 解体工事に伴う粉じんの飛散の防止

解体工事に伴い粉じんが発生する場合には、散水による湿潤化、シート等による囲い込み等により粉じんの飛散を防止する対策を行うこと。

(2) 建築物の構造に応じた解体作業の対策

上記(1)の一般的な安全対策に加え、建築物の構造に応じて講ずべき対策は次のとおりであること。

ア 低層住宅の解体

(ア) 木造家屋等低層住宅（木造、軽量鉄骨造等で軒の高さが 10m 未満の住宅等の建築物。以下「低層住宅」という。）の解体に当たり、高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う必要がある場合には、上記(1)エに基づき、墜落防止措置を適切に講ずる必要があるが、低層住宅については、梁や母屋の上など、不安定な場所が多いため、上記(1)アの作業計画の作成に当たっては、高所作業を極力少なくするような作業方法の採用について検討すること。

なお、脚立や作業台を用いて行う高さ 2 メートル未満の場所における作業についても上記(1)エに準じた墜落防止対策を講ずること。

(イ) 手こわしにより内装・外装の解体作業を行う場合においては、保護手袋やゴーグル、防じんマスク等必要な保護具の着用を徹底すること。

イ ビル建築等の解体

(ア) 低層住宅以外のビル（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨・鉄筋コンクリート造等による高さが 10m 以上の建築物。以下「ビル建築等」という。）の解体に当たり、高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う必要がある場合には、上記(1)エに基づき、墜落防止措置を適切に講ずる必要があるが、特に、解体時に発生した廃材を投下する「開口部」や作業床の端部からの墜落・転落災害が生ずることがないように、安衛則第 519 条第 1 項に基づき、囲い、手すり、覆い等を設けること。なお、囲い等を設けることが困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときについ

ては、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講ずること。

(イ) ビルの外壁や柱等で、「高さ 5 メートル以上のコンクリート造の外壁、柱等」の引倒し等の作業を行う場合には、安衛則第 517 条の 16 に基づき、一定の合図を定めるとともに、引倒し等は、当該合図により、作業を行う労働者以外の労働者を確実に避難させた上で実施すること。なお、「高さ 5 メートル以上のコンクリート造の外壁、柱等」以外のものの引倒し等の作業についても、上記に準じた措置を講ずること。

(3) 解体工事における車両系建設機械等に係る対策

ア 車両系建設機械を用いて解体作業を行う場合には、安衛則第 154 条及び第 155 条に基づき、あらかじめ作業場所の地形や地質を調査した上でこれを踏まえた作業計画を策定し、これに基づき作業を行うこと。

特に、津波により地盤が緩んでいる箇所や、傾斜地等で作業を行う場合には、安衛則第 157 条に基づき、不同沈下防止等の転倒防止対策の徹底を図ること。

また、建築物等の基礎部分の解体において、基礎杭を撤去するためにくい抜機などの基礎工事用の車両系建設機械を使用する場合には、安衛則第 173 条に基づき、当該機械の倒壊防止のための措置も講ずること。

イ 車両系建設機械又はその荷と接触するおそれのある箇所には、安衛則第 158 条に基づき、労働者の立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械との接触防止を図ること。

ウ 解体した建築廃材や鉄骨部材等のつり上げ作業を行う場合には、移動式クレーンやクレーン機能付きドラグショベルを用いること。なお、作業の性質上移動式クレーン等を使用できない場合に限り、安衛則第 164 条第 2 項及び第 3 項に基づく措置を実施した上で、車両系建設機械による荷のつり上げ作業を行うこと。

エ 車両系建設機械や移動式クレーンの運転の業務については、安衛則第 41 条に基づき、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者により行わせること。

オ 「ニブラ」、「グラップル」などの解体用の建設機械についても、車両系建設機械に準じ、上記のア～エに準じた取扱いを行うこと。

(4) 安全衛生管理体制等

ア 混在作業による労働災害の防止

商店街や住宅密集地などにおいては、複数の事業者が混在して同時並行して作業を行うことが想定されるため、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第 30 条第 1 項に基づく作業間の連絡調整のほか、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

また、解体工事に際し、解体する建築物等の所有者などが作業に立ち会うことも想定されるため、立会者に危険が及ばないよう、①危険範囲への立入禁止措置、②建築物等の周囲をメッシュシートで養生する等物体の飛来・落下防止措置を徹底すること。

イ 建設業に不慣れな作業者に対する安全衛生教育の徹底

建築物の解体作業については、一定の専門性を有する労働者がこれを行うものと考えられるが、当該作業の補助者として、建設業に不慣れな者が従事することが予想されるため、安衛法第 59 条に基づき、当該者に対する雇入れ時等の安全衛生教育を徹底すること。

2 解体工事における石綿ばく露防止対策

建築時期によっては天井、壁、内装材、床材、耐火被覆材、屋根材等に石綿等（石綿を 0.1%を超えて含有するもの）が使用されているものがあるため、地震・津波による被害を受けた建築物等の解体・改修等の際に石綿粉じんが飛散する可能性がある。

このため、建築物等の解体に当たっては、石綿等による労働者等の健康障害を防止するために事前調査を行い、石綿等の使用の有無の調査結果を記録するとともに、調査の結果を作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示すること。この調査の結果、石綿等が使用されている場合には、法令に基づく措置、とりわけ（１）から（７）までの措置を採ること。

（１）作業計画の作成

あらかじめ、作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行うこと。

（２）作業主任者の選任

石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、その者に次の事項を行わせること。

ア 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

イ 保護具の使用状況を監視すること。

（３）特別教育の実施

作業に従事させる労働者に対し、当該業務に関する特別教育を実施すること。

（４）保護具

同時に就業する労働者の人数と同数以上の適切な呼吸用保護具を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

（５）関係者以外の立入禁止

作業を行う場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

（６）隔離等

建築物等の解体に先立ち、次のア、イのいずれかの作業を行う場合、当該作業場所については、それ以外の作業を行う場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室設置等の措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときはこの限りではないこと。

ア 吹き付けられた石綿等の除去作業

イ 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業のうち、石綿等の切断を伴う作業

(7) その他

上記(6)の作業を行う場合には、次のアからウまでに掲げる集じん・排気装置の保守点検の徹底を図ること。

ア 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターを定期的に交換すること。

イ 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態を確認すること。

ウ その他、集じん・排気装置に係る定期自主検査指針等に示された事項を確認すること。

3 委託事業による事業場に対する指導、支援の活用

地震や津波により被害を受けた建築物等の解体工事に当たっては、上記(1)アのとおり、建築物等自体の強度が低下していることによる崩壊・倒壊の危険等が想定されることから、作業を開始するに当たっては、適切な作業計画を策定し、それに基づき作業を実施することが特に重要である。

平成23年度第1次補正予算にて、「東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業」(別紙2参照)として、岩手、宮城、福島 of 3 県に災害復旧・復興工事を実施する事業者に対する支援のための拠点(支援センター)を設置し、安全衛生の専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への支援等を実施しているので、解体工事における作業計画の作成に際しては、必要に応じ、本事業の安全衛生相談も活用して、適切な作業計画の作成に努めること。

(別記団体等)

社団法人全国建設業協会

社団法人全国解体工事業団体連合会

建設業労働災害防止協会

社団法人日本建設業連合会

社団法人建設産業専門団体連合会

解体工事における死亡災害の分析

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び同地震を起源とした大津波により、北関東から東北の広い範囲にわたる沿岸部の構造物は壊滅的な被害を受けた。震災後、それら構造物の「がれき」の除去作業等により死傷災害が相次いで発生している。今後は、全半壊した構造物の解体工事の増加に伴い、労働災害の増加が懸念されている。

そのため本報告では、過去に発生した解体工事における死亡災害について分析を行った。

2 分析データ

解析に使用したデータは、平成17年～平成21年の5年間に発生した建設業における解体工事での死亡災害（145人）である。

3 分析結果

(1) 解体工事における死亡者数の推移

図1に解体工事における死亡者数の推移を示す。年によって変動があるものの年間約30人が同災害により死亡している。

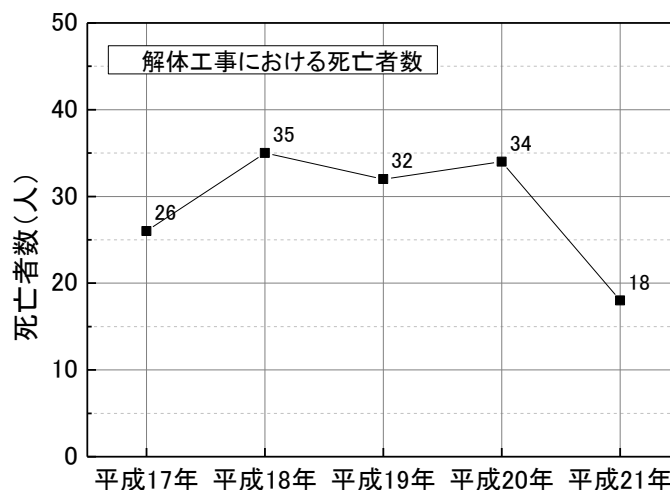


図1 解体工事における死亡者数の推移

(2) 事故の型別の分析

表 1 に年別の事故の型別の構成比を示し、図 2 に過去 5 年間の事故の型別の死亡者数を示す。事故の型別で比較すると、「墜落、転落」災害が最も多く、全体の約 36.6% (53 人) を占めていた。次いで、「崩壊、倒壊」が 26.2% (38 人)、「はさまれ、巻き込まれ」15.2% (22 人)、「激突され」7.6% (11 人)、「飛来、落下」6.9% (10 人) の順となっている。

表 1 事故の型別の構成比

事故の型	H17	H18	H19	H20	H21	合計 (人)	構成比 (%)
墜落、転落	11	11	12	16	3	53	36.6
崩壊、倒壊	6	9	8	8	7	38	26.2
はさまれ、巻き込まれ	2	6	6	4	4	22	15.2
激突され	1	5	1	2	2	11	7.6
飛来、落下	2	2	2	2	2	10	6.9
高温物との接触 (熱中症)	1	1	1	2	0	5	3.4
転倒	2	0	0	0	0	2	1.4
激突	1	0	0	0	0	1	0.7
交通事故	0	1	0	0	0	1	0.7
踏み抜き	0	0	1	0	0	1	0.7
その他	0	0	1	0	0	1	0.7
合計	26	35	32	34	18	145	100.0

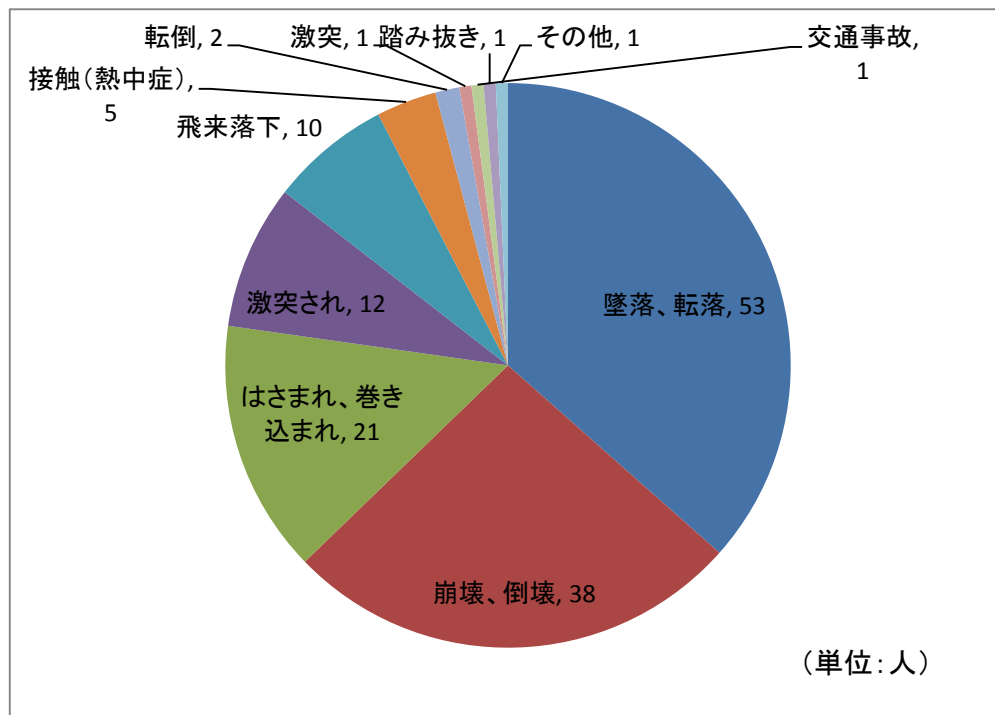


図 2 事故の型別の死亡者数

(3) 各項目の詳細な分析

ア 墜落、転落

表2に「墜落、転落」災害における墜落箇所別の構成比を示し、図3に墜落箇所を示す。「墜落、転落」により死亡した53人について、墜落箇所を調べた結果、解体時に発生した廃材を投下する「開口部」から墜落する災害が最も多く、建物の「屋根又は屋上」からの墜落を合わせると全体の半数以上を占めていた。

表2 墜落箇所別の死亡者数及び構成比

墜落箇所	死亡者数（人）	構成比（％）
開口部	15	28.3
屋根又は屋上	13	24.5
荷台	5	9.4
足場	4	7.5
スレート踏み抜き	3	5.7
梁	2	3.8
階段	1	1.9
電柱	1	1.9
アタッチメント上	1	1.9
高所作業車	1	1.9
昇降用タラップ	1	1.9
その他	6	11.3
合計	53	100

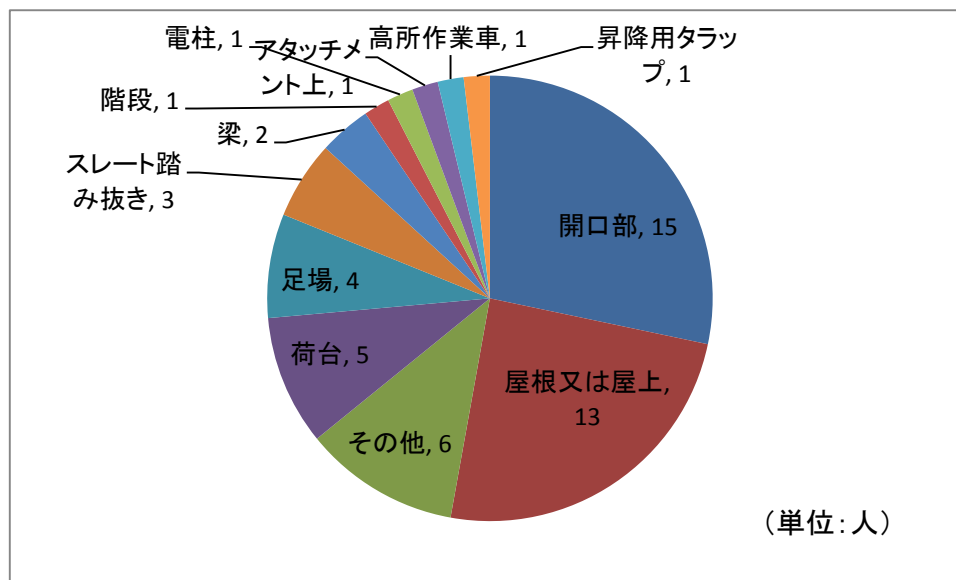


図3 「墜落、転落」災害における墜落箇所

イ 崩壊、倒壊

表 3 に「崩壊、倒壊」災害における起因物別の構成比を示し、図 4 に起因物別の内訳を示す。同災害は、コンクリートブロック壁や解体中の建造物の壁部の倒壊が最も多く全体の約 8 割を占めていた。また、災害の発生状況を見ると、「ニブラ」や「グラップル」を使用して「壁を引き倒す」作業時に災害が多く発生していることがわかった。災害発生状況を調べた結果、壁の倒壊のおそれがある箇所への立入禁止措置を講じていなかった事例が多く見られた。

表 3 「崩壊、倒壊」災害における起因物別の死亡者数及び構成比

起因物	死亡者数（人）	構成比（％）
壁の倒壊	30	78.9
天井	3	7.9
物置	1	2.6
架台	1	2.6
足場	1	2.6
倉庫	1	2.6
その他	1	2.6
合計	38	100

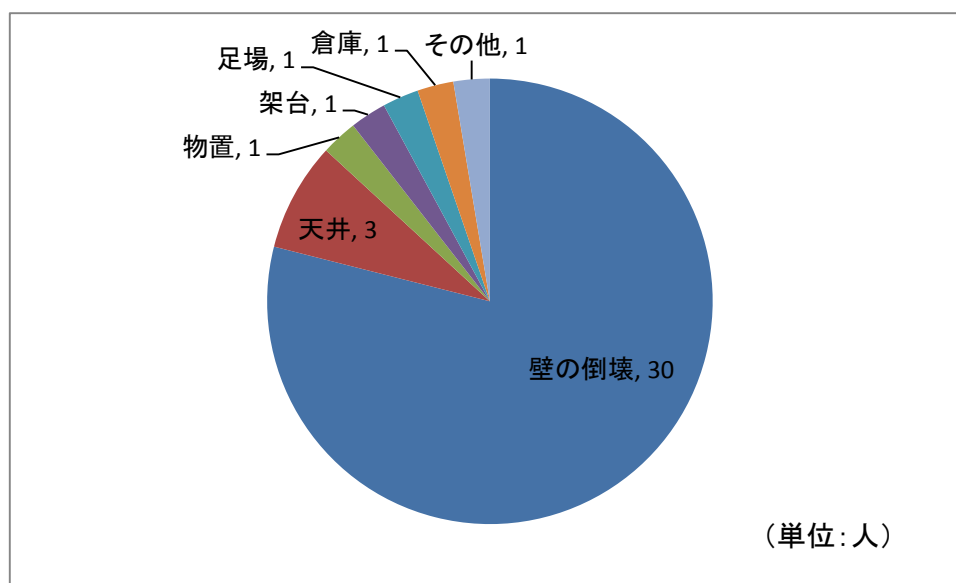


図 4 「崩壊、倒壊」災害における起因物

ウ はさまれ、巻き込まれ

表 4 に「はさまれ、巻き込まれ」における災害発生状況別の死亡者数及び構成比を示し、図 5 に災害発生状況の内訳を示す。同災害の約半数は、ドラグ・ショベル等の後退中に周辺で作業していた労働者がひかれ死亡した災害であった。また、トラックと壁の間にはさまれた事例や、アタッチメントと壁の間にはさまれた事例が見られた。

表 4 「はさまれ、巻き込まれ」災害の発生状況別の死亡者数及び構成比

災害の発生状況	死亡者数（人）	構成比（％）
ドラグ・ショベル等の後退中にひかれた	11	50.0
トラックと壁の間にはさまれた	3	13.6
アタッチメントにはさまれた	3	13.6
アタッチメントと壁の間にはさまれた	2	9.1
旋回中に巻き込まれた	2	9.1
ドラグ・ショベルとトラックの間にはさまれた	1	4.5
合計	22	100

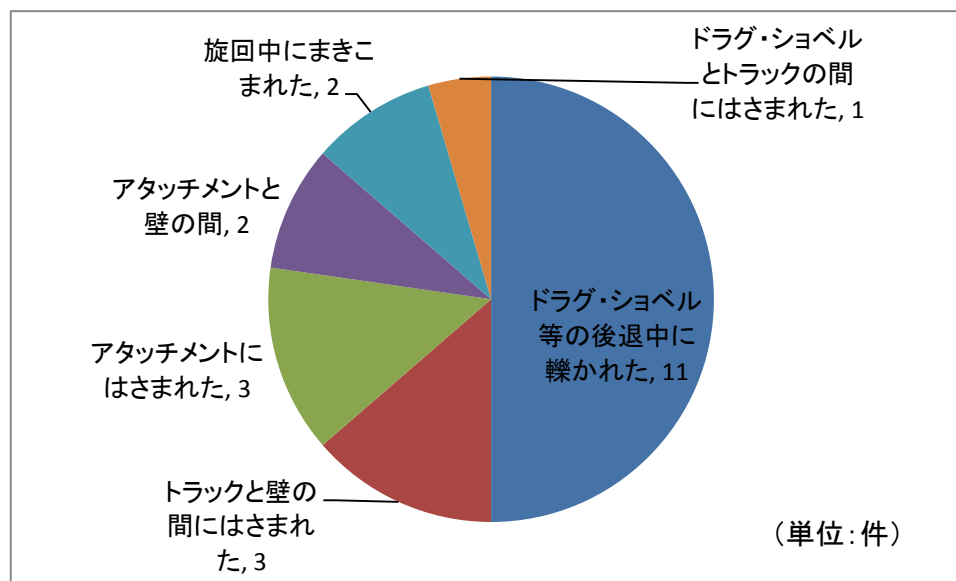


図 5 「はさまれ、巻き込まれ」災害の発生状況の内訳

エ 激突され

表 5 に「激突され」災害の発生状況別の死亡者数および構成比を示し、図 6 に災害発生状況の内訳を示す。同災害では、重機のそばで作業していた労働者にアタッチメントが当たり死亡する事例が多く見られた。また、廃材運搬用のトラックの上で作業中にアタッチメント部でつかんだ廃材が当たり死亡する事例も見られた。

表 5 「激突され」災害の発生状況別の死亡者数及び構成比

災害の発生状況	死亡者数（人）	構成比（％）
アタッチメントに激突された	5	50.0
荷台の上で作業中廃材に激突された	2	20.0
旋回中に激突された	2	20.0
その他	1	10.0
合計	10	100

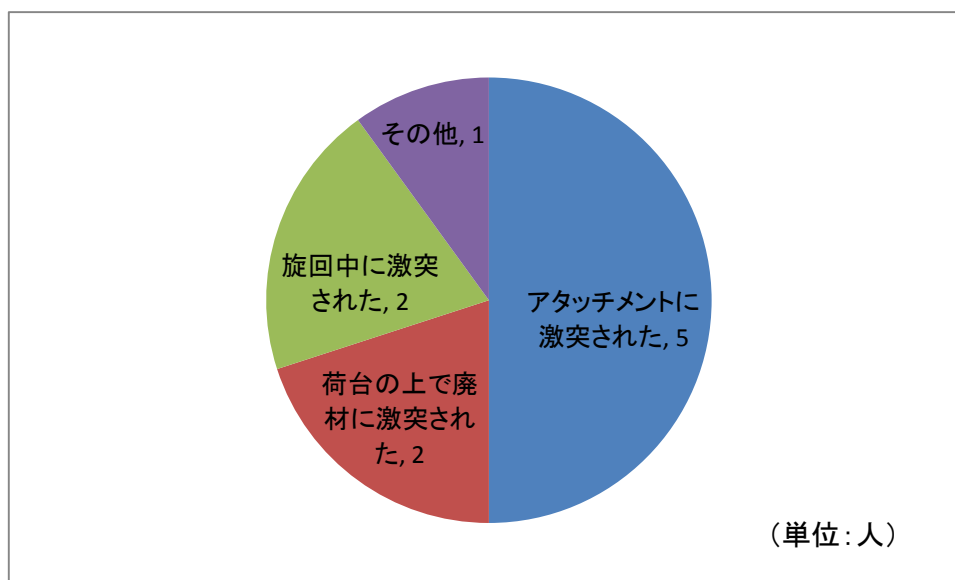


図 6 「激突され」災害の発生状況の内訳

オ 飛来、落下

表 6 に「飛来、落下」災害の発生状況別の死亡者数及び構成比を示し、図 7 に災害発生状況の内訳を示す。同災害では、「つり荷の落下」が最も多く、災害発生状況について精査した結果、「ニブラ」等を用いてクレーン作業を行った際に、アタッチメント部からワイヤーロープ等が外れて、つり荷が落下した事例が見られた。

表 6 「飛来、落下」災害の発生状況別の死亡者数及び構成比

災害の発生状況	死亡者数（人）	構成比（％）
つり荷の落下	4	40.0
トラックから廃材が落下	1	10.0
足場から単管パイプが落下	1	10.0
解体中の構造物よりコンクリートが落下	1	10.0
天井が崩壊し落下	1	10.0
梁が落下	1	10.0
廃材が飛来	1	10.0
合計	10	100

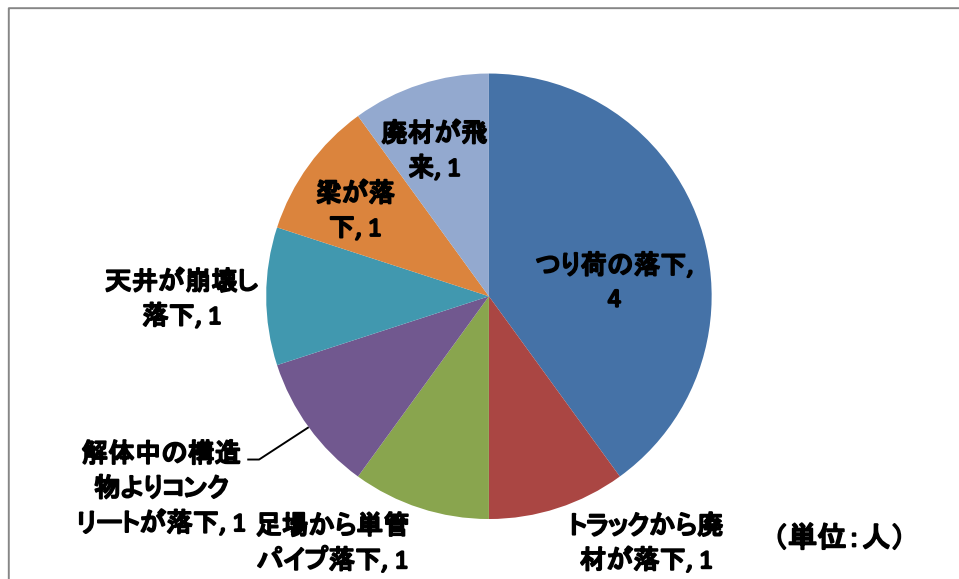


図 7 「飛来、落下」災害の発生状況の内訳

4 まとめ

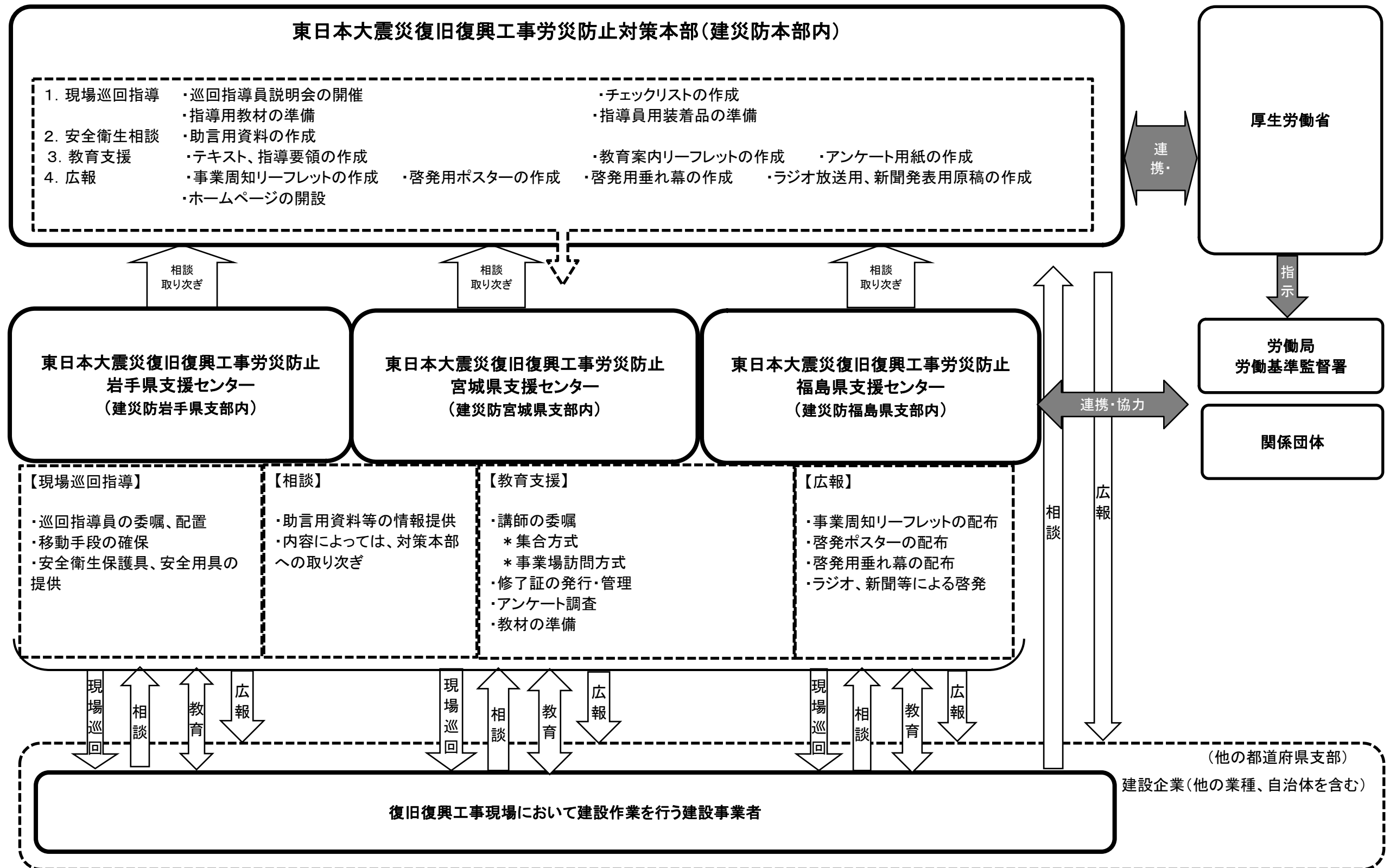
解体工事における平成 17 年から平成 21 年の 5 年間の死亡者数は 145 人であった。以下に、分析結果の概要を示す。

- (1) 解体工事に関連する死亡者数は年間 30 人程度であった。
- (2) 災害の発生件数を事故の型別で比較すると、「墜落、転落」が 36.6%で最も多く、次いで、「崩壊、倒壊」が 26.2%、「はさまれ、巻き込まれ」が 15.2%であった。
- (3) 「墜落、転落」災害について墜落箇所について分析した結果、廃材を投下する「開口部」からの墜落が最も多く、「屋根又は屋上」からの墜落を含めると、災害の半数以上を占めることが明らかになった。
- (4) 「崩壊、倒壊」災害の起因物について分析した結果、コンクリートブロック壁や解体中の壁部分の倒壊によるものが全体の 8 割を占めていた。また、災害の発生状況を見ると、ドラグ・ショベル等を使用して「壁を引き倒す」作業が多く行われていることがわかった。
- (5) 「はさまれ、巻き込まれ」に関する災害は、ドラグ・ショベル等の後退中に周りで作業している作業員がひかれた事例が災害の約半数を占めていた。また、トラックと壁の間にはさまれた事例や、アタッチメントと壁の間にはさまれた事例など、労働者と建設機械が接触する事故が多く発生していた。
- (6) 「激突され」に関連する災害は、アタッチメントが作業員に当たって被災する事例や、廃材運搬用トラックの荷台で作業している労働者に廃材が当たって被災する事例が見られた。
- (7) 「飛来、落下」に関連する災害の約 4 割は「つり荷の落下」であり、災害発生状況を詳しく調べた結果、「ニブラ」等によりクレーン作業を行った際に、アタッチメント部からワイヤーロープ等の吊り具が外れてつり荷が落下し、作業員に当たって被災した事例が見られた。

(建設安全研究グループ 堀、吉川、大幢、豊澤)

東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業 概要図

(別紙2)



地震・津波により被害を受けた 建築物等の解体工事における留意事項

～建築物等の解体工事を実施する事業者の皆様へ～

建築物等の解体工事の実施に当たっては、壁の倒壊や開口部からの墜落・転落など多くの危険を伴います。

また、地震・津波で被害を受けた建築物等は、通常の建築物等とは異なり、倒壊の危険性が高く、解体工事の実施に当たっては、事前の調査や計画的な作業が必要となります。

本リーフレットでは、地震・津波で被害を受けた建築物等の解体工事の実施に当たっての留意事項をまとめましたので、これを参考に安全な作業を計画的に実施し、労働災害の防止に努めてください。

1 工事の計画段階で留意すべき事項

(1) 「作業計画」について

地震や津波により被害を受けた建築物等の解体工事には、

- ① 低層部分に津波被害を受けている
- ② 半壊した建築物等が相互にもたれかかっている
- ③ 一定のエリア内で同時並行して作業が行われる
- ④ 周囲の地盤が緩んでいる

など、通常の工事とは異なる危険が潜んでいます。

工事の実施に当たっては、「建築物等の損傷の程度」、「周囲の状況」等を事前に十分、調査した上で作業計画を作成し、これに基づく作業を徹底してください。



1階部分に津波被害を受けた鉄骨造建築物

作業計画に含めるべき事項

- ・ 作業の方法及び順序
- ・ 建築物等の倒壊や解体した部材の落下を防止するための方法
- ・ 労働者の墜落を防止するための設備の設置方法 等

作成した作業計画は関係労働者に周知しましょう！



(2) 「作業主任者」について

建築物等の種類・構造に応じ、必要な資格を有する者の中から「作業主任者」を選任し、職務を適切に行わせてください。

「作業主任者」を選任しなければならない作業以外の作業であっても、「作業指揮者」を指名し、作業方法及び順序について労働者への周知を行う必要があることに留意してください。

解体時に作業主任者の
選任が必要なものは？

- ・ 高さ5m以上の金属製の部材で構成される建築物の骨組み
- ・ 高さ5m以上のコンクリート造の工作物

2 工事の施工段階で留意すべき事項

(1) 解体工事において想定される災害と作業時の留意事項

崩壊・倒壊による労働災害の防止

ビルの外壁や柱等の引倒し等の作業を行う場合には、一定の合図を定め、作業に従事する労働者以外の労働者を確実に避難させた上で実施してください。



コンクリート壁の引倒し作業 ※2

ポイント

外壁、柱、はり等の強度が不十分な場合、解体作業による衝撃や余震によって崩壊・倒壊するおそれがあります。

1の「作業計画」の作成段階から、「補強用の支柱の設置」等の安全対策を検討し、作業時にはその徹底を図ってください。

墜落・転落による労働災害の防止

建築物等の屋根上など、高さ2m以上の箇所で行う場合には、足場等により「作業床」を設置してください。

「作業床」の設置が困難な場合には、「安全帯の使用」等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に実施してください。



※3

ポイント

「作業床」の端部や、「開口部」から墜落することがないように、「囲い」や「覆い」、「手すり」等の墜落防止設備を設けてください。

物体の飛来・落下による労働災害の防止

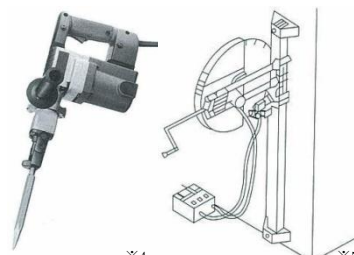
作業時に発生した「はつりガラ」や「鉄筋」、「切断物」等の落下による危険を防止するため、「防網の設置」、「立入区域の設定」等の措置を講じてください。

ポイント

物体の飛来・落下自体を防ぐことが重要ですが、労働者には保護帽などの保護具の着用を徹底させてください。

機械・器具の使用に伴う労働災害の防止

解体作業に「コンクリートカッタ」や「ハンドブレーカ」、「携帯用丸のこ盤」などの危険な機械・器具を使用する場合には、安全装置等を適切な状態に維持するとともに、必要な保護具の着用等を徹底してください。



※4

※5

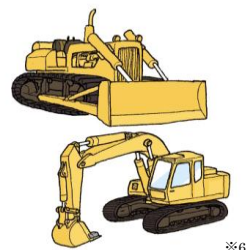
ハンドブレーカ

コンクリートカッタ

(2) 車両系建設機械を使用して解体作業を行う場合の留意事項

車両系建設機械を用いた作業計画の作成

車両系建設機械を用いて解体作業を行う場合には、あらかじめ作業場所の地形や地質を調査した上でこれを踏まえた作業計画を策定し、これに基づき作業を行ってください。



ポイント

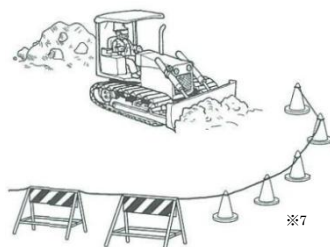
車両系建設機械の作業計画は、1で示した解体工事全体の作業計画との関係に十分留意したものとしてください。

車両系建設機械の転倒等の防止

津波により地盤が緩んでいる箇所等で作業を行う場合には、「敷鉄板」の敷設などの転倒防止措置を徹底してください。

車両系建設機械との接触防止

車両系建設機械と労働者が接触するおそれのある箇所には、「立入禁止措置」を講ずるなど、車両系建設機械と労働者の接触防止措置を徹底してください。

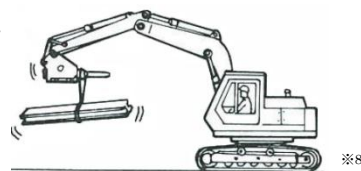


ポイント

立入禁止措置を講ずることが困難な場合は、監視人を配置し、車両系建設機械を誘導させることにより、接触防止を図ってください。

車両系建設機械の主たる用途以外の使用禁止

解体した建築廃材や鉄骨部材等のつり上げ作業を行う場合には、バケットの爪を用いてつり上げる等の危険な作業は禁止されています。



ポイント

荷のつり上げ作業においては、「移動式クレーン」や「クレーン機能付きドラグショベル」を使用してください。

車両系建設機械の運転に必要な資格等

車両系建設機械の運転業務は、「技能講習修了者」等必要な資格を有する者に行わせてください。



※「ニブラ」、「グラップル」などの解体用の建設機械についても、車両系建設機械に準じ上記の措置を講じてください。

3 建築物等に石綿が使用されている場合における留意事項

○石綿ばく露の防止対策について

建築物等は建築時期によっては建材や耐火被覆材等に石綿が含有されているものがあります。

解体に当たっては、設計図書や目視により事前調査を行い、その結果を記録するとともに、見やすい位置に掲示してください。

調査の結果、石綿が使用されていることが明らかとなった場合には、法令に基づき、以下のような措置が必要となります。

作業計画の作成

作業計画を定め、これに基づき作業を行ってください。

作業主任者の選任等

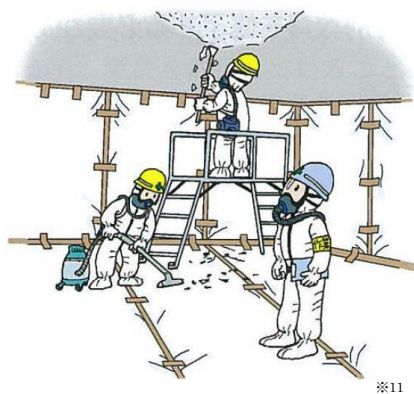
石綿作業主任者を選任し、労働者の指揮を執らせるとともに、保護具の使用状況を監視させてください。

ポイント 作業に当たる労働者に対しては、石綿の危険性、保護具の着用等に関する教育を実施してください。

隔離等

吹き付けられた石綿を除去する作業等においては、隔離等を行い、周囲に石綿が飛散することを極力抑えてください。

ポイント 石綿が含まれる建材を除去する際は、事前に散水等で湿潤化することで、粉じんを発散させないようにしてください。



※11

保護具の適切な使用

作業内容に応じた適切な保護具を使用し、粉じんを吸い込まないようにしてください。

ポイント 呼吸用保護具は、同時に就業する労働者の数と同数以上の数を揃えてください。



石綿による鉄骨の耐火被覆 ※12

「石綿」は、「アスベスト」とも呼ばれ、熱や摩擦に非常に強いことから、建築材料にも多量に使用されてきました。

「石綿」は、様々な健康障害を発生させるおそれがある物質ですので、解体工事の際に「石綿」を取り扱う場合には、^{※18} 上記の措置を徹底してください。

4 その他の留意事項

混在作業による労働災害の防止

商店街や住宅密集地などでは、複数の事業者が混在して作業を行うことが想定されます。

近接・密集して作業を行う事業者同士で、作業間の連絡調整を徹底するとともに、作業開始前のミーティング等を綿密に実施してください。



ポイント

建築物等の所有者等が作業に立ち会う場合には、立会者の危険を防止するため、危険範囲への立入禁止措置等を徹底してください。

その他

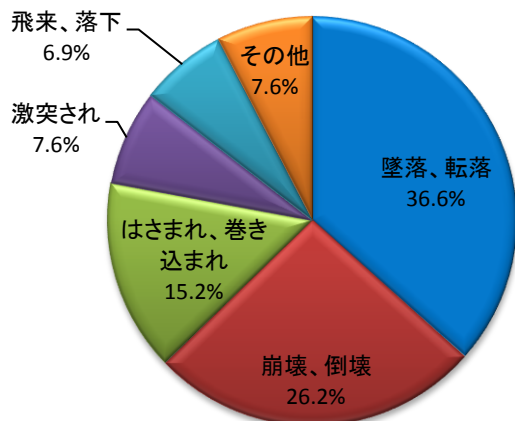
- 散水やシートによる囲い込み等により、解体時に発生する粉じんの飛散防止を徹底してください。
- 作業に当たっては、保護手袋やゴーグル、防じんマスク等必要な保護具の着用を徹底してください。
- 新規参入者教育、新規入場者教育等安全衛生教育の実施を徹底してください。



5 解体工事における災害事例

解体工事における死亡災害の特徴

※ 平成17年～平成21年



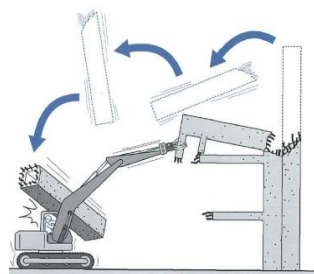
※ 解体工事では、「墜落・転落」、や「崩壊・倒壊」による災害が多発しています

出典：(独)労働安全衛生総合研究所作成資料

解体工事における主な死亡災害事例

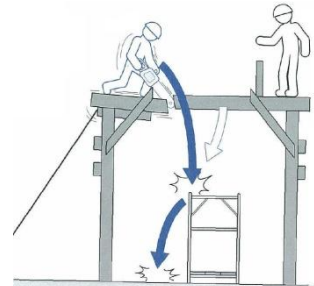
事例 1

「グラップル」を用いたビルの解体作業中、解体した構造物の一部が倒壊し、運転席を直撃した。



事例 2

木造家屋解体作業中にチェーンソーで梁を切断していたところ、足元の梁が落下したため墜落した。



出典：「事例に学ぼう」安全対策（建災防）

○イラスト等出典

※1～5及び10、14 [コンクリート工作物解体工事の作業指針 建災防]

※6及び11 [リーフレット「知っていますか！建設現場の資格を」 建災防・厚労省委託]

※7 [リーフレット「守るルールで 安全作業」 建災防・厚労省委託]

※8 [車両系建設機械運転者教本(解体用) 建災防]

※9及び13 [車両系建設機械運転業務の安全(整地・運搬・積み込み用及び掘削用) 建災防]

※12 [建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル 建災防]

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

正しくマスクを装着しましょう



取替え式防じんマスク※1



電動ファン付き呼吸用保護具



使い捨て式防じんマスク ※2

※1国家検定合格品を使用してください。

※2国家検定合格品を使用してください。なお、がれき処理には有効ですが、石綿の除去等の作業には使用しないでください。

マスクの装着 「悪い例」



鼻部に大きなすき間



しめひもが片側外れている



マスクが上下さかさま



吸気弁やフィルターが
付いていない



しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。

- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう

- もし、漏れ込みが感じられた場合は…

- ①マスクの位置を調節する
- ②しめひもの長さを調節する
- ③排気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具協会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります



(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押つけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空气の漏れ込みがないことを示す



(B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2～3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空气の漏れ込みがないことを示す

480

基安労発 0902 第 2 号
基安化発 0902 第 1 号
平成 23 年 9 月 2 日

岩手労働局健康主務課長
宮城労働局健康主務課長
福島労働局健康主務課長 } 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課長

化学物質対策課長

呼吸用保護具の配布について

3 月 11 日に発生した東日本大震災の災害復旧作業に関し、崩壊・倒壊した建設物等の解体・除去、津波で打ち上げられた船舶の解体・除去、がれき等の除去作業等に伴って発生する粉じんによる健康障害を防止するため、今般、フィルター交換式防じんマスク 50,000 個を調達し、下記により送付することとしました。ついては、対象事業者に対し、別添によりフィルター交換式防じんマスクを配布していただくようお願いいたします。

記

1 フィルター交換式防じんマスク配布数

- | | | |
|------------|-------|----------|
| (1) 岩手局労働局 | | 15,000 個 |
| (2) 宮城局労働局 | | 20,000 個 |
| (3) 福島局労働局 | | 15,000 個 |

担当：労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 中央労働衛生専門官 須藤 祥 業 務 係 長 山口 久雄 Tel: (03)5253-1111(内線 5514) 直通(03)3502-6756 Fax:(03)3502-1598
--

策定：平成 23 年 9 月 2 日

フィルター交換式防じんマスクの配布要領

1 フィルター交換式防じんマスク配布のための準備

- (1) フィルター交換式防じんマスクは、あらかじめ各局から聴取した要望を踏まえ、調達先（以下「マスクメーカー等」という。）より直接、各局署あて（又は局のみ）に民間の宅配便等を利用して送付する。
- (2) できるだけ多くの労働者に防じんマスクが行き渡るよう、配布に先立ち、各局においては、記者発表（別紙 1 の例を参照のこと）、局の WEB サイトでの公表、関係団体に対して周知を依頼する等の方法により、できるだけ広く広報するものとする。

2 フィルター交換式防じんマスクの配布

(1) 配布の考え方

フィルター交換式防じんマスクは、無償で配布することとし、先に（社）日本保安用品協会を通じてメーカーから無償提供を受けて配布した使い捨て式防じんマスク 25 万枚と併せて、労働者の粉じんばく露防止対策を効果的に進めること。

ア フィルター交換式防じんマスクの配布先は、東日本大震災により崩壊・倒壊した建設物等の解体・除去、津波で打ち上げられた船舶の解体・除去、震災によるがれきの除去作業等、東日本大震災からの復旧に関連して粉じんの発生を伴う作業に労働者を従事させる事業者とすること。

イ 配布先は、労働者数 300 人以下の中小規模企業を優先するものとする。

ウ 配布は、原則として上記ア、イ以外には配布のための基準を設けず先着順とすること。

(2) 具体的な配布方法

ア 配布は、原則として事業者に対し、行うこととする。具体的な方法としては、以下（ア）から（オ）までのような方法が考えられるが、この他にも実情に応じて柔軟に対応して差し支えないこと。また、配布することを目的として事業場を訪問する必要はないこと。

(ア) 局・署の窓口において希望する事業者へ配布

石綿障害予防規則第 5 条に基づく届出のあった企業から希望があった場合は、吹き付けられた石綿の除去作業等においては原則として電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等以外は使用できないこと（石綿則第 14 条第 1 項）を説明した上で配布すること。

(イ) 局・署によるがれき処理等の現場等へのパトロールに際し、防じんマスクの着用指導に併せて対象事業者を通じて配布。その際には、別紙 2 の複写式の申請書と必要数のフィルター交換式防じんマスクを持参すること。

(ウ) 局・署が行った集団指導等において配布を希望する参加事業者へ配布。

その際には、別紙 2 の複写式の申請書とフィルター交換式防じんマスクを持参すること。また、前もって集団指導に参加する事業者に希望数を確認した上で、必要な数を集団指導の会場に持参するというやり方もあること。

(エ) 関係団体（建災防支部、県建設業協会、労働基準協会、産業保健推進セ

ンター等)に依頼して、その傘下事業場等へ配布、事務所に来訪する事業者へ配布。その際は、当該関係団体に対して、(3)アのとおり、申請書に必要事項を記載させた上で、受領票を渡すこと。また、当該関係団体に対しては、別紙3の配布記録も併せて渡し、配布先事業場名、配布個数等を記載させること。

(オ) その他、地方自治体等公的な機関(公的な発注者を含む)から協力が表明された場合には、局・署の判断により配布及び取りまとめを依頼して差し支えない

イ がれき処理作業等に当たる個人事業主、ボランティア等から配布の希望があった場合は、各局における必要数量を考慮しながら柔軟に対応して差し支えない。

(3) 必要な事務手続

ア 申し込み方法

配布に当たっては、フィルター交換式防じんマスクに併せて送付する複写式の申請書を使用して、配布先事業者に必要な事項を記入させ、受領する担当者に押印(又は自筆署名)させること。その際に、申請書に記載された注意事項等を説明するとともに、複写式用紙の2枚目を受領票として配布先事業者へ渡すこと。現在検討中の申請書及び受領票の案を参考で示すと、別紙2のとおりである。なお、(2)の(エ)又は(オ)の場合は、依頼した関係団体等による事業者名と配布数を記録したリストを添付することでも差し支えない。

イ 本省への報告

局・署においては、別紙2の1枚目である申請書を保管するとともに、別紙3の配布記録にとりまとめ、別途本省化学物質対策課あて郵送、FAX等により報告すること。また、(2)アの(エ)の場合においても関係団体から配布記録を受け取り併せて報告すること。なお、報告の時期は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------------|
| ・平成23年12月28日までの分 | 平成24年1月15日まで |
| ・平成24年3月31日までの分 | 平成24年4月15日まで |

ウ 着用に関する手法の周知

配布に当たっては、取扱い説明書に従い、フィルター交換式防じんマスクの正しい装着、使用を行うよう周知すること。なお、(2)のアの(ウ)の場合は、可能であれば着用の方法を直接教示すること。

エ 外部からの問い合わせへの対応

適宜、別紙4のQ&Aを参照して回答されたい。

報道関係者各位

平成 23 年〇月〇日

〇〇労働局

労働基準部長

〇〇 〇〇

健康安全課長

〇〇 〇〇

労働衛生専門官

〇〇 〇〇

(電話代表) 〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

平成 23 年東日本大震災による災害復旧工事における

労働災害防止対策の徹底について

～フィルター交換式防じんマスク (〇〇個) の無償提供を行います～

- 建築物等の解体やがれきの処理等における労働者の粉じんへのばく露を防止するため、〇〇労働局 (局長〇〇 〇〇) では、労働局、労働基準監督署等を通して、フィルター交換式防じんマスク (〇〇個) を配布します。

- 〇〇労働局 (局長〇〇〇〇) では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事における労働災害防止対策に関し、現在、〇〇等によりその徹底を図っているところですが、今般、災害復旧工事における建築物等の解体、改修工事、がれき処理等での労働者の粉じんばく露防止対策を支援するため、関係事業者に対してフィルター交換式防じんマスク (〇〇個) の無償配布を行います。

記

- 配布及び貸付対象：(1) 震災により被害を受けた、建築物、工作物、船舶の解体除去その他震災に関連して粉じん作業を行う事業者 (労働者を雇用する者)
(2) 上記 (1) を会員とする事業者団体
(3) 震災に関して建築物、工作物、船舶等の解体除去等を発注する地方自治体

(2) または (3) にあつては配布予定企業数×●●個

配布方法：労働局、監督署 (●●署及び●●署を除く) (、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇) において配布

配布日時：〇月〇日：〇時〇分から (配布予定数がなくなるまで)

手続きの方法：局署等においている所定の申し込み用紙に必要事項を記入して指定の窓口にご提出ください。申し込みの受理後、受領票とフィルター交換式防じんマスクをお渡しします。

厚生労働省支給品 フィルター交換式防じんマスク 申請書

数量	個
使用上の注意事項	・ 別添の取扱説明書に記載した「警告」ならびに「使用上の注意事項」を参照ください。
その他	・ この防じんマスクは、東日本大震災の災害復旧工事に伴って発生する粉じんのばく露を防止するために、労働者に着用させてください。 ・ この防じんマスクは放射線業務に使用することはできません。 ・ 本支給品は、対価を得て第三者に譲渡してはいけません。

使用上の注意事項及びその他の注意事項を遵守し、労働者に使用させます。

平成 年 月 日

事業者名

所在地

受領者職氏名

印

電話連絡先

労働基準監督署長 殿

厚生労働省支給品 フィルター交換式防じんマスク 受領票

数量	個
使用上の注意事項	・ 別添の取扱説明書に記載した「警告」ならびに「使用上の注意事項」を参照ください。
その他	・ この防じんマスクは、東日本大震災の災害復旧工事に伴って発生する粉じんのばく露を防止するために、労働者に着用させてください。 ・ この防じんマスクは放射線業務に使用することはできません。 ・ 本支給品は、対価を得て第三者に譲渡してはいけません。

申請を受理しました。使用上の注意事項及びその他の注意事項を遵守し、労働者に使用させてください。

平成 年 月 日

事業者名

所在地

受領者職氏名

印

電話連絡先

労働基準監督署長

フィルター交換式防じんマスク配布記録

	事業場名等	業 種	労働者数	配布日	配布個数
1	事業場名 所在地 （ ） 担当 者 名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超		
2	事業場名 所在地 （ ） 担当 者 名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超		
3	事業場名 所在地 （ ） 担当 者 名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超		
4	事業場名 所在地 （ ） 担当 者 名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超		
5	事業場名 所在地 （ ） 担当 者 名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超		

6	事業場名 所在地 Ⅷ： 担当者名	()	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超		
7	事業場名 所在地 Ⅷ： 担当者名	()	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超		
8	事業場名 所在地 Ⅷ： 担当者名	()	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超		
9	事業場名 所在地 Ⅷ： 担当者名	()	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超		
10	事業場名 所在地 Ⅷ： 担当者名	()	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300 人以下 ② 300 人超		

注：「業種」「企業規模」の項目は該当する番号を○で囲むこと。

フィルター交換式防じんマスクの配布 Q & A

Q 1 今回、フィルター交換式防じんマスクを配布する目的は为什么呢。

A 1 今後、震災の復旧が進む中で、被災した建築物の解体やがれき処理に従事する労働者が粉じんにはばく露するおそれがあるため、その防止対策として配布するものです。

Q 2 フィルター交換式防じんマスクは、事業者でないとももらえないのでしょうか。復興作業に当たるボランティアからも希望があるのですが。

A 2 原則として、労働者の方々の健康障害防止を目的に配布させていただきますので、労働者を雇用する事業者を念頭においております。しかしながら、労働者と同様にがれき処理作業にあたる個人事業主やボランティアの方からの要望があった場合には柔軟に対応したいと思います。

Q 3 今回配布するフィルター交換式防じんマスクは、石綿や、放射能を帯びた粉じん等にも有効なのでしょうか。

A 3 今回配布するフィルター交換式防じんマスクは、石綿を取り扱う作業については一定の作業を除いて有効ですが、建築物の解体などの作業では原則として電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等を使用しなければならない場合もあります。放射能を帯びた粉じんに対しては、使用しないでください。

Q 4 フィルター交換式防じんマスクの交換用フィルターは、配布してもらえるのでしょうか。

A 4 交換用フィルターに関しては、配布を行っておりませんので、メーカー等から購入するようにして下さい。

Q 5 フィルター交換式防じんマスクは、労働者が着用さえしていれば安心なのでしょうか。

A 5 保護具は、呼吸用保護具に限らず正しく着用しなければその効果は発揮できません。労働者に対して、マスクの取り扱い説明書に従い、正しい装着、使用を行うよう教育・訓練を行ってください。

Q 6 被災地における作業が終了しました。防じんマスクを譲渡しようと思いますが、可能でしょうか。

A 6 無償での譲渡は可能ですが、対価を得て第三者に譲渡することは禁止です。

岩手労働局健康安全課長 }
宮城労働局健康安全課長 } 殿
福島労働局健康安全課長 }

厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 化学物質対策課長

石綿ばく露防止のための電動ファン付き呼吸用保護具の配布について

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災については、今なお復旧復興工事が続けられていますが、従来から行われてきたがれき等の除去作業に加え、がれき集積場における破砕作業や、崩壊・倒壊した建築物等の解体・除去、津波で打ち上げられた船舶の解体・除去等も進められています。これらの作業では、従来よりも高濃度の石綿を含む粉じんが発生するおそれがあることから、それらのばく露による健康障害を防止するため、今般、防じんマスクよりも防護効果が高い電動ファン付き呼吸用保護具 600 個を調達し、下記により送付することとしました。

については、別添のとおり、対象事業者を適切に選定し、電動ファン付き呼吸用保護具の適正な使用を指導した上で配布いただくようお願いいたします。

記

1 電動ファン付き呼吸用保護具配布数

- | | | |
|-----------|-------|-------|
| (1) 岩手労働局 | | 150 個 |
| (2) 宮城労働局 | | 300 個 |
| (3) 福島労働局 | | 150 個 |

担当：労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
中央労働衛生専門官 須藤 祥
業 務 係 長 山口 久雄
Tel: (03)-5253-1111(内線 5514、5515)
直通(03)3502-6756
Fax:(03)3502-1598

策定：平成 23 年 11 月 10 日

電動ファン付き呼吸用保護具の配布要領

1 目的

東日本大震災の復旧復興工事において、高濃度の石綿にばく露するおそれのある作業が行われる事業場を対象として電動ファン付き呼吸用保護具の適正な着用を指導して配布を行うことにより、電動ファン付き呼吸用保護具とその正しい着用方法の周知を図るとともに効果的な石綿ばく露防止対策の普及促進を図ることを目的とする。

2 電動ファン付き呼吸用保護具配布のための準備

(1) 対象事業場の把握

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べて石綿へのばく露防止効果が高い一方、配布数が限られていることに鑑み、3の(1)に従って、着用指導及び配布を行う管内の対象事業場をあらかじめ選定しておくこと。

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具等の送付

電動ファン付き呼吸用保護具は、あらかじめ各局からなされた要望を踏まえ、調達先（以下、「マスクメーカー等」という）から直接、各局署あてに民間の宅配便等を利用して送付する。ただし、3(3)ウによる承認書用紙については、厚生労働省労働基準局長印の印影印刷を含むことから、申請書用紙及び承認書（写し）用紙とともに本省から貴職あて書留郵便にて送付するので、各署あて必要数を配布した上で使用状況を把握すること。

3 電動ファン付き呼吸用保護具の配布

(1) 集団指導等の対象者

ア 東日本大震災により被害を受けた建築物、工作物、船舶の解体除去、がれき集積場における破砕作業その他の高濃度の石綿を含む粉じんにばく露するおそれのある作業に労働者を従事させる事業者。ただし、原則として、石綿障害予防規則等で電動ファン付き呼吸用保護具の使用を義務付けられた作業を除くとともに、労働者数 300 人以下の中小規模事業者を優先すること。電動ファン付き呼吸用保護具については、数量が限られているため、ボランティア、個人事業主等への配布は行わない。

イ 今回配布する電動ファン付き呼吸用保護具については、石綿ばく露防止を目的としているため、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）に規定する放射線業務には使用させないこと。また数量が限られているため、「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」に基づく除染作業における労働者の放射線障害防止措置について」（平成 23 年 9 月 9 日付基安発 0909 第 1 号）に規定する除染作業も配布対象にしないこと。なお、事業者等からの要望に対し、「呼吸用保護具の配布について」（平成 23 年 9 月 2 日基安発第 0902 第 2 号、基安化発第 0902 第 1 号）により送付した取替え式防じんマスクを配布することは差し支

えない。

(2) 集団指導等の実施

ア 配布は、原則として集団指導等を実施し、着用方法等の説明を行った上で(3)に基づき事業者に対して行うこと。

イ 電動ファン付き呼吸用保護具により石綿へのばく露を防止するためには、その適正な着用が不可欠なことから、マスクメーカー等には各局 5 回の出張指導を指示している。このため、当該集団指導等における電動ファン付き呼吸用保護具の使用方法等の説明においては、5 回まではマスクメーカー等を同席させて実演等を行わせることができること。5 回を超えて出張指導を依頼する必要がある場合には、あらかじめ当職あて相談すること。

ウ イによる出張指導が 5 回未満の場合には、事業者等を往訪しての出張指導を行わせ、集団指導と合わせた出張回数を 5 回とすること。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の配布に係る手続について

電動ファン付き呼吸用保護具を配布するにあたって必要な事務手続は、「厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(平成 12 年 11 月 24 日厚生省令、労働省令第 8 号。以下「省令」という。)に基づき、以下のとおり行うこと。

ア 今般の電動ファン付き呼吸用保護具の配布は、省令第 9 条第 4 号の規定に基づき厚生労働省労働基準局長名で実施するものであること。

イ アにより配布を実施するに当たっては、省令第 10 条の規定に基づき、集団指導等に参加した事業者に対し、「厚生労働省の所管に属する物品の譲与申請書」(様式 1) (以下「申請書」という。)に、①申請年月日、②申請者住所、③申請者電話番号及び④申請者氏名(申請者が法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名)を記載の上、提出させること。

ウ イにより受理した申請書については、その場で受領印を押印して記載漏れがないことを確認の上、複写式となっている「厚生労働省の所管に属する物品の譲与承認書」(様式 2 の 1) (以下「承認書」という。)を申請者に交付した上で電動ファン付き呼吸用保護具を手交すること。なお、一つの事業場に配布する電動ファン付き呼吸用保護具は原則として 5 個までとすること。

エ 承認書用紙には厚生労働省労働基準局長の印影が印刷されており、押印による印影と同じ効力を有することから、各局においては、使用数を記録して承認書用紙の使用状況等を管理すること。全数配布した後に残った申請書、承認書(写し)(様式 2 の 2)及び書き損じた承認書用紙については通し番号順にそろえ、管理簿とともに平成 24 年 3 月 31 日までに本省に返送すること。また、配布記録(別紙)については、月末までの記録を取りまとめ、翌月 10 日までに当職あて送付すること。

オ 電動ファン付き呼吸用保護具を配布した事業者については、今後、その使用状況の確認等を予定しているので、随時、情報収集に努めること。

様式1 (第10条関係)

厚生労働省の所管に属する物品の譲与申請書

平成 年 月 日

申請者 住所 〒

電話番号

フリガナ

氏 名

〔事業主が法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。〕

担当者氏名

担当者連絡先

厚生労働省労働基準局長 殿

東日本大震災の被災地において復旧工事等を行う事業主として、復旧工事等に
従事する労働者の健康管理に資するため、下記の記載内容を確認の上これを申請
する。

記

譲与を受けようとする物品	品名 電動ファン付き呼吸用保護具	
	数量	通し番号
譲与を必要とする理由	復旧工事等に従事する労働者の石綿によるばく露を 防止する等、労働者の健康管理に資する。	

交付用

様式2の1 (第11条関係)

厚生労働省の所管に属する物品の譲与承認書

平成 年 月 日

申請者 住所 〒

電話番号
フリガナ
氏 名

担当者氏名

担当者連絡先

貴殿より申請のあった「厚生労働省の所管に属する物品の譲与申請書」については、下記の記載内容のとおり承認する。

厚生労働省労働基準局長

労働基準局長印
(印刷)

記

譲与物品の品名及び数量	品名 電動ファン付き呼吸用保護具	
	数量	通し番号
譲与目的	復旧工事等に従事する労働者の石綿によるばく露を防止する等、労働者の健康管理に資する。	
譲与期日	譲与承認日をもって、譲与する。	
譲与に際する条件	電池交換等、譲与後の費用は申請者負担とする。 放射線業務には使用しないこと。 第三者への譲与、販売は認めない。 廃棄する際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って廃棄すること。	

(※) 使用方法等についての照会先

担当：

TEL： FAX：

ご照会の際は、物品の品名及び厚生労働省から支給された旨お伝え願います。

様式2の2（第11条関係）

厚生労働省の所管に属する物品の譲与承認書（写し）

平成 年 月 日

申 請 者 住 所 〒

電話番号

フリガナ

氏 名

担当者氏名

担当者連絡先

貴殿より申請のあった「厚生労働省の所管に属する物品の譲与申請書」については、下記の記載内容のとおり承認する。

厚生労働省労働基準局長

記

譲与物品の品名及び数量	品名 電動ファン付き呼吸用保護具	
	数量	通し番号
譲与目的	復旧工事等に従事する労働者の石綿によるばく露を防止する等、労働者の健康管理に資する。	
譲与期日	譲与承認日をもって、譲与する。	
譲与に際する条件	電池交換等、譲与後の費用は申請者負担とする。 放射線業務には使用しないこと。 第三者への譲与、販売は認めない。 廃棄する際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って廃棄すること。	

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化 学 物 質 対 策 課 長

石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事における集じん・排気装置の稼働の確認等について

標記工事においては、石綿障害予防規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、作業場所の隔離と負圧保持、集じん・排気装置の使用及び出入口への前室の設置が義務付けられている。このうち、ろ過集じん方式の集じん排気装置については、有効な集じん方式として、日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルターの取付けが示され、かつ、作業の開始前等に装置が有効に稼働できる状態にあることの確認が求められている（平成 21 年 2 月 18 日付け基発第 0218001 号）。しかし、東日本大震災アスベスト対策合同会議の一環として環境省が実施している被災地における石綿飛散状況の調査においては、隔離空間から何らかの原因で外部に漏洩したと見られる石綿が検出された事例が複数あることが報告されている。

石綿が隔離空間の外部に漏洩した原因については、現在調査中であるが、いずれも集じん・排気装置や前室の周辺における漏洩であることから、労働者の石綿等の粉じんへのばく露を防止する観点から、下記により集じん・排気装置を有効に稼働させるよう指導願いたい。

なお、別添のとおり関係団体の長あて要請を行ったことを申し添える。

記

1 集じん・排気装置の整備点検

平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発 0127 第 1 号・環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」に掲げる次の対策の徹底を図ること。

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付状態の確認を徹底すること。
- (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事にお

る石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)を参考にすること。

2 集じん・排気装置の稼働状況の確認等

ろ過集じん方式の集じん・排気装置の稼働状況を確認する方法として、次の(1)及び(2)に掲げる対応を行うこと。なお、このような対応が困難な場合には、労働者の安全を考慮して、石綿が隔離空間の外部に漏出する原因についてその調査の結果が出るまでの間は、集じん・排気装置及び前室の周辺において作業を行う場合には、労働者に対するDS2以上の性能を有する防じんマスクの使用も考慮すること。

(1) 集じん・排気装置の排気の状態

作業が行われている間、継続的に、即時に測定できる粉じん相対濃度計等により集じん・排気装置の排気口付近における粉じん濃度を測定することにより、異常値がないことを確認すること。

(2) 前室付近における負圧の確認

集じん・排気装置を使用している状態で、当該作業場所の出入口における風向等を確認すること。

基安化発 1117 第 1 号
平成 23 年 11 月 17 日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事における集じん・排気装置の稼働の確認等について

標記工事においては、石綿障害予防規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、作業場所の隔離と負圧保持、集じん・排気装置の使用及び出入口への前室の設置が義務付けられています。このうち、ろ過集じん方式の集じん排気装置については、有効な集じん方式として、日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルターの取付けを示し、かつ、作業の開始前等に装置が有効に稼働できる状態にあることの確認を求めています（平成 21 年 2 月 18 日付け基発第 0218001 号）。しかし、東日本大震災アスベスト対策合同会議の一環として環境省が実施している被災地における石綿飛散状況の調査においては、隔離空間から何らかの原因で外部に漏洩したと見られる石綿が検出された事例が複数あることが報告されています。

石綿が隔離空間の外部に漏出した原因については、現在調査中ですが、いずれも集じん・排気装置や前室の周辺における漏洩であります。

つきましては、貴会におかれましても、労働者の石綿等の粉じんへのばく露を防止する観点から、石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事を実施する場合には下記により集じん・排気装置を有効に稼働させるよう貴会会員にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1 集じん・排気装置の整備点検

平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発 0127 第 2 号・環水大大発第 110127003 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」に掲げる次の対策の徹底を図ること。

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付状態の確認を徹底すること。
- (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底

すること。なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

2 集じん・排気装置の稼働状況の確認等

ろ過集じん方式の集じん・排気装置の稼働状況を確認する方法として、次の（１）及び（２）に掲げる対応を行うこと。なお、このような対応が困難な場合には、労働者の安全を考慮して、石綿が隔離空間の外部に漏出する原因についてその調査の結果が出るまでの間は、集じん・排気装置及び前室の周辺において作業を行う場合には、労働者に対する DS2 以上の性能を有する防じんマスクの使用も考慮すること。

（１）集じん・排気装置の排気の状況

作業が行われている間、継続的に、即時に測定できる粉じん相対濃度計等により集じん・排気装置の排気口付近における粉じん濃度を測定することにより、異常値がないことを確認すること。

（２）前室付近における負圧の確認

集じん・排気装置を使用している状態で、当該作業場所の出入口における風向等を確認すること。

(別記)

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人 日本作業環境測定協会

社団法人 日本建設業連合会

社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

社団法人 日本石綿協会

一般社団法人 日本化学工業協会

社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

財団法人 日本船舶技術研究協会

社団法人 日本造船工業会

社団法人 日本中小型造船工業会

社団法人 日本造船協力事業者団体連合会

社団法人 日本舶用工業会

社団法人 日本舶用機関整備協会

社団法人 日本船舶電装協会

基 発 1 1 2 4 第 3 号
平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

東日本大震災の復旧工事において使用する
呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について

東日本大震災の被災地においては、がれきの処理の急増に伴い、防じんマスク等の呼吸用保護具の需要が急速に高まる中、国家検定合格品である防じんマスク（以下「検定合格防じんマスク」という。）の生産及び供給の体制が不安定なために、復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じていた。

このため、労働者が有効な呼吸用保護具を着用しないまま、がれき処理等の復旧工事において石綿にばく露することがないように、平成 23 年 4 月 11 日付け基発 0411 第 2 号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について」（以下「呼吸用保護具の特例通達」という。）に基づき、国家検定に合格していないものの、諸外国の一定の規格に適合している防じんマスク（以下「未検定マスク」という。）については、検定合格防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、建物の損壊等の被害が甚大な地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）における屋外で行われるがれき処理の作業場について、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 44 条の呼吸用保護具として使用することを認めてきたところである。

今般、検定合格防じんマスクの生産及び供給の体制の回復に伴い、被災地において検定合格防じんマスクが安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成 24 年 3 月 31 日をもって、呼吸用保護具の特例通達を廃止することとしたので、貴職においては、事業者、販売者等に対し、平成 24 年 4 月 1 日以降は、未検定マスクの譲渡、貸与、使用等を行わないよう周知徹底されたい。

なお、別添のとおり関係団体の長あて通知していることを申し添える。

基 発 1 1 2 4 第 2 号
平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

東日本大震災の復旧工事において使用する
呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について

東日本大震災の復旧工事における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

東日本大震災の被災地においては、がれきの処理の急増に伴い、防じんマスク等の呼吸用保護具の需要が急速に高まる中、国家検定合格品である防じんマスク（以下「検定合格防じんマスク」という。）の生産及び供給の体制が不安定なために、復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じていました。

このため、労働者が有効な呼吸用保護具を着用しないまま、がれき処理等の復旧工事において石綿にばく露することがないように、平成 23 年 4 月 11 日付け基発 0411 第 1 号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について」（以下「呼吸用保護具の特例通達」という。）によりお示ししたように、国家検定に合格していないものの、諸外国の一定の規格に適合している防じんマスク（以下「未検定マスク」という。）については検定合格防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、建物の損壊等の被害が甚大な一部地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）における屋外で行われるがれき処理の作業場について、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 44 条の呼吸用保護具として使用することを認めてきたところです。

今般、検定合格防じんマスクの生産及び供給の体制の回復に伴い、被災地において検定合格防じんマスクが安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成 24 年 3 月 31 日をもって、呼吸用保護具の特例通達を廃止することといたしました。

については、平成 24 年 4 月 1 日以降は、未検定マスクの譲渡、貸与、使用等を行わないよう、貴会会員に対する周知について御協力をお願いいたします。

(別記団体)

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人 全国建設業協会

社団法人 日本建設業連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

社団法人 日本作業環境測定協会

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

公益社団法人 日本保安用品協会

社団法人 全国都市清掃会議

一般社団法人 日本環境衛生施設工業会

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

一般社団法人 全国清掃事業連合会

日本環境保全協会

全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会

全国環境整備事業協同組合連合会

日本廃棄物リサイクル事業協同組合

基安労発 1124 第 1 号
基安化発 1124 第 1 号
平成 23 年 11 月 24 日

公益社団法人 日本保安用品協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
化学物質対策課長

東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の
取扱いに関する特例の廃止に伴う留意点について

東日本大震災の復旧工事における労働者のアスベストばく露防止対策の推進につきましては、多大なる御理解、御協力をいただいていることに改めて御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地における防じんマスクについては、国家検定は受検していないものの、諸外国の一定の規格に適合している製品については、一部作業での使用等を認めていたところですが、今般、関係部局、関係機関等を通じて確認したところ、検定合格防じんマスクについて、事業者が安定的に入手出来る状況にあることがわかりました。

このため、平成 23 年 11 月 24 日付け基発 1124 第 2 号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止に関して」により、平成 24 年 3 月 31 日をもって当該特例措置を廃止することとしたところです。

したがって、平成 24 年 4 月 1 日以降に譲渡、貸与等を行う防じんマスクは、防じんマスクの規格（平成 15 年 12 月 19 日付け厚生労働省告示第 394 号）を具備したものである必要がありますので、型式検定を受けていない防じんマスクについては、速やかに受検するよう、貴会会員に対する周知をお願いいたします。

都道府県労働局労働基準部長 殿

労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条では、事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（改修の作業を含む）を行うときは、あらかじめ、石綿及び石綿を0.1%を超えて含有するもの（以下「石綿等」という。）の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくこと、及び当該調査結果の概要等を掲示することを定めている。

しかしながら、事前調査を行わなかったり一部分のみを調査して網羅的な調査を怠ったりしたために、必要な届出を行わずに解体が行われた事例が発生しており、解体等の作業において、石綿ばく露防止対策が適切に講じられていないおそれがある。（別紙1参照）

事前調査の適正な実施は、作業における適正な石綿粉じんばく露防止対策の実施に直結するものであることから、こうした事例の再発を防ぐため、解体等の作業を行う事業者及び発注者に対して下記の事項について指導されたい。

なお、別添のとおり関係事業者団体に対しても要請を行っていることを申し添える。

記

1 石綿等の使用状況の通知の促進

事前調査においては、設計図書や過去の改修の記録等、石綿等の使用状況等に係る情報は、石綿等の見落とし防止に有用である。石綿則第8条では、仕事の発注者は、請負人に対し、石綿等の使用状況等を通知するよう努めることとされていることを踏まえ、あらゆる機会をとらえ、その履行の徹底を指導すること。

2 事前調査と結果の記録、掲示の徹底

- (1) 事前調査は、的確かつ網羅的に行うことができるよう、一定の知識及び技能を有した者が行うことが望ましいこと。また、必要な調査箇所の見落としを防止する観点から、写真や図面により調査した箇所を調査結果に記録することが望ましいこと。

また、調査終了年月日、調査方法及び結果の概要については、作業場に掲示する必要があること。(別紙2参照)

- (2) 目視及び設計図書等による調査により、石綿等の使用がないことが明らかになった場合でも、その旨に加え調査方法や調査場所等を記録し、かつ掲示するよう徹底すること。
- (3) 内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿の使用の有無を確認するには、国土交通省・経済産業省の石綿含有建材データベース <http://www.asbestos-database.jp/>、 社団法人日本石綿協会、建材メーカーのホームページを活用する方法があること。

3 分析による調査

- (1) 建材等が吹き付けられている場合には、石綿則第3条第2項に基づき、石綿等の使用がないことが明らかである場合を除き、分析による調査を行うこと。
- (2) 石綿等の使用の有無の分析による調査に当たって、試料の採取が不適切であると、含有する石綿が適正に計測されないおそれがある。特に、建築物等に後年の補修又は増改築がなされている場合や、吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われる場合には、吹き付けされた場所、時期ごとに試料を採取してそれぞれ石綿の有無を判断するよう留意すること。ただし、複数の区画又は階にわたり吹付けがなされた建築物等であっても、設計図書等により同一かつ均一の施工であることが確認された場合にあっては、各区画又は階における試料の採取は必要ないこと。
- (3) 建材等の採取及び分析に当たっては、必要に応じて、次のア、イ又はウを参照すること。

ア 「石綿含有建材の石綿含有率測定に係る講習会テキスト」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/mortar/index.html>

イ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省)

http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctr/manual_td/index.html

ウ 「新版 建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」
(建設業労働災害防止協会)

- (4) 石綿等の使用の有無の分析を分析機関等に行わせる場合には、社団法人日本作業環境測定協会が行う石綿分析技術の評価事業において、Aランク又はBランク認定分析技術者の資格を有する者に分析を行わせることが望ましいこと。(ホームページ <http://www.jawe.or.jp/jigyouseido/s/ishiwata/#agency> に掲載。)

4 呼吸用保護具の使用

- (1) 建築物等の解体等の作業においては、作業に伴って粉じんが発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であつ

- (2) 石綿則第 14 条に基づき隔離等を行った作業場所において、吹き付けられた石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等を使用させなければならないこと。

事前調査の不徹底による不適切な建築物解体事例
 (厚生労働省化学物質対策課にて把握したもの)

発生時期	作業の種類	事例の概要	原因	対策
平成23年 11月	石綿含有保温材が使われた建築物の改修工事	石綿含有の認識がないまま保温材の除去作業を実施。同じ時期に同じ施工者により建てられた同型の建物からは、作業を行った箇所と同一の箇所(部材)に石綿が使われていることが判明した。	不十分な事前調査の結果に基づいて工事を行ったこと。	・事前調査を適切に実施し、結果を記録すること。 ・発注者は、石綿等の使用状況等を適切に伝達すること。
平成24年 1月	吹付け石綿が使われた建築物の解体工事	3階建ての建物の解体工事で、1階部分の吹付け材を分析したのみで建物全体に石綿無しと判断したが、廃材から石綿が見つかり、他の階では石綿が使われていたことがわかった。	不十分な試料採取に基づく分析。	・設計図書や改修記録から、同一施工の範囲をあらかじめ確認すること。 ・必要な数の試料採取を行うこと。

事前調査の結果の揭示（例）

【木造建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所
代表取締役▲▲

建築物等の種別： 一般住宅

調査方法： 設計図書の確認及び現場における目視
(1階、2階、天井裏、屋根)

発注者からの通知 有り（施工記録）

調査結果： 石綿の含有なし

調査者： ○○ ○○（石綿作業主任者）

調査年月日； 平成 年 月 日

【RC 建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所
代表取締役▲▲

建築物等の種別： ビル

調査方法： 設計図書の確認、現場における目視及び石綿含有率の分析
(1階から5階まで)

発注者からの通知 有り (設計図書と改修記録)

調査結果： (1階) アモサイト %、クロシドライト %
(2階) アモサイト %
(3階) アモサイト %
(4階) アモサイト %
(5階) アモサイト %
詳細は、分析結果報告書による。

調査者： ○○分析化学(株) (○○ (A ランク 認定分析技術者))

調査年月日； 平成 年 月 日

別記団体の長 殿

労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条では、事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（改修の作業を含む）を行うときは、あらかじめ、石綿及び石綿を0.1%を超えて含有するもの（以下「石綿等」という。）の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくこと、及び当該調査結果の概要等を掲示することを定めています。

しかしながら、事前調査を行わなかったり一部分のみを調査して網羅的な調査を怠ったりしたために、必要な届出を行わずに解体が行われた事例が発生しており、解体等の作業において、石綿ばく露防止対策が適切に講じられていないおそれがあります。（別紙1参照）

事前調査の適正な実施は、作業における適正な石綿粉じんばく露防止対策の実施に直結するものであることから、こうした事例の再発を防ぐため、下記について、貴会会員等に周知いただくようお願い申し上げます。

記

1 石綿等の使用状況の通知の促進

事前調査においては、設計図書や過去の改修の記録等、石綿等の使用状況等に係る情報は、石綿等の見落とし防止に有用である。石綿則第8条の規定に基づき、仕事の発注者は、請負人に対し、石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。また、請負人も、発注者に通知を求めること。

2 事前調査と結果の記録、掲示の徹底

- (1) 事前調査は、的確かつ網羅的に行うことができるよう、一定の知識及び技能を有した者が行うことが望ましいこと。また、必要な調査箇所の見落としを防止する観点から、写真や図面により調査した箇所を調査結果に記録することが望ましいこと。また、調査終了年月日、調査方法及び結果の概要については、作業場に掲示する必

要があること。(別紙2参照)

- (2) 目視及び設計図書等による調査により、石綿等の使用がないことが明らかになった場合でも、その旨に加え調査方法や調査場所等を記録し、かつ掲示するよう徹底すること。
- (3) 内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿の使用の有無を確認するには、国土交通省・経済産業省の石綿含有建材データベース <http://www.asbestos-database.jp/>、 社団法人日本石綿協会、建材メーカーのホームページを活用する方法があること。

3 分析による調査

- (1) 建材等が吹き付けられている場合には、石綿則第3条第2項に基づき、石綿等の使用がないことが明らかである場合を除き、分析による調査を行うこと。
- (2) 石綿等の使用の有無の分析による調査に当たって、試料の採取が不適切であると、含有する石綿が適正に計測されないおそれがある。特に、建築物等に後年の補修又は増改築がなされている場合や、吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われる場合には、吹き付けされた場所、時期ごとに試料を採取してそれぞれ石綿の有無を判断するよう留意すること。ただし、複数の区画又は階にわたり吹付けがなされた建築物等であっても、設計図書等により同一かつ均一の施工であることが確認された場合にあっては、各区画又は階における試料の採取は必要ないこと。
- (3) 建材等の採取及び分析に当たっては、必要に応じて、次のア、イ又はウを参照すること。

ア 「石綿含有建材の石綿含有率測定に係る講習会テキスト」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/mortar/index.html>

イ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省)

http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html

ウ 「新版 建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」
(建設業労働災害防止協会)

- (4) 石綿等の使用の有無の分析を分析機関等に行わせる場合には、社団法人日本作業環境測定協会が行う石綿分析技術の評価事業において、Aランク又はBランク認定分析技術者の資格を有する者に分析を行わせることが望ましいこと。(ホームページ <http://www.jawe.or.jp/jigyous/seido-s/ishiwata/#agency> に掲載。)

4 呼吸用保護具の使用

- (1) 建築物等の解体等の作業においては、作業に伴って粉じんが発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であっても、防じんマスク等の呼吸用保護具を使用すること。

ても、防じんマスク等の呼吸用保護具を使用すること。

- (2) 石綿則第 14 条に基づき隔離等を行った作業場所において、吹き付けられた石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等を使用させなければならないこと。

事前調査の不徹底による不適切な建築物解体事例
(厚生労働省化学物質対策課にて把握したもの)

発生時期	作業の種類	事例の概要	原因	対策
平成23年 11月	石綿含有保温材が使われた建築物の改修工事	石綿含有の認識がないまま保温材の除去作業を実施。同じ時期に同じ施工者により建てられた同型の建物からは、作業を行った箇所と同一の箇所（部材）に石綿が使われていることが判明した。	不十分な事前調査の結果に基づいて工事を行ったこと。	・事前調査を適切に実施し、結果を記録すること。 ・発注者は、石綿等の使用状況等を適切に伝達すること。
平成24年 1月	吹付け石綿が使われた建築物の解体工事	3階建ての建物の解体工事で、1階部分の吹付け材を分析したのみで建物全体に石綿無しと判断したが、廃材から石綿が見つかり、他の階では石綿が使われていたことがわかった。	不十分な試料採取に基づく分析。	・設計図書や改修記録から、同一施工の範囲をあらかじめ確認すること。 ・必要な数の試料採取を行うこと。

事前調査の結果の揭示（例）

【木造建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所
代表取締役▲▲

建築物等の種別： 一般住宅

調査方法： 設計図書の確認及び現場における目視
(1階、2階、天井裏、屋根)

発注者からの通知 有り（施工記録）

調査結果： 石綿の含有なし

調査者： ○○ ○○（石綿作業主任者）

調査年月日： 平成 年 月 日

【RC 建築物の解体等】

事業場の名称： 〇〇建設株式会社 〇作業所
 代表取締役▲▲

建築物等の種別： ビル

調査方法： 設計図書の確認、現場における目視及び石綿含有率の分析
 (1階から5階まで)

発注者からの通知 有り（設計図書と改修記録）

調査結果： (1階) アモサイト %、クロシドライト %
 (2階) アモサイト %
 (3階) アモサイト %
 (4階) アモサイト %
 (5階) アモサイト %
 詳細は、分析結果報告書による。

調査者： 〇〇分析化学（株）（〇〇（Aランク認定分析技術者）

調査年月日； 平成 年 月 日

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人 日本作業環境測定協会

社団法人 日本建設業連合会

社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

社団法人 日本石綿協会

一般社団法人 日本化学工業協会

社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

財団法人 日本船舶技術研究協会

社団法人 日本造船工業会

社団法人 日本中小型造船工業会

社団法人 日本造船協力事業者団体連合会

社団法人 日本舶用工業会

社団法人 日本舶用機関整備協会

社団法人 日本船舶電装協会

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について
～第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～

石綿含有建築物の解体工事については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 24 年 5 月 9 日付け厚生労働大臣公示）に基づき指導いただいているところである。

今般、被災地において別添 1 のような事前調査が十分でない事例や煙突解体工事等における飛散事例を第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議（以下「第 8 回合同会議」という）に報告したところであるが、同会議の専門家の意見等を踏まえ、同種の事例の再発防止のため、下記に留意のうえ、石綿則等の指導の徹底をお願いする。

なお、別添 3 のとおり、関係団体に要請を行ったので、了知されたい。

記

1. 事前調査の徹底について

- (1) 事前調査の際、図面等が存する場合は、図面等を必ず確認するとともに、目視であっても、別添 1 の事例や別添 2 に例示されるように外側からの目視のみでは見えない部分等にも石綿が吹きつけられている場合があることに留意の上、事前調査を行うこと
- (2) 事前調査については、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の 2 に定める事項に留意すること
- (3) 事前に石綿等の除去や事前調査を別の業者が実施し、解体工事の発注段階で石綿がないとされている場合でも、発注者から事前調査の状況等について情報を入手することにより除去や分析を実施していない場所について把握し、それらの場所について再度事前調査を行うこと。発注者は、当該情報の伝達に配慮すること

2. 解体作業途中での対処について

- (1) 解体工事を行う際は、作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに的確に判断できるよう、石綿作業に従事しない者に対しても石綿特別教育や石綿作業主任者技能講習を受

けさせるよう努めること

- (2) 解体工事の作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに、速やかに作業を中止し、石綿則に基づくばく露防止対策を講じるよう、必要な対応を事前に取り決め、労働者に周知しておくこと
- (3) 建築物等の解体等の作業においては、事前調査が不十分であった場合などで石綿粉じんが飛散するおそれもあること、また、作業に伴って石綿以外の粉じんも発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であっても、労働者に防じんマスク等の呼吸用保護具を使用させること

3. その他、第8回合同会議で報告された漏洩等事案等を踏まえた留意事項

- (1) 集じん排気装置からビニールダクトを使用して排気を行う際に、ダクトをひもでつり下げて支えると当該部分から折れ曲がって十分な排気ができない場合があるので、支えは幅広の環状の支え等を使用して、折れ曲がらないようすること
- (2) 除去した石綿含有成形板等を廃棄する際は、廃材を破砕する必要がある程度に十分な大きさのフレキシブルコンテナ等を用意すること。なお、石綿含有成形板等が大きい等によりやむを得ず切断等が必要な場合には、散水等により十分湿潤化すること
- (3) 煙突の清掃等作業や除去等による飛散防止対策については、平成24年7月31日基安化発0731第1号及び平成24年9月13日基安化発0913第1号の通達に留意すること

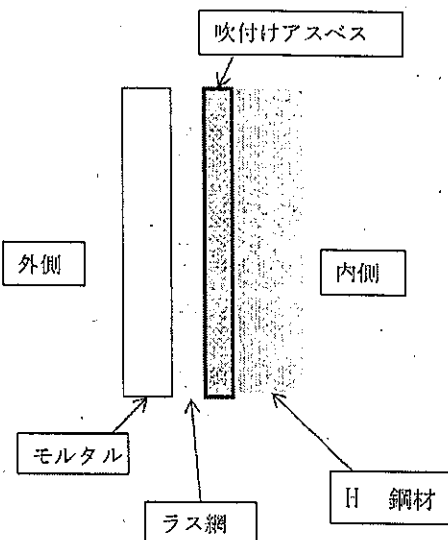
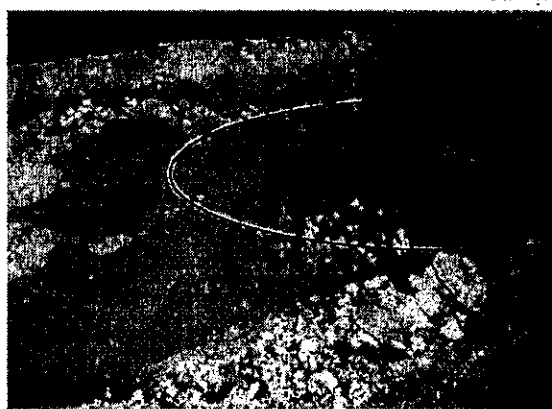
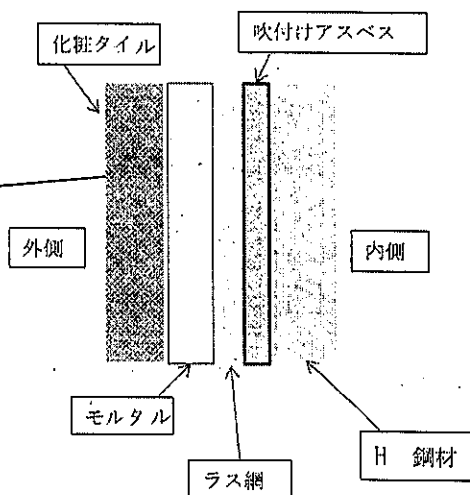
宮城県石巻市の被災建築物の解体工事におけるアスベスト除去作業について

(概要)

宮城県石巻市の被災建築物について平成 24 年 3 月に石綿の除去工事が行われた。その後 8 月に解体工事が行われたが、解体工事後、石綿含有建材が残留しているのが発見されたもの(なお、発覚以後現場はビニールシートで覆い、飛散防止措置を行った。モニタリング調査も行い石綿の飛散状況を確認している)

(主要な原因)

- 取り残しているところは鉄骨の柱に吹き付けをして、さらにモルタルの化粧壁で仕上げ、その後コンクリートブロックで覆っている状況であった。その他、梁と壁の間に隠れていた部分、鉄骨階段で隠れていた部分に石綿が吹き付けられていた。そのため除去業者が行った目視による事前調査では、確認できなかった。(吹付け石綿は被覆材として吹くことが通常であり、除去業者のこれまでの経験では、今回のようなコンクリートブロックの内側に吹き付けられている構造の物をあつかった事例はなかった。また、構造図面等の書類も震災の際流されていて、目視のみの調査しかできなかった。)
- 解体工事中現場に石綿の知識を有する者がおらず、解体工事中に石綿が出てきても工事の中止等現場で判断・対応ができなかった。



事前調査の際、目視では見落とししやすい例

次のように内装等の内側に石綿建材が隠れている例や、一区画のみ石綿建材が使用され見落とししやすい例がある。

- 内装仕上げ材（天井ボード、グラスウールやセメント板等）の下に石綿含有吹き付け材が存在する例（過去の囲い込み工事等による）
- 石綿含有吹き付け材の上からロックウール（石綿含有無し）が吹き付けられる例
- 鉄骨造の柱・梁に石綿含有吹き付け材が存在しその内装仕上げ材としてモルタル等が使われている例
- 鉄骨造の柱に吹き付けられた石綿含有吹き付け材の周囲をブロック等で意匠的に仕上げられている例
- 天井の一部に仕上げ材（意匠）として石綿含有吹き付け材が使用されている例
- 煙突内部の石綿建材の上にコンクリートで覆われている例
- 外装（外壁や柱）のボードや金属パネルの内側に吹き付けられている例
- 鋼板の仕上げ材の裏打ちとして石綿等が吹き付けられている例
- 外壁とコンクリート床の取り合い（上階と下階を区画する）の層間塞ぎとして詰められ、モルタル等で仕上げられている例
- 防火区画の貫通部（給排水及び電気設備）に石綿等が使用されている例
- 準耐火建築物の、防火区画、異種用途区画などで建物全体の柱、梁の耐火被覆ではなく一部の柱、梁に耐火被覆で石綿含有の吹き付け材がある例
- 敷居の無い大フロアで奥の1区画のみ石綿等が吹き付けられている例
- 石綿含有吹き付け材が使用された機械室や地下フロア等が用途変更により石綿含有吹き付け材が使用された天井等が天井ボード等で仕切られている例

その他、玄関のひさしの中、ガラリ内（結露や震動音防止のため）、シャフト内、パイプスペース、カーテンウォール裏打ち機械室、最上階天井裏スラブ、防火壁の書き込み部分、変電器裏の見えない部分に石綿等が吹き付けられている例もある

なお、上記はあくまで一例であり、見落とししやすい例は他のも多くある。そのため、事業場内でも見落としやすい石綿の吹き付け等の事例に関する情報を蓄積し、漏れがないよう事前調査を行うこと。

（参考）

「石綿含有吹き付け材」には、主に耐火被覆用・吸音用・結露防止用としての吹き付け石綿、石綿含有吹き付けロックウール、湿式石綿含有吹き付け材と仕上げ用としての吹き付けパーライト、吹き付けバーミキュライト（ひる石吹き付け）があるので、使用されている場所や改修工事の有無の確認も重要なポイントになる。

平成 24 年 10 月 25 日
基安化発 1025 第 2 号

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について
～第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～

石綿を含有する断熱材等を使用した煙突等を含む建築物の解体等工事については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 24 年 5 月 9 日付け厚生労働大臣公示）に基づき適切な措置を図っていく必要があります。

第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議において、被災地において事前調査が十分でない事例や解体工事中に石綿を飛散させる事例が報告されたところです。同会議の専門家の意見等を踏まえ、同種の事例の再発防止のため、下記に留意することが必要とされたところです。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 事前調査の徹底について

- (1) 事前調査の際、図面等が存する場合は、図面等を必ず確認するとともに、目視であっても、別添 1 の事例や別添 2 に例示されるように外側から目視のみでは見えない部分等にも石綿が吹きつけられている場合があることに留意の上、事前調査を行うこと
- (2) 事前調査については、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の 2 に定める事項に留意すること
- (3) 事前に石綿等の除去や事前調査を別の業者が実施し、解体工事の発注段階で石綿がないとされている場合でも、発注者から事前調査の状況等について情報を入手することにより除去や分析を実施していない場所について把握し、それらの場所について再度事前調査を行うこと。発注者は、当該情報の伝達に配慮すること

2. 解体作業途中での対処について

- (1) 解体工事を行う際は、作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに的確に判断できるよう、石綿作業に従事しない者に対しても石綿特別教育や石綿作業主任者技能講習を受けさせるよう努めること
- (2) 解体工事の作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに、速やかに作業を中止し、石

綿則に基づくばく露防止対策を講じるよう、必要な対応を事前に取り決め、労働者に周知しておくこと

- (3) 建築物等の解体等の作業においては、事前調査が不十分であった場合などで石綿粉じんが飛散するおそれもあること、また、作業に伴って石綿以外の粉じんも発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であっても、労働者に防じんマスク等の呼吸用保護具を使用させること

3. その他、第8回合同会議で報告された漏洩等事案等を踏まえた留意事項

- (1) 集じん排気装置からビニールダクトを使用して排気を行う際に、ダクトをひもでつり下げて支えると当該部分から折れ曲がって十分な排気ができない場合があるので、支えは幅広の環状の支え等を使用して、折れ曲がらないようすること
- (2) 除去した石綿含有成形板等を廃棄する際は、廃材を破砕する必要がある程度に十分な大きさのフレキシブルコンテナ等を用意すること。なお、石綿含有成形板等が大きい等によりやむを得ず切断等が必要な場合には、散水等により十分湿潤化すること
- (3) 煙突の清掃等作業や除去等による飛散防止対策については、平成24年7月31日基安化発0731第1号及び平成24年9月13日基安化発0913第1号の通達に留意すること

別記関係団体

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
独立行政法人 労働者健康福祉機構
社団法人 日本作業環境測定協会
一般社団法人 日本環境測定分析協会
公益社団法人 日本保安用品協会
公益社団法人 産業安全技術協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
全国社会保険労務士会連合会
社団法人 全国労働基準関係団体連合会
日本アスベスト調査診断協会
社団法人 日本建設業連合会
一般社団法人 全国建設業協会
社団法人 全国解体工事業団体連合会
社団法人 建設産業専門団体連合会
一般社団法人 J A T I 協会
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会
社団法人 日本ビルディング協会連合会
公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
全国アスベスト適正処理協議会
建設廃棄物協同組合

社団法人日本ボイラ協会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
社団法人日本ボイラ整備据付協会
日本暖房機器工業会

社団法人 住宅生産団体連合会
一般社団法人 不動産協会
社団法人 全日本不動産協会
社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 日本建築家協会
社団法人 全日本建築士会

平成 25 年 1 月 7 日
基安化発 0107 第 2 号

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について
～第 9 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～

石綿含有建築物の解体工事については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 24 年 5 月 9 日付け厚生労働大臣公示。以下「技術指針」という。）に基づき関係事業者への指導を実施していただいているところであるが、今般、被災地において平成 24 年 10 月 25 日付基安化発 1025 第 3 号「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について」（以下「1025 第 3 号通達」という。）の別添 1 に示された事前調査が十分でない事例が生じた原因について追加で調査し、東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家の意見等を踏まえ、下記の留意事項をとりまとめたので同種の事例の再発防止のため、その指導の徹底をお願いします。

また、これら事項の取組を促進するため、国の地方事務所や県等の発注機関に対して、下記事項の取組を要請するようお願いします。

なお、別添のとおり、関係団体に要請を行ったので、了知されたい。

記

1. 1025 第 3 号通達の 1（1）や（2）に基づく見落としの防止等、事前調査が徹底されるよう次の事項を行うこと。

- （1）網羅的な事前調査

事前調査を行う者は、事前調査においては過去の経験や建築の知識も重要であるが、それら知識のみに頼り、調査範囲を安易に絞り込むことなく、網羅的かつ下地等目視では確認できない部分まで確実に調査を行うこと。試料採取に当たっては調査する労働者に呼吸用保護具等必要なばく露防止対策を実施させた上、下地や見えない部分まで貫通して採取すること。

特に煙突内の石綿含有建材の見落としが散見されることから、漏れなく調査を行うこと。

- （2）事前調査結果の説明

事前調査業者は、事前調査終了後、事前調査の完了の報告及びその後の関係者間での認

識の齟齬がないよう、後述の報告書とは別に、発注者、除去業者及び解体業者に対して、実際の現場において事前調査を行った範囲や内容について説明をする場を設けることが望ましい。

2. 除去が適正に行われているかどうかの検証を次により行うこと。

(1) 隔離解除前検査

除去工事業者は、隔離を解除する前に、石綿に関して一定の知見を有する者に除去状況を確認させ、取り残し等がないことを確認すること。この確認は、当該除去の範囲の事前調査を行った事前調査業者若しくは外部の専門家に行わせることが望ましい。併せて、石綿則第6条第3項の粉じんの処理等が適切に行われているかどうか石綿の濃度測定等を行い、粉じんの飛散の有無を確認するよう努めること。

(2) 除去結果の説明

除去工事業者は、隔離を解除した後に、除去工事の完成の報告及びその後の関係者間での認識の齟齬がないよう、後述の報告書とは別に、発注者（元請が除去工事を別事業者に請け負わず場合は元請けも含む。以下同じ）、事前調査者及び解体業者に対して、実際の現場において除去を行った範囲や内容について説明をする場を設けることが望ましい。この際、除去を行った部分以外の場所についてもなぜ除去工事の対象とならなかったのか説明すること（例えば、事前調査業者の結果石綿がなかったとの報告があった、除去業者の判断で石綿がないと判断した、契約の対象となっていなかった等）。

3. 1025 第3号通達の1（3）等に基づく業者間での事前調査や除去状況の伝達が円滑に行くよう、また工事の受注等のやりとりにより調査漏れ等を防ぐため、次の取組を行うことが望ましい。

(1) 発注内容の明示及び事業終了報告

発注者及び事前調査業者若しくは除去業者は、工事の発注及び受注に関して事前調査若しくは除去の対象とする範囲（建築物の全部又は一部フロア等）を書面等により明示するとともに、事前調査若しくは除去後、発注者は事前調査業者若しくは除去業者から実際行った事前調査若しくは除去の範囲、調査若しくは工事内容等を書面により報告として求めること。併せて、事前調査終了後及び除去工事終了後、関係者同席の下、上述の現場での説明も求めること。さらに、契約において左記工事の範囲や報告事項等について明示すること。

(2) 情報共有手続き

発注者は、除去業者若しくは解体業者に対して上述の報告を説明する、若しくは報告書を手交すること。

(3) 事前調査徹底

除去業者若しくは解体業者は、石綿則第3条第1項の規定に基づき、事前調査事業者の行った事前調査結果を確認し、自らが行う工事の範囲で調査漏れの部分がないかどうか改めて確認すること。

(4) 報告書の保存

発注者等工事に関係する全ての者は自ら行った若しくは受領した事前調査結果や除去工事に関する報告書を解体工事期間中及び工事終了後も保存しておくこと。

4. その他、第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議で報告された漏洩等を踏まえ、次の事項に留意すること

前室の出入りについては、技術指針3-1(4)イに基づき、隔離空間からの退室に当たっては、身体に付着した石綿等の粉じんを外部に運び出さないよう、洗身設備での洗身を十分に行うこと。特に、複数の労働者が退出するタイミングである休憩時間前や作業終了時等でも、それぞれの労働者がこれらを行うのに十分な時間を確保できるような作業計画を定めておくこと。

平成 25 年 1 月 7 日
基安化発 0107 第 1 号

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について
～第 9 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～

石綿を含有する断熱材等を使用した煙突等を含む建築物の解体等工事については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 24 年 5 月 9 日付け厚生労働大臣公示）に基づき適切な措置を図っていく必要があります。

第 9 回東日本大震災アスベスト対策合同会議において、平成 24 年 10 月 25 日付基安化発 1025 第 2 号の別添 1 に示された事前調査が十分でない事例が生じた原因について追加で調査し報告したところです（厚生労働省 HP 左記会議資料参照）。同会議の専門家の意見等を踏まえ、同種の事例の再発防止のため、下記に留意することが必要とされたところです。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 1025 第 3 号通達の 1（1）や（2）に基づく見落としの防止等、事前調査が徹底されるよう次の事項を行うこと。

（1）網羅的な事前調査

事前調査を行う者は、事前調査においては過去の経験や建築の知識も重要であるが、それら知識のみに頼り、調査範囲を安易に絞り込むことなく、網羅的かつ下地等目視では確認できない部分まで確実に調査を行うこと。試料採取に当たっては調査する労働者に呼吸用保護具等必要なばく露防止対策を実施させた上、下地や見えない部分まで貫通して採取すること。

特に煙突内の石綿含有建材の見落としが散見されることから、漏れなく調査を行うこと。

（2）事前調査結果の説明

事前調査業者は、事前調査終了後、事前調査の完了の報告及びその後の関係者間での認識の齟齬がないよう、後述の報告書とは別に、発注者、除去業者及び解体業者に対して、実際の現場において事前調査を行った範囲や内容について説明をする場を設けることが望ましい。

2. 除去が適正に行われているかどうかの検証を次により行うこと。

(1) 隔離解除前検査

除去工事業者は、隔離を解除する前に、石綿に関して一定の知見を有する者に除去状況を確認させ、取り残し等がないことを確認すること。この確認は、当該除去の範囲の事前調査を行った事前調査業者若しくは外部の専門家に行わせることが望ましい。併せて、石綿則第6条第3項の粉じんの処理等が適切に行われているかどうか石綿の濃度測定等を行い、粉じんの飛散の有無を確認するよう努めること。

(2) 除去結果の説明

除去工事業者は、隔離を解除した後に、除去工事の完成の報告及びその後の関係者間での認識の齟齬がないよう、後述の報告書とは別に、発注者（元請が除去工事を別業者に請け負う場合は元請けも含む。以下同じ）、事前調査者及び解体業者に対して、実際の現場において除去を行った範囲や内容について説明をする場を設けることが望ましい。この際、除去を行った部分以外の場所についてもなぜ除去工事の対象とならなかったのか説明すること（例えば、事前調査業者の結果石綿がなかったとの報告があった、除去業者の判断で石綿がないと判断した、契約の対象となっていなかった等）。

3. 1025 第 3 号通達の 1（3）等に基づく業者間での事前調査や除去状況の伝達が円滑に行くよう、また工事の受注等のやりとりにより調査漏れ等を防ぐため、次の取組を行うことが望ましい。

(1) 発注内容の明示及び事業終了報告

発注者及び事前調査業者若しくは除去業者は、工事の発注及び受注に関して事前調査若しくは除去の対象とする範囲（建築物の全部又は一部フロア等）を書面等により明示するとともに、事前調査若しくは除去後、発注者は事前調査業者若しくは除去業者から実際行った事前調査若しくは除去の範囲、調査若しくは工事内容等を書面により報告として求めること。併せて、事前調査終了後及び除去工事終了後、関係者同席の下、上述の現場での説明も求めること。さらに、契約において左記工事の範囲や報告事項等について明示すること。

(2) 情報共有手続き

発注者は、除去業者若しくは解体業者に対して上述の報告を説明する、若しくは報告書を手交すること。

(3) 事前調査徹底

除去業者若しくは解体業者は、石綿則第3条第1項の規定に基づき、事前調査事業者の行った事前調査結果を確認し、自らが行う工事の範囲で調査漏れの部分がないかどうか改めて確認すること。

(4) 報告書の保存

発注者等工事に関係する全ての者は自ら行った若しくは受領した事前調査結果や除去工事に関する報告書を解体工事期間中及び工事終了後も保存しておくこと。

4. その他、第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議で報告された漏洩等を踏まえ、次の事項に留意すること

前室の出入りについては、技術指針3-1(4)イに基づき、隔離空間からの退室に当たっては、身体に付着した石綿等の粉じんを外部に運び出さないよう、洗身設備での洗身を十分に行うこと。特に、複数の労働者が退出するタイミングである休憩時間前や作業終了時等でも、それぞれの労働者がこれらを行うのに十分な時間を確保できるような作業計画を定めておくこと。

別記関係団体

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
独立行政法人 労働者健康福祉機構
社団法人 日本作業環境測定協会
一般社団法人 日本環境測定分析協会
公益社団法人 日本保安用品協会
公益社団法人 産業安全技術協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
全国社会保険労務士会連合会
社団法人 全国労働基準関係団体連合会
日本アスベスト調査診断協会
社団法人 日本建設業連合会
一般社団法人 全国建設業協会
社団法人 全国解体工事業団体連合会
社団法人 建設産業専門団体連合会
一般社団法人 J A T I 協会
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会
社団法人 日本ビルディング協会連合会
公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
全国アスベスト適正処理協議会
建設廃棄物協同組合

社団法人日本ボイラ協会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
社団法人日本ボイラ整備据付協会
日本暖房機器工業会

社団法人 住宅生産団体連合会
一般社団法人 不動産協会
社団法人 全日本不動産協会
社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 日本建築家協会
社団法人 全日本建築士会